

【各論編】

第1章 地域共生社会の実現 (地域包括ケアシステムの深化・推進)	58
第2章 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	69
第3章 共生社会の実現に向けた認知症施策の推進	75
第4章 多様な福祉・介護サービス基盤の整備	81
第5章 災害及び感染症対策に係る体制整備	108
第6章 地域包括ケアシステムを支える人材の 確保及び介護現場の生産性の向上の推進	112
第7章 推進体制等	120

※各論第1章から第6章において、◎が付してある【具体的な取組】については、本計画期間中、重点的に取り組む項目です。

第1章 地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）

【基本政策】

高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とするために、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を、県内各地域の実情に応じて地域住民の参加を得ながら深化・推進しています。

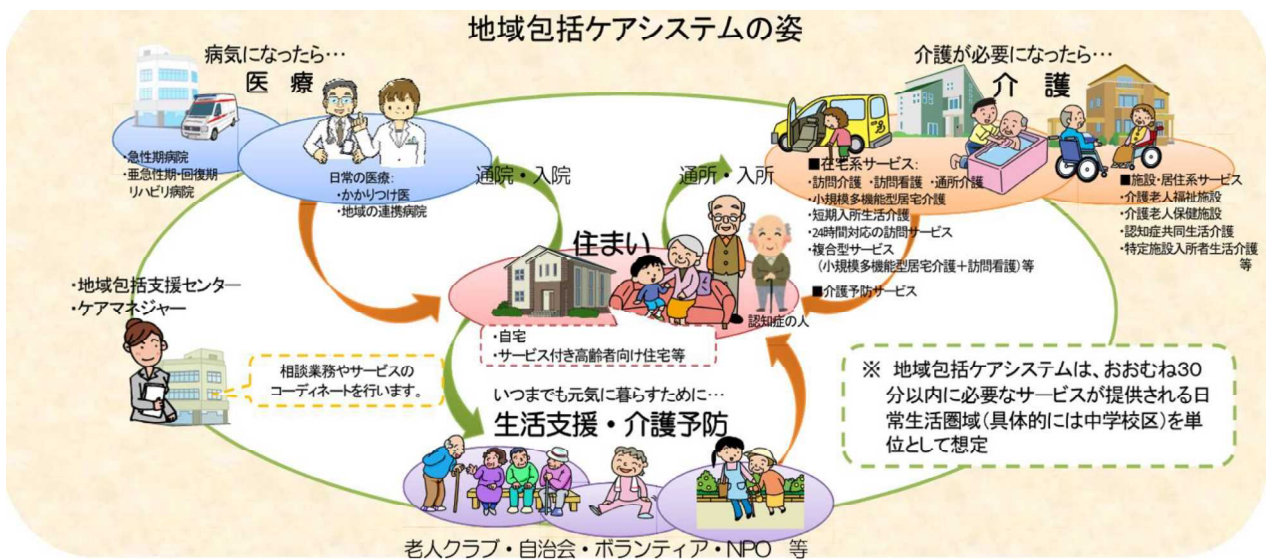
今後、こうした地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアの取組と包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備を一体的に推進することにより、「地域共生社会」の実現を図ります。また、高齢化が一層進展する中で、高齢者の積極的な社会参加を促し、地域の支え手として生き生きと活躍できるよう支援することにより、その実現への推進を図ります。

【地域包括ケアシステム】

県では、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、市町村をはじめ、医療・介護関係者、障害政策、まちづくりや住宅政策担当等と連携して、「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきました。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの考え方や取組は、「地域共生社会」（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な社会基盤となり得るものです。

今後、団塊ジュニアの世代全てが65歳以上となるとともに、総人口・現役世代が減少する中で高齢人口がピークを迎える2040年を見据えて、地域包括ケアの更なる取組とあわせて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備を一体的に推進することにより、地域共生社会の実現を図っていきます。



1 地域における支え合いの推進

【現状・課題】

ひとり暮らしや何らかの支援を要する高齢者も地域で安心して暮らし続けるためには高齢者の生活に即したきめ細かな生活支援サービスを充実させていくことが重要です。

また、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、高齢者を含む地域住民同士で日常生活を支え合うことは、地域のつながりを維持することにもなります。

【対応方針】

市町村が中心となって進めている、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化などを通じた支え合いの仕組みづくり（生活支援体制整備事業）の充実・強化に向けた支援を行います。

民間事業者・団体等によるサロンの開催、見守り・安否確認等の日常生活を支援する活動を推進・支援します。

【具体的な取組】

- 市町村や社会福祉協議会における高齢者の居場所づくり（ふれあい・いきいきサロン等）や見守りネットワークの構築を支援します。
- 在宅の高齢者を対象に自宅訪問をし、安否確認や話し相手となる活動（友愛訪問活動）等地域支え合い活動を行っている老人クラブの活動を支援します。
- 民間事業者・団体と協定を締結し、地域住民の異変に気づいた場合、市町村へ連絡する地域見守り活動の体制整備に取り組みます。
- 地域の支え合いの担い手である民生委員の活動を支援するとともに、民生委員の資質向上に取り組みます。
- 各地域の実情に応じた多様な担い手による多様なサービス提供等が行えるよう、庁内の産業や交通などの関係部局と情報共有を図るとともに、市町村に対し、先進事例等の情報提供等を行うことにより、生活支援体制整備に向けた取組を支援します。
- ◎社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団、生活支援活動に取り組むNPO関係者等との協力により、引き続き生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの養成に取り組みます。
- 生活支援コーディネーターの情報交換会等を通じたネットワークづくりを進め、好事例の横展開を図ります。
- 地域拠点である居場所、通いの場、買い物支援体制の立ち上げ等、日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村等を支援します。

2 地域包括支援センター等の機能強化

【現状・課題】

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談支援の窓口として包括的支援事業や介護予防支援等を行うとともに、市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討を行っています。

ひとり暮らし高齢者の増加や8050問題など、高齢者を取り巻く課題が複雑化・複合化

するなかで、地域包括支援センターに求められる役割も多様化しており、職員の資質向上や関係者との連携体制の強化、相談窓口としての認知度向上が必要です。

また、市町村や地域包括支援センターが地域ケア会議の開催を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要です。

【対応方針】

市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に医療職、介護職、リハビリテーション専門職等の多様な職種が関わり、地域課題の共有や高齢者の自立支援に向けた包括的な支援体制の構築が図れるよう支援します。

【具体的な取組】

- ◎地域包括支援センターの職員に対して、業務に必要な専門的知識や技術の習得、情報共有のあり方等の研修を実施し、相談機能強化に向けた資質の向上に努めます。
- 地域包括支援センターの十分な活用が図られるよう、地域包括支援センターの存在・役割について改めて周知を図ります。
- 地域ケア会議の構成員となる医療職、介護職、リハビリテーション専門職等の職能団体と協力し、多職種を対象とした地域包括ケアシステムの構築に係る研修会を支援します。

3 家族への支援の充実

【現状・課題】

第9期計画策定にあたって県が実施した「介護保険制度等に関する県民意識調査（令和4年度(2022)）」の結果、回答者の約半数近くが自宅での介護を望んでいますが、家庭の状況により、在宅での介護が難しくなっているケースも少なくないと考えられます。

在宅介護の継続のためには、様々な状況に対応する多様で十分なサービスを提供する基盤整備が不可欠です。

【対応方針】

「通い」を中心として、「宿泊」や「訪問」を組み合わせることができる小規模多機能型居宅介護は、利用者のニーズにきめ細かく対応することができるため、引き続き整備を進めます。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加していることから、「看護小規模多機能型居宅介護(*11)」の普及を促進するとともに、既存の居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。

地域包括支援センターによる相談などにより、家族の状況に応じたレスパイトケアを推奨します。

身体上又は精神上の障害があり、日常生活に著しい支障がある高齢者を、最低限必要と考えられるレスパイトケアを利用しながら在宅で介護する者に対し、市町村と連携して支援します。

【具体的な取組】

- 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護について、導入の進んでいない市町村の整備を支援します。

*11 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護が組み合わされたサービスで平成27年度に「複合型サービス」から改称された

- 市町村での地域支援事業「家族介護支援事業（任意事業）」の実施による高齢者を介護する家族の負担軽減を図る取組を支援します。
- レスパイトケアを推奨し、高齢者を介護する家族への支援を促進します。
- ダブルケア等に関する相談窓口の充実を支援します。
- 「在宅要援護者総合支援事業」（介護慰労金支給事業）により、市町村での取組を支援します。

4 在宅医療と介護の連携

【現状・課題】

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025）には、本県の高齢化率は31.8%になることが推計されており、今後、ますます医療・介護サービスの需要が増加することが見込まれています。

高齢化の進展に伴い、老人慢性疾患の増加により疾病構造が変化し、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まっています。

患者の病状に応じた適切な医療を効果的・効率的に提供するためには、医療機能の分化・連携を推進するとともに、急性期の医療から在宅や介護施設での医療・介護までの一連のサービスが切れ目なく提供される体制が必要です。

【対応方針】

できる限り住み慣れた地域での療養を希望する高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、地域の実情に応じた在宅医療の提供体制の充実を図るとともに、地域における在宅医療・介護に係るネットワークの形成やICTシステムを活用した医療・介護関係者の連携、医療・介護情報基盤の整備等により、保健・医療・介護等の関係機関による連携体制を構築します。

また、住み慣れた自宅や介護保険施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保します。

全ての市町村では、在宅医療と介護の切れ目のない提供体制を構築していくため、介護保険法に基づき、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しているところですが、本事業が円滑に実施できるよう、郡市医師会、県医師会等の関係機関と連携して、市町村の取組をきめ細かく支援します。

【具体的な取組】

- 退院の際に入院医療機関と在宅療養を担う関係機関が適切に情報共有を行えるよう、関係者相互の連携を推進するための研修等を支援します。
- ◎退院調整ルール運用とその運用状況の確認を定期的に行い、地域における病院と介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携体制を推進します。
- 在宅医療に移行する患者・家族が、退院後も安心して地域で療養できるよう、啓発パンフレットの作成・周知や講演会の開催など、在宅医療・介護に係る普及啓発に取り組みます。

[目標]

No.	区 分	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
1	退院支援を実施(入退院支援加算を算定)している病院・診療所数	62～69 か所	2021	78 か所	2026
2	退院調整ルールに係る退院調整漏れ率	15.5%	2021	10%未満	2026

資料：1 厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」
2 群馬県調査

- ◎在宅療養者が訪問診療や訪問看護などを県内どの地域においても安心して受けられるよう、訪問診療の実施体制の充実や訪問看護ステーションの機能強化など、地域の実情に応じた在宅医療の基盤整備を進めます。
- ◎地域における在宅医療・介護に係るネットワークの形成をより一層進めるとともに、地域連携クリティカルパス等の普及促進を図るなど、多職種による連携を推進します。さらに、情報通信機器の活用や医療・介護情報基盤の整備により、在宅医療・介護従事者の連携を推進します。
- 在宅医療・介護に係る県民向け講演など、患者・家族に対する普及啓発やかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局及び訪問看護の普及に取り組みます。
- ◎訪問歯科診療の充実に向けた取組とともに、訪問歯科診療や訪問口腔衛生指導の利用促進に向け、介護従事者も含め、普及啓発に取り組みます。
- ◎服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、多職種との連携、夜間・休日を含む急変時の対応など、訪問薬剤管理指導を効果的に行うため、健康サポート薬局の推進と合わせて、かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進、さらに地域連携薬局の推進に取り組みます。
- 訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導の充実に向けた取組とともに、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導の利用促進に向けた普及啓発に取り組みます。

[目標]

No.	区 分	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
3	訪問診療を実施している病院・診療所数	480～503 か所	2021	519 か所	2026
4	訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数(1か月当たりレセプト数)	28.7～30.0 人	2021	31.4 人	2026
5	訪問歯科診療(居宅又は施設)を実施している診療所数	266～281 か所	2021	318 か所	2026
6	訪問口腔衛生指導を実施している病院・診療所数	65～74 か所	2021	84 か所	2026
7	訪問看護事業所数	228 か所	2021	251 か所	2026
8	地域連携薬局数(*12)	47 か所	2021	141 か所	2026

*12 在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局のこと

9	在宅療養支援診療所数(*13)	256 か所	2021	274 か所	2026
---	-----------------	--------	------	--------	------

資料：3～6 厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」

- 7 厚生労働省「介護給付費実態統計」
- 8 群馬県への届出数
- 9 関東信越厚生局群馬事務所への届出数

◎在宅療養者の急変時に、往診や必要に応じた受入れができるよう、在宅医療に係る関係機関と入院医療機関の連携を推進し、24時間対応可能な連携体制や、病状急変時の円滑な受入れ体制の構築に取り組みます。

[目標]

No.	区 分	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
10	往診を実施している病院・診療所数	583～602 か所	2021	602 か所	2026
11	24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	204 か所	2021	231 か所	2026

資料：10 厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」

11 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

○在宅や介護施設での看取りに対応できる医師、訪問看護師等の人材育成を推進するとともに、介護関係者を含む関係者相互の連携体制の具体的な構築を図ります。

◎人生の最終段階における医療のあり方について、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）(*14)の概念を踏まえ、医療・介護関係者向けの研修や県民向けの普及啓発に取り組みます。

[目標]

No.	区 分	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
12	在宅看取りを実施（ターミナルケア加算等を算定）している病院・診療所数	237～259 か所	2021	293 か所	2026

資料：12 厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」

○在宅医療の推進及び、在宅医療・介護連携推進事業の取組支援に向けて、関係機関により構成する作業部会を設置・運営し、必要な施策について具体的な検討を進めます。

○在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施のため、郡市医師会、県医師会等の関係機関と連携して市町村の取組を具体的・個別的に支援します。

○災害時の支援体制構築に向けて、地域における平時からの医療・介護連携に関する取組や、業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

○多様な県民のニーズに応じた、包括的な支援体制づくりのための事業を進めます。

*13 在宅医療における中心的な役割を担うこととし、24時間体制の往診や訪問看護を提供できる体制が確保された診療所のこと

*14 人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス

5 高齢者の権利擁護

【現状・課題】

群馬県内における高齢者虐待の相談・通報件数は、上昇傾向にあります。

高齢者虐待の対応について第一義的な責任を担う市町村の相談体制の充実や対応力の向上が求められます。

養介護施設従事者による高齢者虐待の件数も増加傾向にあるため介護保険施設等における虐待防止の体制整備が求められます。

認知症高齢者等、権利擁護支援を必要とする方への差別や偏見をなくし、地域で見守り・支え合うことができる体制の整備が必要です。

【対応方針】

高齢者虐待の対応を担う市町村に対し、実践的な研修の実施、専門職による相談窓口の設置、困難事例等への派遣等による支援を行います。

介護保険施設等の指導的立場にある者を対象とした実践的な研修を通じ、介護現場における権利擁護のための取組を指導する人材を養成します。

【具体的な取組】

- ◎市町村の高齢者虐待対応担当者の資質向上のための研修を実施します。
- ◎市町村に対し専門的な助言や指導を行うとともに、処遇困難事例等に対して専門職の派遣を行う弁護士、司法書士及び社会福祉士からなる「高齢者虐待対応専門職チーム」を活用し、高齢者虐待の適切な対応を行います。
- 介護施設職員に対する権利擁護推進員養成研修及び看護職員研修を実施し、施設における虐待防止を推進します。
- 介護施設等職員に対して身体拘束廃止に向けた取組の推進を図るための研修会やシンポジウムを実施します。
- 介護サービス事業者に対しては、実地指導等の機会に虐待防止に係る事業所の取組を確認し、促進するとともに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の職員に対しては、虐待防止の専門家を派遣して研修等を実施し、入居者の権利擁護やサービスの質の確保に努めます。
- 成年後見制度の利用を必要とする方が適切に利用できるよう、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、市民後見人等、後見人となる人材の育成に取り組みます。
- 社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」や法人後見の取組を支援します。

6 地域包括ケアシステムへの県民理解

【現状・課題】

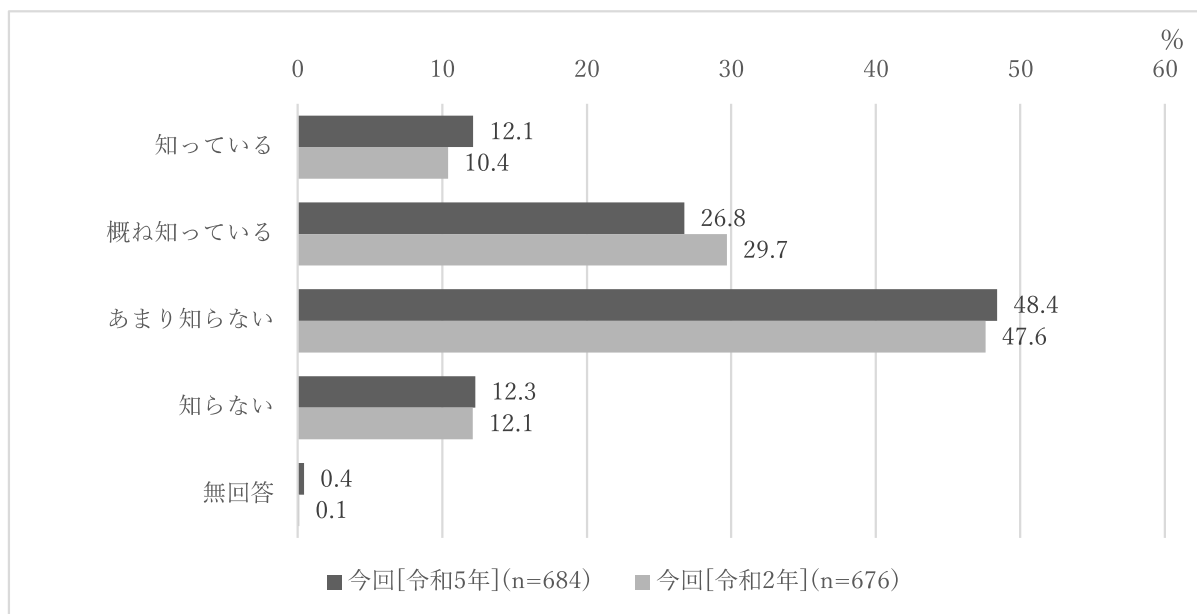
令和7年（2025）に向けて地域包括ケアシステムの構築を進めるために、県民各層が自分の暮らす地域を知り、「自助」や「互助」を理解して、世代を超えて共に支え合う地域づくりを進める必要があります。

また、第9期計画策定にあたって県が実施した「介護家族等に関する県民意識調査（令

和4年度(2022)」の結果では、介護についての知識や介護保険の仕組みを知っている(12.1%)、概ね知っている(26.8%)と回答した人は、合わせて38.9%でした。

今後、高齢化の進展とともに、介護サービスが必要となる認知症高齢者や要介護高齢者が増加するほか、助け合いながら共に地域を作っていく地域共生社会の実現が求められる中で、介護保険制度をはじめ、高齢化の状況・課題、また、地域に所在する施設やサービス等の資源等について、改めて、幅広い世代の県民への浸透を図って行く必要があります。

[介護についての知識や介護保険の仕組みの認知度(単数回答)]



【対応方針】

子どもから高齢者まで、幅広い世代に「地域包括ケア」の普及啓発を図ります。

介護保険制度や地域の施設等への県民の理解が深められるよう、様々な主体による情報発信等の取組を推進します。

【具体的な取組】

- 子どもから高齢者まで幅広い世代が、「地域包括ケア」を身近に感じ、その必要性を正しく理解してもらうため、機会を捉えて広報・啓発活動を行います。
- 事業者や団体、地域住民等が取り組む、地域包括ケアシステム構築に関する研修や学習会等を支援します。
- 介護保険制度全般や介護保険の状況についての学びに資するため、パンフレット「ぐんまの介護保険」を随時更新し、県ホームページに掲載します。
- 介護サービスを利用したいときなど、まずどこに相談すればよいかなどについて外国語にも対応したわかりやすい新たなパンフレットを作成し、県ホームページに掲載します。
- 県民からの要望に応じて、パンフレット「ぐんまの介護保険」等を活用し、相談先や介護保険制度、介護保険の状況等に関する出前講座を行います。
- 施設等が地域福祉の中心的役割を担うよう、地域住民やボランティア等との連携や協力、設備を活用した世代間交流や地域行事への参加など地域との積極的な交流を促します。

7 包括的支援体制の構築

【現状・課題】

人口減少・少子高齢化の進展や雇用状況の変化、地域社会の変化等の中、8050 問題やダブルケアを行う世帯の課題など、世帯が抱える課題が複合化・複雑化し、高齢者・障害者・子ども（ヤングケアラーを含む）等の分野・対象者ごとに整備された公的支援制度では対応が難しい事例が顕在化しています。

【対応方針】

人々が様々な課題を抱えながらもそれぞれの地域で自分らしく暮らしていけるよう、市町村における分野を問わない包括的な支援体制の構築や社会参加の場の創出などにより、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に取り組みます。

【具体的な取組】

- 複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等について、市町村を支援するとともに、広域的な支援体制の整備を進めます。
- 「地域包括ケアシステム」をさらに進め、住民一人ひとりが役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティの育成や、公的サービスと協働して助け合い、暮らすことのできる仕組みづくりを市町村等と連携して推進します。
- 高齢の要介護の親と中高年のひきこもりの子が同居する生活困窮世帯への支援や障害のある方の親の高齢化に伴う支援、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）への支援など、複合化・複雑化した課題に対応する包括的な支援体制の構築が進むよう、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談）や本人・世帯の状態に合わせ社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）を行う市町村を支援します。

8 元気高齢者の社会参加への支援

【現状・課題】

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040)を見通すと、既に減少している生産年齢人口がさらに減少する中で、高齢者人口がピークを迎え、中でも介護ニーズの高い 85 歳以上人口の増加が見込まれています。

一方、国民生活基礎調査結果（総論第 2 章 3 「元気な高齢者の増加」参照）や要介護認定者数の 65 歳以上人口に占める割合（総論第 2 章 2 「要援護高齢者の増大」参照）等を踏まえると、多くの高齢者は日常生活を問題なく送っている元気な高齢者です。

生産年齢人口の減少に伴う人手不足の深刻化や健康寿命の延伸を背景に、高齢者は豊

富な知識や経験を有する貴重な労働力として期待されており、定年の引上げや継続雇用制度の導入も進んでいます。

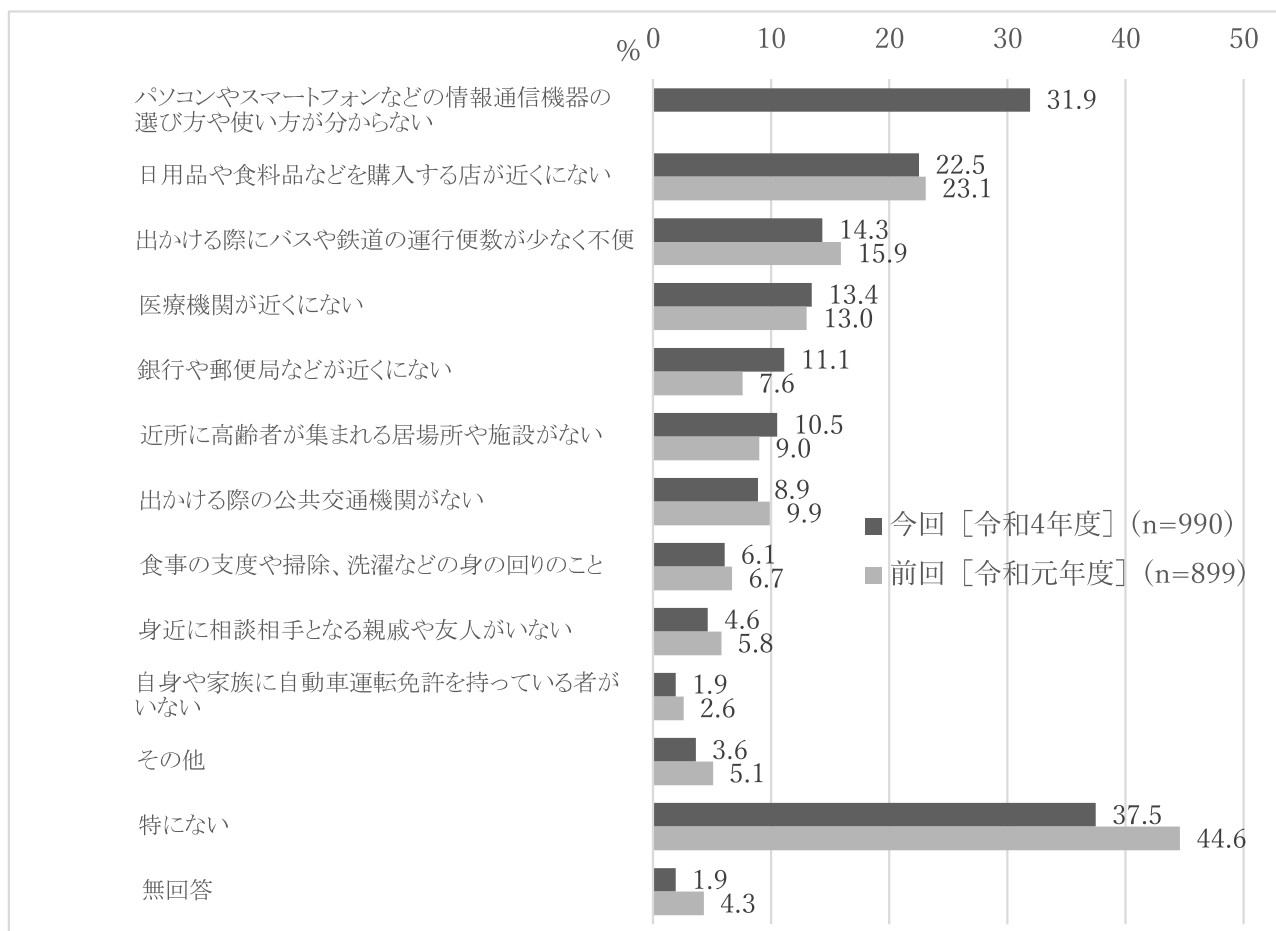
このため、高齢者が就業やボランティアなど社会参加できる機会の創出や、生きがいを持って活躍できる場の充実が必要です。

特に、地域との関わりが十分でないと考えられる高齢者に対して積極的に支援していく必要があります。

また、より一層の健康寿命の延伸のために、高齢者の生きがいや健康づくりを推進していくことも重要です。

なお、第9期計画策定にあたって県が実施した「介護保険制度等に関する県民意識調査(令和4年度(2022))」によると、日常生活で困っていることや不便に感じていることとして、約3割の方が、「パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の選び方や使い方が分からない」と回答しており、情報通信機器への適応状況が高齢者の生活や社会参加に影響している可能性が考えられます。

[日常生活での困りごとや不便に感じること(複数回答、3つ以内)]



【対応方針】

地域共生社会づくりに資するため、高齢者が能力や経験を活かし、地域の「支え手」として生き生きと活躍できるよう、高齢者の社会参加の機会を創出するとともに、すべての高齢者が自分に合った社会参加の機会を得られるよう支援し、誰一人取り残されることなく幸福を実感できる社会づくりを目指します。

また、諸活動の基本となる健康づくり、生きがいつくりの活動を支援します。

【具体的な取組】

- ◎公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団と連携しながら、そのノウハウを活用し、元気高齢者が手軽にかつ気軽に取り組める社会参加活動を支援する体制を整えるなどにより、元気高齢者が自主的かつ継続的に地域の支え手として活躍できる仕組みをつくります。
- 高齢者の積極的な外出を促し、地域とのつながりの強化や健康維持を図るため、65歳以上の高齢者を対象に、協賛店で優待サービスを受けられる「ぐんまちょい得シニアパスポート事業」の普及・拡大を図ります。また、利便性を向上し、効果的に推進するため、ポイント付与等が可能なデジタル版を導入します。
- e スポーツやオンライン講座等に慣れ親しみ、積極的に参加するための取組を支援することで高齢者の社会参加の促進や、生活の質の向上を図ります。特に、男性高齢者の外出する機会等の創出を図り、社会参加を支援します。
- 地域の支え手として実際に社会参加できるよう、ボランティア養成講座やボランティア活動等に役立つ実用的な講座を開催するとともに、修了者を地域の社会参加活動が可能な場に繋ぐなどの支援を行います。
- 老人クラブのほか、子育てや高齢者支援のボランティアなど、高齢者が活躍できる場の充実を図ります。
- 老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び一般財団法人群馬県老人クラブ連合会は、高齢者の福祉を増進するための幅広い活動に取り組み、地域共生社会づくりの担い手の一つとしてその活動や役割が期待されているため、それぞれが行う生きがいつくりや健康づくり、地域づくり等の活動が主体的に取り組まれるよう支援を行います。
- 就業機会の拡充や再就職のための職業紹介、シルバー人材センターでの就業や地域活動など多様化するニーズに対応した相談・情報提供等を行うことで、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かして働くことができるよう支援します。
- 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団を通じ、ぐんまねんりんピックの開催や全国健康福祉祭への選手団の派遣等を行い、高齢者の生きがいと健康づくりに関する各種事業を推進します。

[目標]

区 分	令和5年度(2023) 実績	令和8年度(2026) 目標
シニア傾聴ボランティア育成支援事業(※)の受講者数	42人	100人

※養成講座及びスキルアップ講座

第2章 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

【基本政策】

高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合においても、その状態を悪化させないようにするための体制整備を進めます。

介護予防を進めるに当たっては、フレイル（虚弱）予防の観点から、運動機能の維持向上だけでなく、社会参加や栄養管理、口腔機能の維持向上等、多面的なアプローチができるよう市町村と連携し支援を行います。

1 介護予防・フレイル予防の推進

【現状・課題】

高齢者が、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むためには、身近な地域で介護予防に取り組むことができる環境づくりが必要です。

介護予防の推進には、本人の意欲、周囲の支援が重要であることから、介護予防に主体的に取り組むボランティアの養成や、地域での通いの場の設置を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症により養成講座の中止や通いの場の活動停止等の影響を受けており、活動の再開が必要です。

また、フレイル予防には、運動・口腔機能の維持向上や社会参加、栄養管理など多面的なアプローチが重要であり、多職種が連携した支援が求められます。

【対応方針】

介護予防、フレイル予防の必要性を理解し、地域で主体的に介護予防に取り組むボランティアを養成する市町村支援を行います。

市町村とリハビリテーション等の専門職が、通いの場等の介護予防の取組に連携して支援できるよう、体制の強化を図ります。

地域における居場所、通いの場、買い物支援体制の立ち上げ等、日常的な支え合い活動の体制づくりを通じて、社会参加や生きがいづくりによるフレイル予防の取組を支援します。

○フレイルとは

『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会・国立長寿医療研究センター）によると、「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。また、「フレイル」の前段階にあたる「プレフレイル」のような早期の段階からの介入・支援を実施することも重要である。

（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインより）

○介護予防とフレイル予防

介護予防は、高齢者が要介護状態となることの予防又は介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的としており、近年は、機能訓練回復など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含め地域づくりが推進されている。

フレイル予防は健康な状態から体力や気力が弱まり始める時期からの取組を含み、より早期からの介護予防の取組を指している。

○フレイル予防推進リーダー

フレイル予防について学び、地域でフレイル予防に取り組む住民。市町村によって名称は異なる。

【具体的な取組】

- ◎市町村が行うフレイル予防推進リーダーの養成や、住民主体の通いの場のフレイル予防の取組充実に向け、関係機関と連携し、標準教材や動画の提供などにより支援します。
- 市町村において介護予防に取り組む関係者や通いの場の参加者等を対象とした情報交換の場を設け、好事例の横展開を図るとともに取組の充実を支援します。
- リハビリテーション等の専門職が通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に積極的に関与し、効果的な助言が行えるよう市町村職員等との意見交換の場を設けます。
- 高齢者の歯科口腔機能の維持向上や運動器の機能向上等の介護予防推進のために、関係団体等の取組を支援します。
- 老人クラブにおける健康づくりや介護予防への取組を支援します。

[介護予防に資する通いの場の目標]

区 分	令和3年度(2021) 実績	令和8年度(2026) 目標数
介護予防に資する通いの場への 65歳以上参加者数及び割合	37,608人 5.6%	47,460人 8.0%
介護予防に資する通いの場の設置数 (週1回以上開催)	802か所	1,200か所

[介護予防関連サポーターの養成目標]

区 分	令和4年度(2022) 養成実績(※)	令和8年度(2026) 養成目標
介護予防・フレイル予防の必要性を 理解し地域で取り組むボランティア	11,270人	12,600人

※介護予防サポーター(初級)相当の養成実績(累計)

2 地域リハビリテーションの推進

【現状・課題】

リハビリテーションを地域で円滑かつ継続的に実施するため、県では群馬県地域リハビリテーション支援センターを1か所、地域リハビリテーション広域支援センターを12か所設置し、市町村の介護予防への支援や地域におけるリハビリテーション専門職のネットワーク化に取り組んでいます。

介護予防に資する通いの場への支援や地域ケア個別会議への参加をより一層推進するため、地域でリハビリテーションに携わる多職種とのネットワーク強化が必要です。

【対応方針】

医療機関や介護サービス事業所に対し、地域リハビリテーションへの理解・協力を求め、リハビリテーション専門職が市町村が行う介護予防の取組への支援等の地域リハビリテーションに従事しやすい環境を整備します。

地域リハビリテーションとは

○リハビリテーションの理念

リハビリテーションは、単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものである。

○高齢者のリハビリテーションに求められるもの

生活機能の向上を目的として、個々の働きかけを連動して総合的に提供するとともに、日常生活や地域社会における制限や制約を最小限にし、利用者本人が望んでいる生活を支えていくこと（注：個々の働きかけとは、心身機能、日常生活活動、社会参加、物理的環境などへの働きかけ）

【出典】平成16年1月 高齢者リハビリテーション研究会の報告書

○地域リハビリテーション

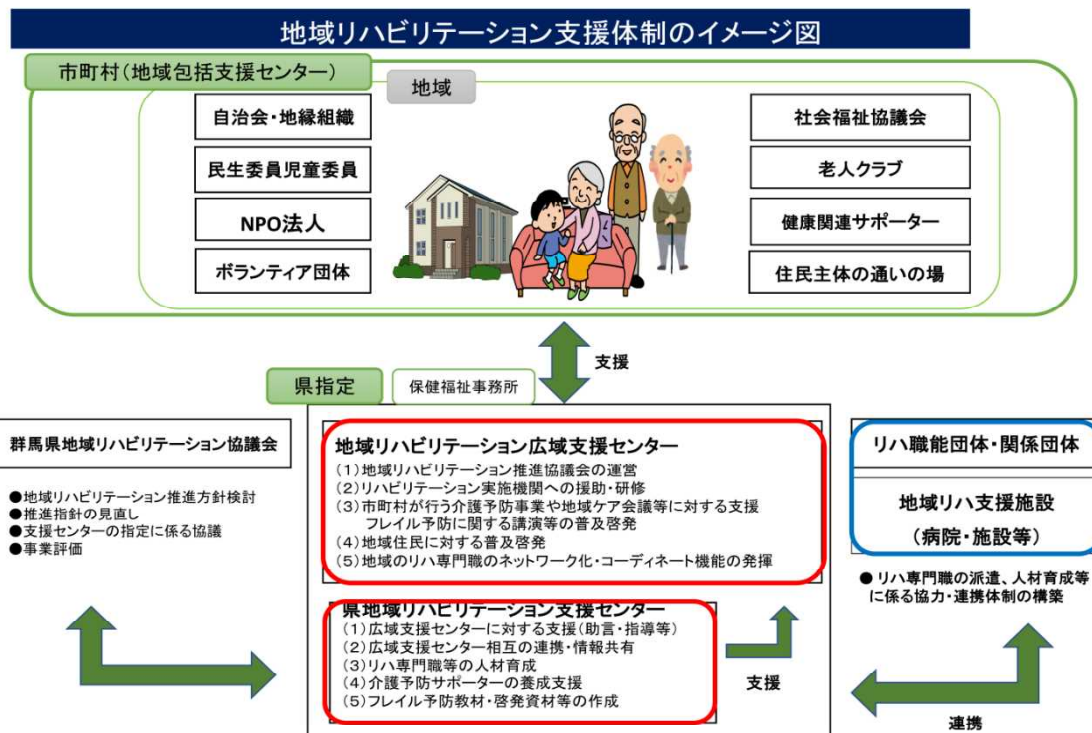
障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきと生活できるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハの立場から協力し合っている活動のすべてをいう。

【出典】日本リハビリテーション病院・施設協会 2016

【具体的な取組】

- ◎群馬県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの活動の充実を図るとともに、広く活動を周知し、地域リハビリテーションの更なる広がりを推進します。
- 地域リハビリテーション広域支援センターが、リハビリテーション専門職の立場から、介護予防・フレイル予防事業や地域ケア会議に参画できるよう、地域リハビリテーション広域支援センターの機能強化を図るとともに、市町村との連携を推進します。
- リハビリテーションに携わる保健・医療・福祉・介護等の多職種による連携を推進するため、関係機関・団体に対し、地域リハビリテーションの重要性を周知し、積極的な関与を促すとともに、「群馬県地域リハビリテーション協議会」、各地域で行う「地域リハビリテーション推進協議会」等を通じて、分野の垣根を越えた関係機関のつながりを支援します。

- 地域リハビリテーションの持続的な拡大のため、群馬県地域リハビリテーション支援センターやリハビリテーション職能団体等と連携し、担い手となる地域リハビリテーション専門職の人材育成を支援します。



1

3 自立支援に資する地域ケア個別会議の推進

【現状・課題】

高齢者の自立支援及び日常生活の質的向上に向け、本人の能力や思いを反映した自立支援に資するケアマネジメント支援や重度化防止に向けた地域づくりが求められます。

市町村では、地域ケア個別会議での個別ケースの検討を重ね、個別会議から見えてきた課題解決に向け、地域ケア推進会議において施策等の検討を行っています。

地域ケア会議に多職種が参加することで高齢者に対し多面的な支援が期待できることから、保険者である市町村と支援者である専門職等の目的・課題の共有が課題です。

【対応方針】

市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議について、参加者が目的を共有し、より一層自立支援、重度化防止等に資する会議運営となるよう、支援します。

【具体的な取組】

- ◎市町村において効果的な「自立支援に資する地域ケア個別会議」が実施できるよう、市町村等職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等を対象とした研修会を開催します。
- 市町村が行う地域ケア個別会議が地域の実情に応じた円滑な開催・運営となるようアドバイザー派遣による伴走支援を行います。
- 地域ケア個別会議に参加する専門職に対し、介護予防の考え方や会議の意義についての理解を深めてもらうため、関係団体と協力のうえ研修を開催します。

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【現状・課題】

人生 100 年時代を見据え、健康寿命の延伸を目的として、高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業が、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業と、市町村において一体的に実施されることとなりました。

この事業は、令和 2 年度から開始され、令和 5 年度末で 24 市町村実施しており、令和 6 年度までに全市町村で行われることとなっています。

【対応方針】

本事業が全市町村で継続して行われるよう市町村と群馬県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）を支援します。

【具体的な取組】

- 広域連合、関係部局が連携し、市町村の課題解決に向けた助言および支援を行います。
- 広域連合や県国民健康保険団体連合会とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行い、課題解決に向けた支援を行います。

5 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の推進

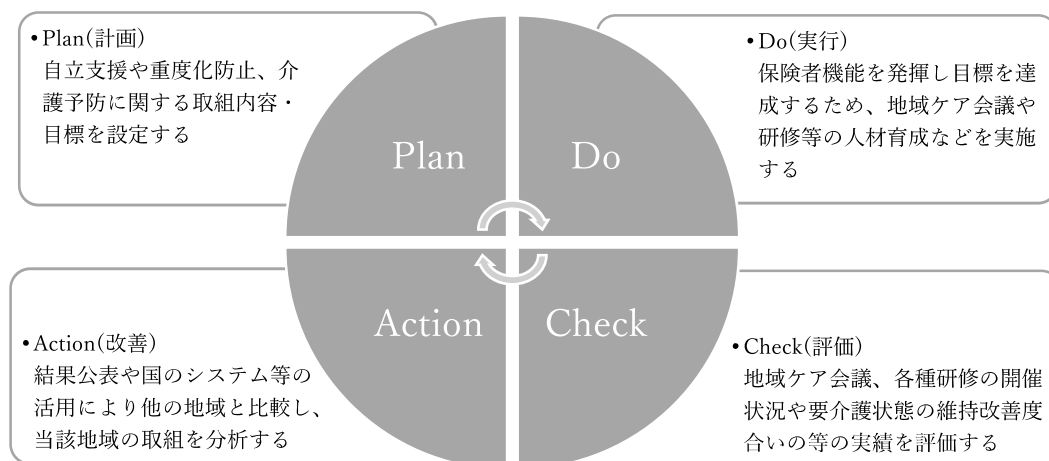
【現状・課題】

高齢化が進展し、総人口及び現役世代人口が減少する中、保険者が行う自立支援・重度化防止に関する取組等を支援するため、平成 30 年度に保険者機能強化推進交付金が、令和 2 年度に介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金がそれぞれ創設されました。

両交付金は客観的な指標の実施状況等に応じて市町村及び県に交付金が配布されるもので、交付金を活用することにより、市町村は高齢者の自立支援・重度化防止に係る取組等を推進し、県は市町村の取組を支援しています。

自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用しながら、実施状況の検証を行い取組内容の改善を行うなど、P D C A サイクルを適切に回すことが重要です。

[保険者機能強化推進交付金等における P D C A サイクル図]



【対応方針】

P D C Aサイクルを適切に回すことにより、評価結果を活用し、県の介護予防や介護給付適正化等の取組の改善や一層の推進を図ります。

市町村が適切にP D C Aサイクルを活用したうえで、施策を実施し評価、改善を行えるよう、必要な支援を行います。

交付金を有効活用することで施策を推進し、県の得点率の向上を図ります。

(1) 都道府県分

【具体的な取組】

◎評価指標項目と関連する各種取組について、評価結果を踏まえ市町村等と連携して実施の検討を行います。

[評価結果及び目標値] 〈保険者機能強化推進交付金＋介護保険保険者努力支援交付金〉

区 分	令和6年度 (2024)	令和9年度 (2027)
保険者機能強化推進交付金等の県得点率 (全国平均得点率)	55.9% (64.5%)	全国平均を上回る得点率 (—)

注：令和6年度は令和5年度時点の取組による評価
令和9年度は令和8年度時点の取組による評価（見込み）
誤謬修正は勘案しない数値

(2) 市町村分

【具体的な取組】

◎評価指標項目と関連する市町村の各種取組について、得点率の向上が図られるよう交付金の有効活用等を踏まえた助言等を行います。

○市町村が適切に評価を行えるよう、必要な情報提供を行います。

○評価結果等により市町村の支援ニーズを把握し、好事例の提供や助言等を行うことで、市町村における課題分析及び自立支援・重度化防止の取組等を支援します。

[評価結果及び目標値] 〈保険者機能強化推進交付金＋介護保険保険者努力支援交付金〉

区 分	令和6年度 (2024)	令和9年度 (2027)
保険者機能強化交付金等の県内平均得点率 (全国平均得点率)	46.3% (52.8%)	全国平均を上回る得点率 (—)

注：令和6年度は令和5年度時点の取組による評価
令和9年度は令和8年度時点の取組による評価（見込み）
誤謬修正は勘案しない数値

第3章 共生社会の実現に向けた認知症施策の推進

【基本政策】

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援体制の構築のほか、認知症疾患に対する早期診断・早期対応を行う体制の整備が重要です。

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、各地域における認知症施策の充実を促進するとともに、地域支援体制の構築を支援します。

1 認知症への理解を深めるための普及啓発

【現状・課題】

認知症になっても尊厳をもって生活できるようにするためには、誰もが認知症について正しい知識を持ち、認知症に対する理解を深めることが重要です。県では、地域版希望大使「ぐんま希望大使」を設置し、認知症の人が自らの言葉で語る機会を増やしています。

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」について、県内の養成者数は令和5年9月末現在で175,754人となっていますが、今後もサポーターを地域に増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

【対応方針】

「ぐんま希望大使」の活動を通じて認知症に対する理解を深め、認知症になっても自分らしく前向きに暮らせる地域づくりを推進します。

9月21日の認知症の日（世界アルツハイマーデー）及び9月の認知症月間に合わせ、啓発活動を重点的に実施します。

住民や民間事業者が認知症への理解を深める機会となる認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

【具体的な取組】

- ◎県や市町村が実施する普及啓発活動や研修会、交流の場等において「ぐんま希望大使」と協力し、本人発信による普及啓発を推進します。
- ◎認知症の理解促進に向け、動画配信やラジオ放送などあらゆる機会を捉えた広報活動を行います。
- 認知症アンバサダー（大使）を設置し、幅広い世代に対する普及啓発活動を行います。
- 認知症サポーター養成講座の講師役や地域でのリーダー的な役割を担う、キャラバン・メイトの養成研修会を開催します。
- 認知症サポーターを養成する市町村の取組を支援するとともに、学校や企業でも認知症サポーター養成講座を開催できるよう、関係部局と連携し拡大促進します。

2 認知症バリアフリーの推進

【現状・課題】

認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進には、認知症の人や家族の視点を重視した、様々な分野での積極的な支援体制の構築が必要です。

認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けていくため、地域において住民や民間事業者と協力して認知症の人を見守るための体制の整備など、生活の様々な場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の推進が求められます。

【対応方針】

県の関係部局をはじめ、医療機関、警察や学校、民間企業など、あらゆる機関と連携を図りながら、認知症施策に取り組みます。

地域の実情に応じた民生委員、自治会、商工会、企業、ボランティア等の協力による、地域での見守り体制の構築に向けた支援を行います。

【具体的な取組】

- ◎県内の認知症施策に関わる保健・医療・介護・福祉等の関係者からなる「群馬県認知症施策推進会議」を開催し、総合的な施策推進を図ります。
- 警察と協力し、認知症高齢者等SOSネットワークの取組を推進し、行方不明者の早期発見や身元不明者の早期の身元判明に努めます。
- 認知症の人やその家族を支援する「チームオレンジ」による見守り支援など、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりの取組を推進します。

3 認知症の人の社会参加の促進・若年性認知症の人への支援

【現状・課題】

認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って社会参加ができる地域づくりの推進が必要です。

市町村では、認知症サポーター等が中心となり、チームとなって認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」等の取組を進めています。

現役世代が発症する若年性認知症は、病気に対する周囲の認識不足などで診断される前に症状が進行し社会生活が困難となり、就労の継続などの経済的な問題に直面したり、家族が若年性認知症の人と親の同時介護になる等の特徴があることから、医療や福祉サービスに限らず、就労等を含めた幅広い支援体制が必要です。

県では認知症疾患医療センターに若年性認知症支援コーディネーターを配置し、医療・福祉・就労に関する相談に対応しています。

【対応方針】

認知症の人の社会参加を支援するため、本人ミーティングなどを通じて本人の思いをくみとり、認知症の人や家族のニーズに合った支援につなげる取組を推進します。

若年性認知症に対する理解の促進を図るとともに、一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーターの配置による相談体

制の充実及び就労等を含めた支援体制の整備を引き続き推進します。

【具体的な取組】

- ◎認知症の人が自身の思いや希望、必要としていることを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を普及するため、市町村に対し開催事例の共有や認知症疾患医療センターと連携した開催支援等を行います。
- ◎チームオレンジの活動内容は支援ニーズや地域資源などに応じて多種多様であるため、アドバイザー派遣や情報交換の場の設定等により好事例の横展開を図ります。
- 認知症カフェなどの交流の場で本人が役割を持てるよう支援するほか、チームオレンジ等のチーム員としての参加や本人ミーティングへの参加などを推進します。
- ◎若年性認知症の人や家族に対する相談窓口となり、医療、介護、福祉、就労等の各分野の関係機関をつなぐ、若年性認知症支援コーディネーターの活動を支援します。
- 若年性認知症の人や家族に対する支援に関わる関係機関によるネットワーク会議により、事例検討などを通じて共通認識を深めるとともに連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、若年性認知症コーディネーター等の支援者の資質向上を図ります。
- 若年性認知症の人の就労支援に向け、治療と仕事の両立支援に携わる関係者と情報共有を図ります。

[チームオレンジ等の設置目標数]

区 分	令和4年度末(2022)実績	令和8年度末(2026)目標
チームオレンジ等設置市町村	12 市町村	35 市町村

[本人ミーティング開催目標数]

区 分	期待される役割	令和4年度末(2022)実績	令和8年度末(2026)目標
本人ミーティングの開催か所数	本人の意見を把握し県や市町村の認知症施策に反映	9 か所	26 か所

4 認知症の人の意思決定支援・権利利益の保護

【現状・課題】

認知症の人の意向を尊重しつつ、適切な医療や介護サービスを提供するためには、本人の意思決定の適切な支援や認知症の人に対する分かりやすい情報提供の促進が重要です。

認知症の人が安心して暮らすため、消費生活における被害の防止や成年後見制度の利用による権利利益の保護が必要です。

【対応方針】

認知症の人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして支援できるよう、地域の支援者に対して意思決定支援に関する理解促進や知識の向上を図ります。

関係機関と連携し、消費生活の被害防止に向けた啓発や成年後見制度の普及啓発・利用促進を図ります。

【具体的な取組】

- 地域の支援者への研修において「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及啓発を図ります。
- 認知症に関わる諸問題（交通安全の確保、消費者被害の防止等）について、関係各機関と連携を図ります。

5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

【現状・課題】

認知症の容態の変化に応じ、適時・適切に切れ目ない医療・介護の提供と家族へのサポートができるよう、地域における医療・福祉の連携強化が必要です。

各市町村における相談窓口である地域包括支援センターと、認知症疾患医療センター（令和5年4月1日時点14か所指定）、認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医、かかりつけ医との連携により、早期に必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などに取り組める体制整備が求められます。

【対応方針】

認知症疾患に関する鑑別診断、BPSD（行動・心理症状）や身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を行うため、認知症疾患医療センターの充実を図るとともに、関係機関との連携の推進を図ります。

かかりつけ医や薬局など医療関係者の認知症に対する対応力を向上し、早期診断・早期対応に取り組む体制の構築を図ります。

【具体的な取組】

- 認知症疾患医療センターにおいて、医療・介護の関係者や住民を対象とした研修や講演会を開催し、地域の連携体制を強化します。
- 医師会との協力により、かかりつけ医を支援し、専門医療機関や地域包括支援センター等と連携を図る役割を担う認知症サポート医の養成を促進します。
- 関係機関との協力により、かかりつけ医や医療関係者を対象とした認知症への対応力を高めるための研修会を開催します。
- 良質な介護を担う人材を確保するため、介護職員に対し認知症介護指導者養成研修等の研修を行います。

[各種研修に関する目標]

区 分	期待される役割	令和4年度末(2022) 養成実績	令和8年度末(2026) 養成目標
認知症サポート医(延べ数)	かかりつけ医への支援及び関係機関との連携	214人	265人
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者(延べ数)	認知症の発症初期から状況に応じた支援	943人	1,200人
歯科医師認知症対応力向上研修修了者(延べ数)	早期発見及び状況に応じた口腔機能の管理	324人	480人

薬剤師認知症対応力向上 研修修了者(延べ数)	早期発見及び必要な服薬指導	473 人	720 人
看護職員認知症対応力向上 研修修了者(延べ数)	入院、外来、訪問等の医療全般 で、認知症の人に対応	929 人	1,250 人
一般病院勤務医療従事者 認知症対応力向上研修(延べ数)	身体合併症への早期対応と 認知症への適切な対応	686 人	1,280 人
認知症介護指導者養成研修 受講者(延べ数)	認知症に関する研修の 企画立案、講師役等	54 人	60 人
認知症介護実践リーダー 研修受講者(延べ数)	事業所内のケアチームの 指導者役	729 人	887 人
認知症介護実践者研修 受講者(延べ数)	認知症介護の理念、知識、技術 を修得	6,631 人	7,597 人

6 認知症に関する相談体制の整備

【現状・課題】

認知症の人やその家族が安心して日常生活をおくるためには、不安を感じたときに適切な支援につながるができる相談窓口の周知が重要です。

認知症の人やその家族が孤立することのないよう、認知症に関する介護や生活について気軽に語ることができる場所や機会の確保が必要です。

【対応方針】

認知症についての相談先となる、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、認知症の人と家族のための電話相談等の相談窓口の認知度向上を図ります。

認知症カフェや介護家族の集いの場など、認知症の人や家族、支援者が交流できる機会の確保や充実に向けた支援を行います。

【具体的な取組】

- 地域の中で、認知症の人の症状に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、相談先や受診先を整理した「認知症ケアパス」(*15)の作成や点検、普及について、市町村を支援します。
- 本人や家族等が認知症に関する介護や生活について気軽に相談できるようにするため、認知症介護の経験者等が対応する認知症の人と家族のための電話相談を設置します。
- 認知症疾患医療センター、若年性認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター及び家族会と連携し、意見交換等による相談対応のスキルアップを目指します。

*15 認知症ケアパスは、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れの標準を示すもの

7 認知症の予防を含めた「備え」としての取組の推進

【現状・課題】

認知症は誰でもなりうるもので、ここでいう「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味合いです。

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や運動不足の解消、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が、認知症予防に有効である可能性が示唆されていることから、高齢者が身近な地域で社会参加できる環境づくりが必要です。

認知症及び軽度認知機能障害の早期受診は、その後の症状の進行を緩やかにし、本人の希望にかなった生活に備えることができることから、医療・福祉の連携体制による早期発見・早期診断が重要です。

【対応方針】

市町村と連携し、住民主体の通いの場やサロンなどの取組を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

初期集中支援チームと認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、かかりつけ医などが連携して適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげることができる体制整備を支援します。

【具体的な取組】

- 認知機能低下の予防に繋がる可能性が高い、運動、口腔機能向上、栄養改善、社会交流、趣味活動等日常生活による取組が地域の実情に応じて行われるよう市町村を支援します。
- 市町村において取り組んでいる「認知症初期集中支援チーム」のチーム員等の知識や技術の向上に向け、研修会への派遣を通じた支援を行います。
- 認知症になっても自分らしい暮らしが続けられるよう、認知症の早期発見・早期受診に向け、動画配信や各種媒体を活用した普及啓発を行います。

第4章 多様な福祉・介護サービス基盤の整備

【基本政策】

県全域及び圏域ごとに、第9期計画期間中に必要な介護サービス量を見込むとともに、団塊の世代が75歳以上となり介護需要の増大が見込まれる令和7年度(2025)、及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎える令和22年度(2040)を見据えて、必要な介護サービス量を見込み、適切なサービスの確保に努めます。

また、高齢化が一層進展する中で、重度の要介護状態や認知症等の状態、あるいはひとり暮らし高齢者になっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制を推進します。

さらに、居住の場としての高齢者向け住宅や、在宅での生活が困難な緊急性の高い要介護高齢者に対する介護保険施設(特別養護老人ホーム等)を確保するなど、居住支援体制や多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。

1 中長期的な介護サービスの推計

(1) 中長期的な介護サービスの推計

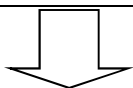
介護サービスの推計は、以下の流れにより各市町村が見込んだものを集計したものです。

- ①被保険者数は、各市町村が推計する将来人口を活用しています。
- ②要介護(支援)認定者数や介護サービスの見込み量は、現状から想定される設定状況やサービスの見込みに加え、施設整備計画や在宅サービスの充実等、地域包括ケアシステムの構築に向け、第9期計画期間中の市町村が行う施策の効果を想定して推計しています。

(推計の流れイメージ)

A 人口及び被保険者数の推計

国勢調査を元にした「日本の地域別将来推計人口」または各市町村独自の推計人口を踏まえて推計



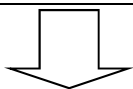
B 要介護（支援）認定者数の推計

- (1) Aの人口及び被保険者数の推計と現状の認定状況を踏まえて自然体推計
- (2) 自然体推計した認定者数に、認定状況の推移、市町村ごとの第9期計画における施策の効果を見込んで推計



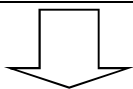
C 施設・居住系サービスの見込量の推計

- (1) Bの要介護（支援）認定者数の推計及びサービスごとの給付実績（利用者数、利用回（日）数及び給付費のR3年度、R4年度及びR5年度実績）から自然体推計
- (2) 利用者数については、市町村ごとの将来の世帯状況や今後の動向等を見据えた第9期計画におけるサービス提供体制の構築方針等を踏まえて推計



D 在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込量の推計

- (1) Bの要介護（支援）認定者数の推計及びサービスごとの給付実績（利用者数、利用回（日）数及び給付費のR3年度、R4年度及びR5年度実績）から自然体推計
- (2) 利用者数については、市町村ごとの第9期計画における施策の効果を見込んで推計



E 地域支援事業の見込量の推計

訪問介護・通所介護相当サービス等については、利用者数・事業費の実績等（R3年度及びR4年度）から推計。その他の地域支援事業については、各事業費の実績（R3年度、R4年度及びR5年度実績）に第9期計画における各サービスの方向性等を踏まえて推計

(2) 各年度における被保険者の状況の見込み

①被保険者数の推計

本県の第1号被保険者数(65歳以上人口)は、令和7年度(2025)に約58万6千人、令和8年度(2026)に約58万6千人、令和22年度(2040)に約60万7千人、令和32年度(2050)に約59万3千人になると見込まれています。

[被保険者数の年次別推移]

(単位:人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
第1号被保険者(65歳以上)	585,245	585,949	586,022	586,481	607,181	592,976
第2号被保険者(40~64歳)	638,169	635,033	630,245	608,073	512,727	447,699
計	1,223,414	1,220,982	1,216,267	1,194,554	1,119,908	1,040,675

注:介護保険事業計画の策定に際して、各市町村が算出した人数の合計

②要介護者等の数の推計

本県の要介護認定者数は、令和7年度(2025)に約10万7千人、令和8年度(2026)に約10万9千人、令和22年度(2040)に約13万人、令和32年度(2050)に約12万5千人になると見込まれています。

[要介護者等数の年次別推移]

(単位:人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
要介護者等数	105,656	107,492	109,375	118,336	130,239	125,388
要支援1・2及び要介護1の認定者数	47,500	48,172	49,085	53,148	56,134	54,106
要介護2~5の認定者数	58,156	59,320	60,290	65,188	74,105	71,282

注:介護保険事業計画の策定に際して、各市町村が算出した人数の合計

(3) 介護サービス量の見込み

介護サービス量の見込みは、次のとおりです。

なお、この見込み量は、市町村介護保険事業計画の見込み量を集計したものです。

①介護給付対象サービスの量の見込み

(単位:回、日、人、千円)

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
(1)居宅サービス							
①訪問介護	回数	251,680	257,562	263,168	280,534	316,999	306,841
②訪問入浴介護	回数	3,414	3,547	3,662	3,909	4,444	4,356
③訪問看護	回数	84,868	88,379	91,148	97,576	108,716	105,517
④訪問リハビリテーション	回数	14,725	15,157	15,556	16,892	18,885	18,301
⑤居宅療養管理指導	人数	13,352	13,755	14,176	15,600	17,487	17,009
⑥通所介護	回数	324,233	329,274	334,026	361,948	404,613	390,257
⑦通所リハビリテーション	回数	52,722	53,917	54,793	58,940	64,342	61,573
⑧短期入所生活介護	日数	69,775	70,633	71,362	80,164	90,451	87,022
⑨短期入所療養介護	日数	5,532	5,553	5,647	6,047	7,018	6,601
⑩特定施設入居者生活介護	人数	3,085	3,218	3,381	3,580	3,959	3,841
⑪福祉用具貸与	給付費	4,768,277	4,916,519	5,031,834	5,369,416	6,100,816	5,909,002
⑫特定福祉用具販売	給付費	145,769	151,725	157,286	166,205	174,748	170,500
(2)地域密着型サービス							
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	457	474	493	546	609	599
②夜間対応型訪問介護	人数	3	3	3	3	3	3
③認知症対応型通所介護	回数	8,054	8,235	8,389	9,019	10,069	9,625
④小規模多機能型居宅介護	人数	2,105	2,184	2,263	2,454	2,738	2,633
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	3,043	3,114	3,180	3,428	3,791	3,672
⑥地密型特定施設入居者生活介護	人数	46	47	50	59	66	59
⑦地密型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,774	1,775	1,830	1,996	2,254	2,213
⑧看護小規模多機能型居宅介護	人数	358	396	432	428	468	417
⑨地域密着型通所介護	回数	56,585	57,656	59,044	63,031	69,723	67,412
(3)住宅改修	給付費	363,216	374,185	381,164	398,391	418,005	410,715
(4)居宅介護支援	人数	45,451	46,370	47,231	50,645	56,258	54,347
(5)介護保険施設サービス							
①介護老人福祉施設	人数	10,401	10,530	10,614	11,386	12,708	12,377
②介護老人保健施設	人数	5,852	5,902	5,935	6,506	7,208	6,972
③介護医療院	人数	598	602	664	678	755	708

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数、給付費は年間推計の金額。

②介護予防給付対象サービスの量の見込み

(単位:回、日、人、千円)

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
(1)介護予防サービス							
①介護予防訪問入浴介護	回数	27	25	25	24	32	32
②介護予防訪問看護	回数	13,872	13,979	14,346	15,370	15,783	14,975
③介護予防訪問リハビリテーション	回数	3,802	3,874	3,977	4,202	4,424	4,237
④介護予防居宅療養管理指導	人数	535	550	562	600	613	588
⑤介護予防通所リハビリテーション	人数	2,677	2,712	2,752	2,881	3,039	2,891
⑥介護予防短期入所生活介護	日数	478	518	538	564	584	579
⑦介護予防短期入所療養介護	日数	55	55	55	53	53	51
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	人数	276	291	303	311	322	313
⑨介護予防福祉用具貸与	給付費	619,482	627,935	638,587	682,454	716,238	687,910
⑩特定介護予防福祉用具販売	給付費	55,579	57,262	58,077	61,149	63,318	62,113
(2)地域密着型介護予防サービス							
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	103	103	103	113	113	114
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	178	181	186	202	210	200
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	10	12	12	11	9	9
(3)住宅改修	給付費	228,934	236,949	243,757	250,132	253,040	251,816
(4)介護予防支援	人数	10,789	10,941	11,090	11,831	12,362	11,941

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数、給付費は年間推計の金額。

(4) 介護保険事業費の見込み

介護保険サービスに係る給付費(総費用から利用者負担を除いた額)の見込み、及び地域支援事業にかかる費用の見込みは、次のとおりです。

なお、この見込みは、市町村介護保険事業計画の見込み額を集計したものです。

①介護給付対象サービス

(単位:千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
居宅サービス	88,083,403	90,199,392	92,079,233	99,563,817	111,756,799	107,827,157
地域密着型サービス	17,250,920	17,817,322	18,423,891	19,732,302	21,874,840	21,200,705
施設サービス	63,420,454	64,119,972	64,971,587	70,248,579	78,425,535	76,203,622
計	168,754,777	172,136,686	175,474,711	189,544,698	212,057,174	205,231,484

②介護予防給付対象サービス

(単位:千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
居宅サービス	3,574,855	3,631,716	3,699,398	3,916,382	4,091,229	3,927,058
地域密着型サービス	282,477	301,461	311,635	315,054	318,651	311,639
計	3,857,332	3,933,177	4,011,033	4,231,436	4,409,880	4,238,697

③地域支援事業

(単位:千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	令和32年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	5,888,711	5,983,503	6,126,903	5,652,895	5,633,655	5,338,895
包括的支援事業・任意事業費	3,970,616	4,032,817	4,091,091	4,019,180	4,099,480	3,945,057
計	9,859,327	10,016,320	10,217,994	9,672,075	9,733,135	9,283,952

(5) 第1号被保険者の介護保険料(基準額:月額)

各市町村における計画期間(令和6～8年度(2024～2026))の介護保険料(基準額)の県平均月額(*16)は6,203円となっています。また、令和12年度(2030)には7,199円程度になると試算されています。

なお、令和12年度(2030)の試算額は、市町村による試算額の平均値です。(*17)

*16 県平均月額は、各市町村被保険者数に月額保険料額を乗じて足し上げたものを全市町村の被保険者数で割り返したものの(加重平均)

*17 令和12年度の保険料は、現時点での推計を参考掲載したものであり、大幅に変更する可能性がある

2 介護保険サービスの整備計画

(1) 計画期間（令和6～8年度(2024～2026)）における整備方針・整備計画

- ①居宅サービス・地域密着型(介護予防)サービス(地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く)

【現状・課題】

「地域包括ケアシステム」を構築する上で居宅サービス・地域密着型(介護予防)サービスは重要なものです。これまで本県においては、通所サービスの整備が進んできましたが、今後進展する人口減少社会においては、福祉ニーズがさらに多様化・複雑化し、そのニーズに臨機応変に対応することが必要です。

このような課題の解決を図るため、介護保険又は障害福祉の両方のサービスを実施できる「共生型サービス」の導入が求められています。

しかしながら、「共生型サービス」については、平成30年(2018)に設けられた比較的新しいサービスであることから、十分に理解が進んでいないこともあり、導入が進んでいない側面があります。

【対応方針】

在宅の要介護（支援）者を支えていくため、各市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえ、必要となるサービス量の確保に努めます。

介護保険又は障害福祉の両方のサービスを実施できる「共生型サービス」について、地域の実情に応じて導入が進むよう支援します。

- ②介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

【現状・課題】

圏域ごとに整備率にはやや差があるものの、全国でも特別養護老人ホームの整備率は高い状況にあります。加えて要介護3以上の認定者数は増加しているものの、他の居住系サービスの整備が進んでいることもあり、県内の特別養護老人ホームの入居申込者数は減少傾向にあります。

また、介護人材の不足などから運用上必要な介護職員の配置ができず、空床が生じている施設もあります。

【対応方針】

一定数の整備が進み、申込者は減少していますが、低所得者や中重度者の受け入れ施設として、依然として必要性が高い施設となっています。このため、可能な限り施設の長寿命化を促進するとともに、既存の施設の空床も活用しつつ、地域の状況に応じて、施設所在地の住民の入居が原則となる地域密着型特別養護老人ホームの整備を行います。

【整備に当たっての考え方】

- 中重度者の受け入れ施設として特化しながら、在宅での生活が困難な高齢者が、早期に入所できるよう、各地域の実態を十分に踏まえた上で、必要な整備を進めます。
- 住み慣れた地域で施設サービスを受けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームの整

備を進めます。

- 特別養護老人ホームの主な対象者となる80歳以上人口は2035年をピークに減少に転ずることが推計されており、また県内の特別養護老人ホームの入居申込者数は減少しています。これらを踏まえ、第9期計画においては、広域型特別養護老人ホームについては、原則、県所管分については新たな整備を控えることとしますが、併設の短期入所生活介護において、長期利用が行われているなど、事実上特別養護老人ホームと同等の使われ方を行っているベッドについては、地域の実情等に応じて特別養護老人ホームへの転換を認めることとします。
- 建設後の経過年数や耐震性を勘案して、可能な限り長寿命化を図る前提のもと施設の改修について支援を行います。
- 市町村等と連携し、空床状況の把握などに努め、既存施設の有効活用に努めます。
- 入所者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取りに関する理解と体制の整備を促進します。
- ユニット型個室の整備と併せて、地域の実情に応じた従来型多床室の整備も進めます。
- 多床室にあっては、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、プライバシーにも十分配慮した設備の普及に努めます。

■整備目標数（入所定員）

ア 特別養護老人ホーム（広域型＋地域密着型）

	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県合計	12,996	140	176	98	414	13,410
広域型計	11,141	86	60	40	186	11,327
地域密着型計	1,855	54	116	58	228	2,083

【内訳】

(i) 広域型特別養護老人ホーム（上段：新設・増床、下段：転換（*1））

圏域名	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県全体	11,141	40 46	40 20	40 0	120 66	11,327
前橋	1,834					1,834
高崎安中	2,276	40	40	40	120	2,396
渋川	740	0 3			0 3	743
藤岡	420					420
富岡	574	0 5			0 5	579
吾妻	356					356
沼田	626	0 3			0 3	629
伊勢崎	1,173	0 20	0 20		0 40	1,213
桐生	1,105					1,105
太田館林	2,037	0 15			0 15	2,052

*1：併設する短期入所生活介護からの広域型特別養護老人ホームへの転換

区分（再掲）	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	7,431	46	20		66	7,497
中核市所管	3,710	40	40	40	120	3,830
（うち前橋市分）	1,834					1,834
（うち高崎市分）	1,876	40	40	40	120	1,996

（ii）地域密着型特別養護老人ホーム

圏域名	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県全体	1,855	54	116	58	228	2,083
前橋	155		29		29	184
高崎安中	885	29	29	29	87	972
渋川	0					0
藤岡	0					0
富岡	90					90
吾妻	78					78
沼田	121					121
伊勢崎	69		58	29	87	156
桐生	118					118
太田館林	339	25			25	364

区分（再掲）	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	864	25	58	29	112	976
中核市所管	991	29	58	29	116	1,107
（うち前橋市分）	155		29		29	184
（うち高崎市分）	836	29	29	29	87	923

③介護老人保健施設

【現状・課題】

介護老人保健施設は、要介護高齢者の心身の状況に応じて、適切な医療、看護・介護、リハビリテーション等を提供していますが、廃止や減床を行った施設もあり、定員数はやや減少傾向にあります。また、稼働率についても低下傾向が見られます。

今後も、廃止や減床を検討する施設が生じる可能性があり、定員数の減少が懸念されます。

【対応方針】

現状において、一定程度の必要な整備は済んでいると考えられますが、要介護高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を維持できるよう、廃止や減床等による定員減少分も踏まえて、地域包括ケアシステムの構築に向け地域の実情に応じて適切な支援を行うよう努めます。なお、県所管分について整備の必要がある場合は、新規創設による整備は原則行わず、既存施設の増床により対応することとします。

【整備に当たっての考え方】

- 介護老人保健施設の本来の機能である在宅復帰支援機能・在宅療養支援機能の強化を念頭に、必要な整備を行います。
- 介護医療院とともに療養病床等からの転換の受け皿として、介護老人保健施設に関する情報提供及び助言等に努めます。

■整備目標数（入所定員）

圏 域 名	令和5年度末 の定員見込数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県 全 体	6,616	5	▲12	150	143	6,759
前 橋	1,005		▲12		▲12	993
高 崎 安 中	1,705			150	150	1,855
渋 川	540					540
藤 岡	230					230
富 岡	350					350
吾 妻	180					180
沼 田	337					337
伊 勢 崎	549					549
桐 生	620					620
太 田 館 林	1,100	5			5	1,105

区分（再掲）	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	4,133	5			5	4,138
中核市所管	2,483		▲12	150	138	2,621
（うち前橋市分）	1,005		▲12		▲12	993
（うち高崎市分）	1,478			150	150	1,628

④介護医療院

【現状・課題】

介護医療院は、平成29年(2017)6月の法改正により、設けられた介護保険施設です。慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度要介護者の受入れ」や、「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えており、現在、本県では12施設が開設しています。

【対応方針】

療養病床からの転換の受け皿として創設された経緯を踏まえ、既存の病床等からの転換による整備を基本とし、各地域の実情に応じて必要な整備に努めます。

【整備に当たっての考え方】

- 要介護高齢者の伸び率、医療機関からの退院患者の動向、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の整備状況等を踏まえ、整備を行います。
- 療養病床等からの転換を考慮し、介護医療院に関する情報提供及び助言等に努めます。

■整備目標数（入所定員）

圏 域 名	令和5年度末 の定員見込数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県 全 体	706		101	50	151	857
前 橋	65		12		12	77
高 崎 安 中	34		50	50	100	134
渋 川	0					0
藤 岡	36					36
富 岡	257					257
吾 妻	47		39		39	86
沼 田	0					0
伊 勢 崎	0					0
桐 生	34					34
太 田 館 林	233					233

区分（再掲）	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	622		39		39	661
中核市所管	84		62	50	112	196
(うち前橋市分)	65		12		12	77
(うち高崎市分)	19		50	50	100	119

⑤特定施設入居者生活介護

【現状・課題】

要介護者の増加や世帯状況の変化により、在宅での介護が難しい高齢者が適切な生活支援や介護を受けながら生活することのできる施設が求められています。

特定施設入居者生活介護は、入居者を主に要介護者に限定し、介護サービスが提供される介護専用型特定施設と自立の高齢者を含めた対応が可能な混合型特定施設に類型が分かれています。さらに施設所在地住民の要介護者に対象を限定した地域密着型特定施設という類型も設けられており、いずれも地域の実情や高齢者の多様なニーズに対応した介護保険サービスを提供する施設としての役割が期待されています。

【対応方針】

各市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえて、特定施設の利用希望者数や介護保険施設の整備状況等を考慮して指定を行います。

■介護専用型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定上限数

介護専用型特定施設については、指定を予定していません。

圏 域 名	令和 5 年度末(2023)の定員数	令和 8 年度末(2026)の定員数
県 全 体	192(50)	192(50)
前 橋	0	現状維持
高 崎 安 中	122	現状維持
渋 川	0	現状維持
藤 岡	0	現状維持
富 岡	0	現状維持
吾 妻	0	現状維持
沼 田	0	現状維持
伊 勢 崎	0	現状維持
桐 生	20	現状維持
太 田 館 林	50(50)	現状維持

区分（再掲）	令和 5 年度末(2023)の定員数	令和 8 年度末(2026)の定員数
群馬県所管	102(50)	102(50)
中核市所管	90	現状維持
（うち前橋市分）	0	現状維持
（うち高崎市分）	90	現状維持

注 1：介護専用型特定施設とは、原則として要介護者のみが入居できる特定施設です。

注 2：カッコ内は、地域密着型特定施設（内数）です。

■混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定上限数

混合型特定施設については、次のとおり必要利用定員総数（指定上限数）を設定します。

対象となる施設種別は、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）及び軽費老人ホームです。

なお、養護老人ホームについても、混合型特定施設（特定施設入居者生活介護）の指定を受けることにより、入所者に対して介護サービスを提供することができます。このことは、施設や入所者への影響が大きいため、養護老人ホームについては必要利用定員総数（指定上限数）を設けず、市町村との調整が図られたものについて指定することとします。

[設定項目]

設 定 項 目	設 定 内 容
必要利用定員総数に占める要介護者の推定利用定員総数の割合	60% (県平均)

[指定上限数]

圏域名	必要利用定員総数 (指定上限数) (自立・要支援を含む) (A)					要介護者の推定利用定員総数 (A×60%)						
	令和5 年度末	令和6 年 度	令和7 年 度	令和8 年 度	計	令和8 年度末	令和5 年度末	令和6 年 度	令和7 年 度	令和8 年 度	計	令和8 年度末
県全体	4,354	180	512	140	832	5,186	2,609	108	307	84	499	3,108
前 橋	820		120		120	940	492		72		72	564
高崎安中	1,328	130	130	140	400	1,728	796	78	78	84	240	1,036
渋 川	97		20		20	117	58		12		12	70
藤 岡	95		60		60	155	57		36		36	93
富 岡	411					411	246					246
吾 妻	85					85	51					51
沼 田	386					386	231					231
伊勢崎	263	50	50		100	363	157	30	30		60	217
桐 生	119		50		50	169	71		30		30	101
太田館林	750		82		82	832	450		49		49	499

区分	必要利用定員総数 (指定上限数) (自立・要支援を含む) (A)					要介護者の推定利用定員総数 (A×60%)						
	令和5 年度末	令和6 年 度	令和7 年 度	令和8 年 度	計	令和8 年度末	令和5 年度末	令和6 年 度	令和7 年 度	令和8 年 度	計	令和8 年度末
群馬県所管	2,288	50	262		312	2,600	1,370	30	157		187	1,557
中核市所管	2,066	130	250	140	520	2,586	1,239	78	150	84	312	1,551
(うち前橋市分)	820		120		120	940	492		72		72	564
(うち高崎市分)	1,246	130	130	140	400	1,646	747	78	78	84	240	987

⑥認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【現状・課題】

認知症対応型共同生活介護は認知症高齢者が増加する中、小規模かつ専門性を持ったサービスとして、役割が期待されています。

認知症高齢者が専門性をもった適切なサービスを受けられるよう、制度についてより一層周知していく必要があります。

【対応方針】

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量を確保し、制度の普及が進むよう、市町村への支援を行います。

■整備目標数(利用定員)

圏 域 名	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県 全 体	3,324	72	90	45	207	3,531
前 橋	513	18			18	531
高 崎 安 中	932	36	36	36	108	1,040
渋 川	135					135
藤 岡	135					135
富 岡	180					180
吾 妻	171		18		18	189
沼 田	161			9	9	170
伊 勢 崎	252	18	9		27	279
桐 生	270					270
太 田 館 林	575		27		27	602

区 分	令和5年度末 の定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	2,046	18	54	9	81	2,127
中核市所管	1,278	54	36	36	126	1,404
(うち前橋市分)	513	18			18	531
(うち高崎市分)	765	36	36	36	108	873

⑦小規模多機能型居宅介護

【現状・課題】

地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を期待される介護サービスの1つであり、地域の実情に応じて、確実に整備を進めていく必要があります。

地域包括ケアシステムを推進していくためにも、制度についてより一層周知していく必要があります。

【対応方針】

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量を確保し、制度の普及が進むよう、市町村への支援を行います。

■整備目標数(利用定員)

圏 域 名	令和5年度末 の登録定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県 全 体	2,993	58	29		87	3,080
前 橋	499	29			29	528
高 崎 安 中	871					871
渋 川	133					133
藤 岡	72					72
富 岡	112	29			29	141
吾 妻	87					87
沼 田	186					186
伊 勢 崎	291		29		29	320
桐 生	195					195
太 田 館 林	547					547

区 分	令和5年度末 の登録定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	1,729	29	29		58	1,787
中核市所管	1,264	29			29	1,293
(うち前橋市分)	499	29			29	528
(うち高崎市分)	765					765

⑧看護小規模多機能型居宅介護

【現状・課題】

地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を期待される介護サービスの1つであり、地域の実情に応じて、確実に整備を進めていく必要があります。

地域包括ケアシステムを推進していくためにも、制度についてより一層周知していく必要があります。

【対応方針】

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量を確保し、制度の普及が進むよう、市町村への支援を行います。

■整備目標数(利用定員)

圏 域 名	令和5年度末 の登録定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県 全 体	445	58		116	174	619
前 橋	58					58
高 崎 安 中	116					116
渋 川	0			29	29	29
藤 岡	0					0
富 岡	29					29
吾 妻	0			29	29	29
沼 田	29					29
伊 勢 崎	101			29	29	130
桐 生	58	29			29	87
太 田 館 林	54	29		29	58	112

区 分	令和5年度末 の登録定員数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	271	58		116	174	445
中核市所管	174					174
(うち前橋市分)	58					58
(うち高崎市分)	116					116

⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【現状・課題】

地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を期待される介護サービスの1つであり、地域の実情に応じて、確実に整備を進めていく必要があります。

地域包括ケアシステムを推進していくためにも、制度についてより一層周知していく必要があります。

【対応方針】

各市町村が策定する介護保険事業計画に基づいてサービス供給量を確保し、制度の普及が進むよう、市町村への支援を行います。

■整備目標数(箇所数)

圏 域 名	令和5年度末 の整備箇所数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
県 全 体	17	2		1	3	20
前 橋	3	1			1	4
高 崎 安 中	8					8
渋 川	1					1
藤 岡	0					0
富 岡	0					0
吾 妻	0					0
沼 田	2	1			1	3
伊 勢 崎	0			1	1	1
桐 生	1					1
太 田 館 林	2					2

区 分	令和5年度末 の整備箇所数	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計	令和8年度末 の整備目標数
群馬県所管	6	1		1	2	8
中核市所管	11	1			1	12
(うち前橋市分)	3	1			1	4
(うち高崎市分)	8					8

(2) 施設における生活環境の改善・安全性の確保

【現状・課題】

施設の種別や築年数等の差により、設備や生活環境は異なりますが、今後の地域の入所ニーズに対応するため、施設の改修等を計画的に行っていく必要があります。

【対応方針】

施設入所者の意思及び人格が尊重され、その尊厳が保たれ、安全に心豊かに暮らせるよう、安全性の確保や、生活環境の整備に係る施設の取組を促します。

【具体的な取組】

- ユニット型施設においては、施設の特徴を十分に生かしながら、入所者一人ひとりの状態に合わせたサービスを提供できるよう、「ユニットケア」の理解促進に努めます。
- 多床室では、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、入所者のプライバシーにも十分配慮した設備の普及を図ります。
- 消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置等に対する指導・支援を行います。

3 介護サービスの質の確保

(1) 介護サービス情報の公表等

【現状・課題】

高齢者や家族が介護サービス事業者を自ら選択することを支援するため、介護サービス事業者の状況が確認できるよう、介護保険サービスの内容や運営状況に関する情報をインターネットで公表しています。

正確な情報を提供するため、調査員が定期的に事業所の情報を調査、確認しています。

介護サービス情報の公表については、まだ制度周知が不十分であり、今後も広く県民に普及する必要があります。

【対応方針】

介護サービス情報の公表の信頼性向上に努め、制度の普及に努めます。

【具体的な取組】

- 「介護サービス情報の公表制度」の各項目について、定期的な調査により、正確な情報提供に努めます。
- 公表された介護サービス情報が県民に活用されるよう県ホームページや市町村・関係機関を通じて、公表制度の周知に努めます。

(2) 事業者への指導

【現状・課題】

介護保険の運営基準について、これまでの集団指導や個別の運営指導などにより事業者の理解が進んできました。今後も介護保険サービス運営が適正に行われるよう、適切に事業者指導を行う必要があります。

【対応方針】

介護保険サービスの利用者が安心して適切な介護サービスを利用できるよう、介護保険事業者の指定基準への適合状況について、法令に基づき、定期的に確認していきます。事業者に対する指導を定期的実施し、また随時、監査を行うことで、介護保険制度の信頼性の確保や適正な給付、利用者保護に努めます。

【具体的な取組】

- 介護サービス事業者の適切な指定や指定の更新を行います。
- 介護サービス事業者に対し定期的な実地指導を行い、基準が遵守されているか確認するとともに、不適正な請求の防止とサービスの質の向上を目的とする指導を行います。また、増加傾向にある高齢者向け住宅併設の居宅サービス事業所等に対して重点的に実地

指導を実施し、適正な運営について指導を行います。

- 介護サービス事業者に対する集団指導については、事業者の負担も考慮し、動画配信などにより実施します。実施に当たっては、ポイントを絞って効率的・効果的な指導を行うほか、中核市や市町村との連携に努めます。
- 介護サービス事業者に対し、従業者による高齢者の虐待を防止するための体制整備や虐待の早期発見、適切な初動対応が行われるよう指導、啓発を行います。また、万一、虐待が発生した場合は、市町村と連携して迅速に被害高齢者の安全確保を最優先に考え、適切な対策を講じます。
- 介護サービス事業者に対し、福祉サービス第三者評価について周知するとともに、受審を促進します。
- 中核市や他の市町村が行う事業者への指導等について、助言や実地指導への同行などの支援を行います。

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の適正な実施

【現状・課題】

平成24年(2012)4月から、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の基準を満たす事業所において、たんの吸引等(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)を実施できることになりました。

県では、たんの吸引等を行う事業者や研修機関の登録等の事務を行っています。

要介護者のさらなる増加と高齢化に伴い、たんの吸引等の医療的ケアを必要とする介護サービス利用者も増加していくことが想定されます。

そうした中で、たんの吸引等のサービスを看護職員のみで提供することは難しいことから、一定の研修を受けた介護職員等を確保することが必要です。

【対応方針】

たんの吸引等を必要とする利用者が適切なサービスを受けられるよう、引き続きその提供体制の整備を図ります。

【具体的な取組】

- 法令等に基づき、たんの吸引等の研修を受けた介護職員等への認定証の交付、事業者の登録、研修機関の登録を行います。

4 高齢者の住まいの確保と住環境整備

(1) 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く)

【現状・課題】

高齢化の進展や要介護者の増加に伴い有料老人ホームが急激に増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

入居者の平均年齢、平均要介護度はいずれも高くなっている傾向にあり、高齢者の権利擁護やサービスの質の確保、防火等安全対策の強化を図るため、適切に指導・監督していく必要があります。

【対応方針】

有料老人ホームは届出制のため行政による総量規制等はありませんが、県内介護人材を安定的に確保し、また入居者が安心して暮らせるための良好なサービスの提供を確保する観点から、高齢者の住まいの供給不足になることのないよう留意しつつ、適切な指導・監督に努めます。

【具体的な取組】

- 群馬県有料老人ホーム等設置運営指導指針に基づいて設置・運営が行われるよう有料老人ホームの設置に係る情報について、市町村との情報共有及び連携を強化し、適切な指導に努めます。
- 施設運営事業者や職員に対する研修等を行うとともに、定期的な訪問調査や、必要に応じて施設に対する立入検査等を行い、サービスの質の向上に取り組みます。
- 入居者の福祉の向上を図るため、未届施設に対する実態把握及び届出指導に努めます。
- 平成 27 年(2015) 4 月から施行された改正後の消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置などを働きかけます。

[有料老人ホームの定員見込数]

圏 域 名	令和 5 年度末 の定員数 (見込)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 8 年度末 見 込 数
県 全 体	11,278	170 程度	170 程度	170 程度	11,788 程度

注：定員見込数等は開所済定員見込

(2) サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く）

【現状・課題】

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して住むことができるよう、状況把握サービスと生活相談サービスが提供され、バリアフリー構造を備えた賃貸住宅です。

特別養護老人ホームの待機者や高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯の受け皿として重要な役割を担っていますが、入居者の平均年齢、平均要介護度はいずれも高くなっている傾向にあり、高齢者の権利擁護やサービスの質の向上が求められています。

【対応方針】

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化する中、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいにおいても、サービスの質の維持・向上に向け、適切な指導・監督に努めます。

【具体的な取組】

- 施設運営事業者に対する研修等を行うとともに、法令や群馬県運営指導指針・設計指針に基づく指導及び施設に対する立入検査等を行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上に取り組みます。

[サービス付き高齢者向け住宅の住戸見込数]

圏 域 名	令和 5 年度末 の住戸数 (見込)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 8 年度末 見 込 数
県 全 体	4,748	30 程度	30 程度	30 程度	4,838 程度

注：住戸見込数等は開所済住戸見込

(3) 多様な住まいの確保

【現状・課題】

一人暮らしの高齢者や独立して生活することに不安のある高齢者世帯が増加しており、高齢者の多様なニーズにかなう住宅やサービスを整備する必要があります。

【対応方針】

高齢者の住まいに対する需要に的確に対応するとともに、高齢者が地域とのつながりをもって生活できる住環境の確保に取り組みます。

【具体的な取組】

- 高齢者向け、高齢者同居世帯向けの公営住宅の供給を促進し、公営住宅の既存ストックや県営住宅用地を活用した高齢者居宅生活支援施設等(*18)の併設を検討します。
- 公営住宅に加え、民間賃貸住宅への入居促進による重層的な住宅セーフティネットを強化します。
- スマートウェルネス住宅(*19)等推進事業による住まいづくり・まちづくりの取組を支援します。
- 群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により、一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」を活用して、生活支援サービスが充実している地域など高齢者が希望する住まいへの住み替えや子世帯との同居・近居を支援します。
- 県営住宅に入居している高齢単身者世帯を中心に、保健師等の個別訪問による健康相談や安否確認を目的とした見守りサービスの実施を推進します。
- 群馬県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度(不動産担保型生活資金)等を周知し、リバースモーゲージ制度の活用を推進を図ります。
- 住宅確保が困難な方のために地域特性に応じた居住支援体制を確立して居住の安定確保を推進します。

(4) 住宅のバリアフリー化

【現状・課題】

高齢者や障害者だけではなく、「できるだけ多くの人利用可能」であり、「バリアを最初からつくり込まない」という「ユニバーサルデザイン」の基本的な考え方にに基づき、誰もが暮らしやすい住宅を整備する必要があります。

【対応方針】

普及・啓発及びNPO・ボランティア団体等との協働による整備支援を推進し、介助のしやすさ、移動の容易性等に配慮した、高齢者に適した住宅の整備を促進するとともに、住宅のユニバーサルデザイン化を促進します。

【具体的な取組】

- 高齢者が安全に、安心して暮らせる住まいの確保のため、公営住宅のバリアフリー化を推進します。

*18 居宅において介護保険制度等の包括的な制度によらない生活支援サービスを含む保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業の用に供する施設

*19 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、周辺に介護・医療・予防・生活支援のサービスを提供する施設、見守り体制が整備され、安心して健康に暮らすことができる住宅

(5) 住宅に関する相談・情報提供

【現状・課題】

県民からの住宅に関する様々な相談に的確に対応し、県民が必要とする情報を迅速に提供する必要があります。

【対応方針】

高齢者の住まいに関する相談窓口を整備し、住まいに関する情報提供の推進を図ります。

【具体的な取組】

- 群馬県住宅供給公社内の「ぐんま住まいの相談センター」において、高齢者の住まいに関する情報提供を行うとともに、住宅に関する様々な相談に応じ、高齢者の居住の安定確保を支援します。
- 高齢者の居住安定確保のため、群馬県居住支援協議会による群馬あんしん賃貸ネットやセーフティーネット住宅情報提供システムにおいて、高齢者でも入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。
- 保証人不要の民間賃貸住宅の普及を図るため、不動産団体等への保証会社利用促進の依頼を行います。
- 万が一の場合に身元引受けを行っているNPO団体等の発掘、紹介を行います。

5 養護老人ホーム・軽費老人ホームの整備

【現状・課題】

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいては、経済的理由や家庭環境により、居宅での生活が困難な高齢者を受け入れる施設ですが、近年入所者の介護需要が高まっているため、その需要への対応が必要となっています。

また、養護老人ホームでは入所者数が定員を下回っている施設もありますが、今後さらに自宅等で生活することが困難な高齢者も増えることが見込まれ、養護老人ホームが果たすべき役割は、ますます重要となり、その機能をより有効に活用することが求められています。

【対応方針】

本県における施設整備状況は両施設共に65歳以上人口10万人あたりの定員数が近県で最も多いことから、基本的には現状の定員を維持しながら地域の実情に応じて弾力的な対応を行います。

【具体的な取組】

- 入所対象となる高齢者の把握と措置が円滑に行われるよう、養護老人ホームのあり方について市町村と協議を進めます。
- 養護老人ホームにおいて定員を下回る施設については、居住に課題を抱える者の契約入所の検討を促します。
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員については、現状維持を基本としつつ、過疎化が深刻な一部地域における高齢者の住まいや雇用確保の観点での取組を支援するため、必要に応じて弾力的な対応を行います。

- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて、可能な限り長寿命化を図る前提のもと、老朽化施設の大規模修繕等の支援を行います。

[養護老人ホーム整備目標数] (入所定員)

区 分	令和 5 年度末(2023) 現在	令和 8 年度(2026) 整備目標
養護老人ホーム	875	現状程度

[軽費老人ホーム整備目標数] (入所定員)

区 分	令和 5 年度末(2023) 現在	令和 8 年度(2026) 整備目標
軽費老人ホーム (ケアハウス)	1,676	現状程度
軽費老人ホーム (A型)	210	現状程度

6 低所得高齢者対策の推進

【現状・課題】

介護保険サービスの利用にあたっては、一部利用者負担額が必要となり、低所得高齢者には大きな負担となっています。

また、要介護度は低いものの見守り等が必要な高齢者や居宅での生活が困難な低所得の高齢者がいます。低所得の方が入所可能な高齢者向け住宅や高齢者の入居を拒まない住宅を供給していく必要があります。

【対応方針】

介護保険サービスの利用者負担額について、市町村が行う各種の低所得者対策（利用者負担対策）を支援します。

低所得世帯であっても入居可能な低廉な高齢者向け住宅や高齢者の入居を拒まない住宅が供給されるよう取り組みます。

【具体的な取組】

- 介護保険サービスに関して、社会福祉法人等が行う生計困難者に対する利用者負担額の軽減等の各種軽減措置に対し、市町村が行う助成等を支援します。
- 低所得者の入所を支援するため、経済的な理由等で在宅生活が困難な高齢者の受入先である軽費老人ホームに対し、利用料補助を行います。
- 高齢者の居住安定確保のため、群馬県居住支援協議会による群馬あんしん賃貸ネットやセーフティーネット住宅情報提供システムにおいて、高齢者でも入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。

7 介護給付費の適正化

【現状・課題】

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を

高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本県では、保険者(市町村)による介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関して、当計画における本項目を県介護給付適正化計画と位置づけ、具体的な施策や目標を定め、取り組むこととしています。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護給付費の増大及び介護保険料の高騰が続き、今後もさらなる増加が見込まれる中、介護保険制度の円滑な運営を持続していくためには、必要な給付を適切に提供するための介護給付の適正化事業をさらに推進していく必要があります。

第5期介護給付適正化計画(令和3～5年度)期間中の令和3年度(2021)及び令和4年度(2022)における適正化事業の実施状況は、全ての保険者で主要5事業及び重点1事業のうち1つ以上の事業が実施されていますが、保険者ごとの実施状況についてみると、保険者の体制や要介護認定率等の差異を背景として、各事業の取組状況に差が生じています。

介護給付費、件数が増加する中、保険者の人的資源も限られており事務負担を軽減しながら、より効果的・効率的に事業を実施する必要もあります。

[第5期介護給付適正化計画(令和3～5年度)における実施状況]

主要5事業と重点1事業			第4期	第5期					
			実績	実績			目標		
			R2	R3		R4	R5		
適正化事業(①～⑥事業のいずれか1つ実施)			100.0%	対R2	100.0%	対R3	100.0%	100.0%	
主要5事業	①要介護認定の適正化	更新認定	35/35	↓	33/35	↑	35/35	35/35	
		変更認定	35/35	↓	32/35	↑	35/35	35/35	
	②ケアプランの点検		25/35	↑	26/35	↓	25/35	35/35	
	③住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修点検	施行前後(写真等による確認も含む)	31/35	↑	32/35	↓	28/35	35/35
			施行前後(訪問調査を実施した場合のみ)	28/35	↑	32/35	↓	29/35	35/35
		福祉用具の点検	福祉用具購入点検	17/35	↓	14/35	—	14/35	35/35
			福祉用具貸与点検	10/35	↓	5/35	↑	7/35	35/35
	④介護給付費通知		33/35	↑	34/35	↓	33/35	35/35	
	⑤医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合	35/35	↓	33/35	↑	34/35	35/35	
縦覧点検		35/35	↓	32/35	↑	34/35	35/35		
重点	⑥給付実績の活用(医療情報との突合・縦覧点検を除く)		15/35	↑	22/35	↑	23/35	35/35	

資料：介護給付適正化実施状況調査

【対応方針】

いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年(2025)、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040)に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、適正な介護サービスが持続的に提供される必要があることから適正化事業をさらに推進していくことが重要です。

このため、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施できるよう、保険者が取り組むべき主要 5 事業・重点 1 事業を、「介護給付適正化の“3つの要(かなめ)”」を基本とした主要 3 事業と重点 1 事業に再編し、事業の重点化と実施内容の充実を図ります。あわせて保険者が継続的に事業を実施できるよう、県国民健康保険団体連合会と連携し、保険者の実情に応じた支援を行います。

給付費の不正請求や不適切なサービス提供を是正する観点から、介護サービス事業者の指導監督と介護給付の適正化事業の連携を強化し、指導監督体制を充実させるとともに、適正化事業を推進します。

加えて、サービスを受ける県民が適正化事業の取組を理解し、適正なサービスを受けるためには、介護給付適正化計画の評価や客観性、透明性を高めることが必要であることから、県民に対して、県内保険者の適正化事業実施状況をわかりやすく公表します。

[介護給付適正化の“3つの要(かなめ)”と主要 3 事業・重点 1 事業]

- ① 要介護認定の適正化
認定調査又は審査に係る基準・判断の適正化・平準化の推進
主要 3 事業－1 「認定調査状況チェック」
- ② ケアマネジメント等の適切化
不適切なケアプラン、住宅改修又は不要な福祉用具購入の削減・防止
主要 3 事業－2 「ケアプランの点検」
- ③ 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
不適切又は不正な報酬請求等の早期発見・防止
主要 3 事業－3 「医療情報との突合・縦覧点検」
重点事業 「給付実績の活用」

【具体的な取組】

◎県内保険者における介護給付適正化事業の実施状況を毎年調査し、現状把握に努めるとともに、適宜個別にヒアリング等を行うことにより、県内の介護給付等の傾向や地域差のほか、適正化事業推進の阻害要因等の分析を行い、適宜、保険者に情報提供を行います。

○効率的・効果的な実践事例等の共有や、国の指針を踏まえた各事業の具体的な実施方法、具体的な効果の把握方法等の保険者への適切な情報提供及び情報交換を行うため、適正化担当者会議を開催します。

◎要介護認定適正化に資するため、オンライン等を活用しながら、適切に認定調査員等に対する研修会を実施します。

- ◎比較的实施率が低調であるケアプラン点検の実施を支援するため、市町村に専門職(主任介護支援専門員等)を派遣し、点検実施の際に同席して助言等を行うほか、ケアプランの見方等に関する初任者向けの研修会を実施します。
- 県国民健康保険団体連合会と連携し、国保連合会介護給付適正化システムの操作方法や提供情報の活用方法についての研修会や情報交換会を実施します。
- ◎県国民健康保険団体連合会を支援することにより、保険者が実施する「医療情報との突合」及び「縦覧点検」への助言等を行います。
- 県及び市町村の適正化事業推進部門と県及び市町村の指導監督部門で情報を共有するなどにより、積極的に連携を図ります。
- 指導監督の一環として行われる介護サービス事業者への集団指導等の機会を活用して、介護給付の適正化に向けた指導、啓発を行います。
- 県内保険者の介護給付適正化事業等の実施状況等について、県ホームページで公表します。

[第6期介護給付適正化計画の目標]

[保険者が取り組むべき主要3事業・重点1事業の目標数]

区 分			令和4年度(2022) 実績		令和8年度(2026) 目標	
全事業(主要3事業・重点1事業)の実施率	主要3 事業	要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)	48.6% (17/35)	(35/35)	100% (35/35)	(35/35)
		ケアプランの点検		(25/35)		(35/35)
		医療情報との突合・縦覧点検		(34/35)		(35/35)
	重点1 事業	給付実績の活用		(23/35)		(35/35)

資料：介護給付適正化実施状況調査

第5章 災害及び感染症対策に係る体制整備

【基本政策】

大規模な自然災害や新興感染症が発生した際も、在宅で暮らす高齢者及び施設入居者がともに必要な介護サービスや支援を継続的に受けられるようにするためには、日頃から介護サービス事業者等と連携し、発生時を想定した平時からの備えを進めるとともに、発生時も含めた県、市町村、関係団体等が連携した支援体制の構築が必要です。

県国土強靱化地域計画や県地域防災計画、県感染症予防計画等とも連携を図りながら、介護サービス事業者等の災害及び感染症対策に係る体制整備を総合的に進めます。

1 災害に係る体制整備

【現状・課題】

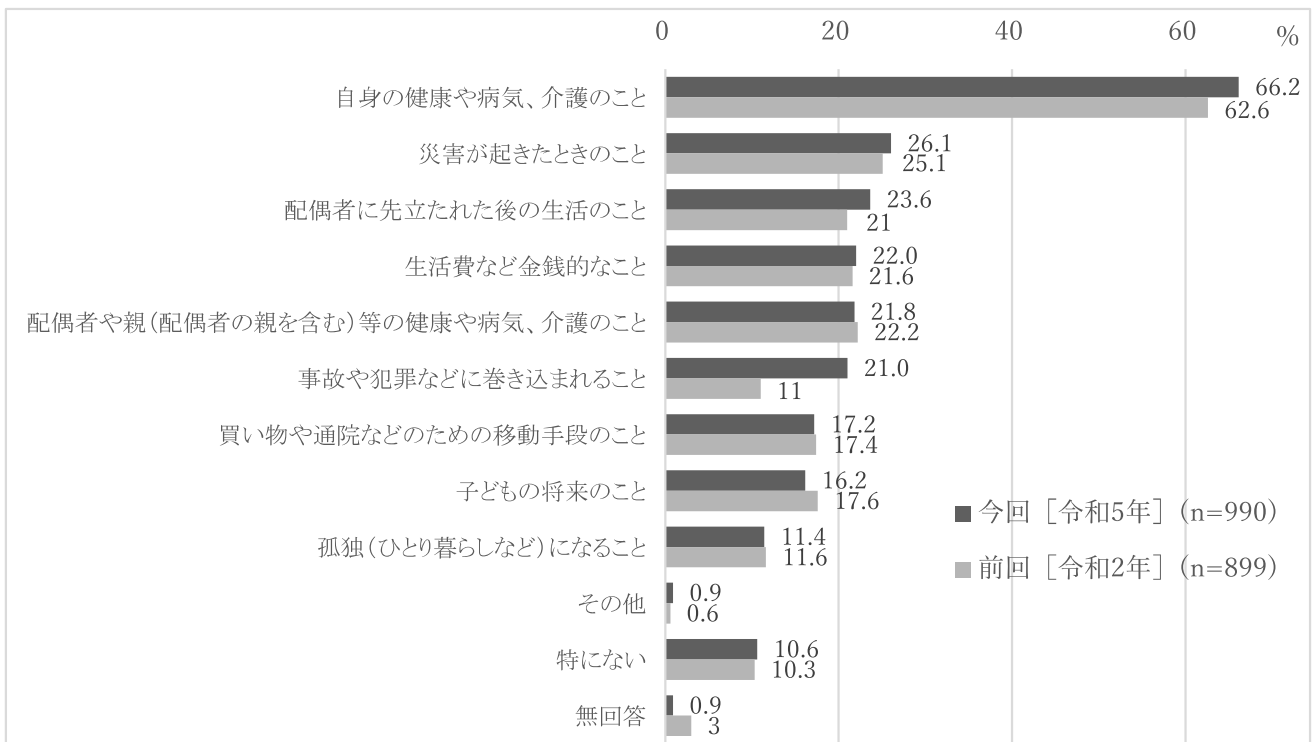
本県において想定される自然災害として、地震災害や火山災害に加え、特に近年では、異常気象による風水害や雪害等のリスクも高まっています。

災害発生時には在宅で生活している高齢者も施設に入居している高齢者も大きな被害を受けるおそれがあります。近年全国で発生した災害においても、高齢者の被害が大きな割合を占めており、今後の急速な高齢化により、こうした傾向が拡大することが懸念されます。

第9期計画策定にあたって県が実施した「介護保険制度等に関する県民意識調査」においても、将来の不安や心配事として「災害が起きたときのこと」が2番目に多い状況です。

また、居宅系サービス及び介護施設等も災害等の影響で、サービス提供に支障が生じ、必要なサービスや支援が各高齢者に届かないおそれがあります。

[将来の不安や心配事（複数回答、3つ以内）]



【対応方針】

県、市町村、関係団体が協力し合いながら在宅に暮らす高齢者及び施設等に入居する高齢者双方の安全を確保し、介護サービス等の必要な支援が継続できるよう連携を推進します。

【具体的な取組】

- ◎災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、条例等で業務継続計画が義務づけられている全ての介護サービス事業所等に対して、策定した業務継続計画の随時の見直しや同計画に基づく訓練の実施等を促します。
- 国と連携のうえ、国の介護サービス情報等公表システムを活用して、災害発生時の介護サービス事業者等における被害状況を速やかに把握し、必要な支援等につなげます。
- 介護サービス事業者等に対して、災害発生時の訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うよう支援します。
- 災害時に自ら避難することが難しいひとり暮らしの高齢者や要介護者等（避難行動要支援者）について、一人ひとりの状況に合わせてどのような避難行動を取るべきかを記した「要配慮者個別支援計画」を作成するため、市町村に対して必要な支援を行います。
- 災害発生時の福祉的ニーズに迅速に対応できるよう、平時から災害発生時の福祉的支援について協議する「群馬県災害福祉支援ネットワーク」を運営します。
- 同ネットワークでは、災害発生時に福祉施設間で利用者の相互受入や人的・物的支援を行うとともに、福祉の専門職チームである群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）を避難所へ派遣します。
- 災害発生時に、介護サービス事業者等が利用者に支援を実施するとともに、施設が福祉避難所として機能するよう、市町村と連携して取組を促進します。
- 施設の建築計画に関して、建設地が土砂災害や浸水被害の指定区域外となっているか、非常用自家発電設備を計画しているかなどを確認し、介護サービス事業者に対して、災害発生時の入居者の安全確保に取り組むよう促します。
- 災害による断水・停電時においても、介護サービス事業所等の機能を維持するための水や電力の確保を自力でできるよう、給水設備や非常用自家発電設備等の整備、また水害発生時に備え、利用者が円滑・安全に避難できるような改修等を支援します。
- 災害によるブロック塀の倒壊事故などを防ぐため、介護サービス事業所等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進します。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、都市計画法に基づく災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する介護サービス事業所等の移転改築整備を支援します。

[業務継続計画見直し支援目標]

区 分	令和 5 年度 (2023) 実績	令和 8 年度 (2026) 目標
業務継続計画の策定が義務化されている入所施設（県所管）で見直しを行った割合	—	100%

2 感染症対策に係る体制整備

【現状・課題】

令和2（2020）年3月、新型コロナウイルス感染症の陽性者が県内で初めて確認され、以降、数多くの介護サービス事業者等において利用者や職員の感染や、それに伴う集団感染（クラスター）が発生しました。

県では、感染対策に係る情報提供や研修を実施したほか、介護施設等での感染者発生時における報告体制をシステム化して、早期に感染状況を把握し、これに基づき、保健所等による助言・指導を行いました。さらに、職員へのスクリーニング検査、感染症対策に必要な物資の提供、介護サービス事業者等でのかかり増し経費の助成など、感染状況（フェーズ）に応じた支援を行いました。多くの施設や事業所において、重症者や死亡者が発生するなど多大な被害が発生しました。

新型コロナウイルス感染症に限らず、基礎疾患のある高齢者が感染症に感染した場合、重症化する可能性が高く、生命に関わる事態となります。また、施設等で感染症が発生した際には、介護サービスにおいて高齢者と介護職員が密に接する等感染リスクの高い場面も多く、集団感染（クラスター）を引き起こすおそれがあります。

加えて、サービス提供を行う介護サービス事業所等の感染予防の観点から、従前から利用していた介護サービス等が継続的に受けられなくなるおそれがあります。

これにより、利用者の日常生活動作（ADL）や認知機能の低下、家族の介護負担の増加等につながる懸念されます。

【対応方針】

県、市町村、関係団体が協力し合いながら、在宅に暮らす高齢者及び施設等に入居する高齢者双方が、感染症発生時においても、介護サービス等の必要な支援が受けられるよう、連携を推進します。

また、介護サービス事業者等に対して、平時からの感染症の予防や発生時の対処方法等について、研修等により周知を図ります。

【具体的な取組】

- ◎感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、条例等で業務継続計画の策定が義務づけられている全ての介護サービス事業所等に対して、策定した業務継続計画の随時の見直しや同計画に基づく訓練の実施等を促します。
- 介護サービス事業者等における感染症の発症予防やまん延防止に繋がるよう、県等は最新の医学的知見等を踏まえた感染症に係る情報等を適切に提供します。
- 介護サービス事業者等の職員が感染症に対する十分な理解や最新の知見を有した上で、業務に取り組むことができるよう、感染症に関する研修の充実等を図ります。
- 医療と介護の連携の観点から、群馬県医師会、郡市医師会、地域の感染症指定医療機関等の関係機関との一層の連携を図り、平時から介護サービス事業者等が専門家から施設におけるゾーニング等の感染対策の助言を受けられることができる体制を整備します。
- 介護サービス事業者等に対して、感染拡大防止策の職員への研修、感染症発生時に備えた委員会設置や指針の整備など平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保が適切に行われるよう支援します。特に、年度初めにおいて、感染症にかかる知識が

十分でない新規採用職員や転入職員に対し、適切な研修機会が速やかに設けられるよう促進します。

- 群馬県感染症対策連携協議会を通じ、平時から、保健所や医療機関等の関係者と情報共有や連携を図るなど、感染症発生時における支援体制の整備を進めます。
- 介護サービス事業者等に対して、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に取り組むよう促します。併せて、県として、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を必要量調達する「流通備蓄」に取り組みます。
- 施設等において、職員を含む集団感染が発生した場合に、職員の不足による施設利用者の療養環境の悪化を防止するため、ゾーニング等の感染対策の助言等の必要な支援を行うとともに、協力医療機関や利用者のかかりつけ医、医師会等と連携し、早期に医療介入できる I C M A T (*20)等の体制を確保します。
- 自然災害発生時に避難所等において、感染対策に当たる専門家チーム派遣等の所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努めます。
- 感染症のまん延時において、十分な感染対策の下での医師の診療を可能とするため、遠隔医療の普及促進に向けた取組を検討します。

*20 Infection Control Medical Assistance Team の略。群馬県独自の取組として、高齢者施設等において、入所者などに陽性患者が発生した場合に、施設内の感染拡大を防止するため、施設での感染対策の助言や支援を行う機動的なチームを設置。感染症指定医療機関の医師、看護師、業務調整員（感染症専門医、感染管理認定看護師及びDMA T等）及び保健所職員等で編成される。

第6章 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

【基本政策】

将来にわたり、介護サービスの安定的な供給体制を確保していくため、「参入促進」「定着支援」「資質向上」の取組を実施し、総合的な介護人材確保対策を進めます。

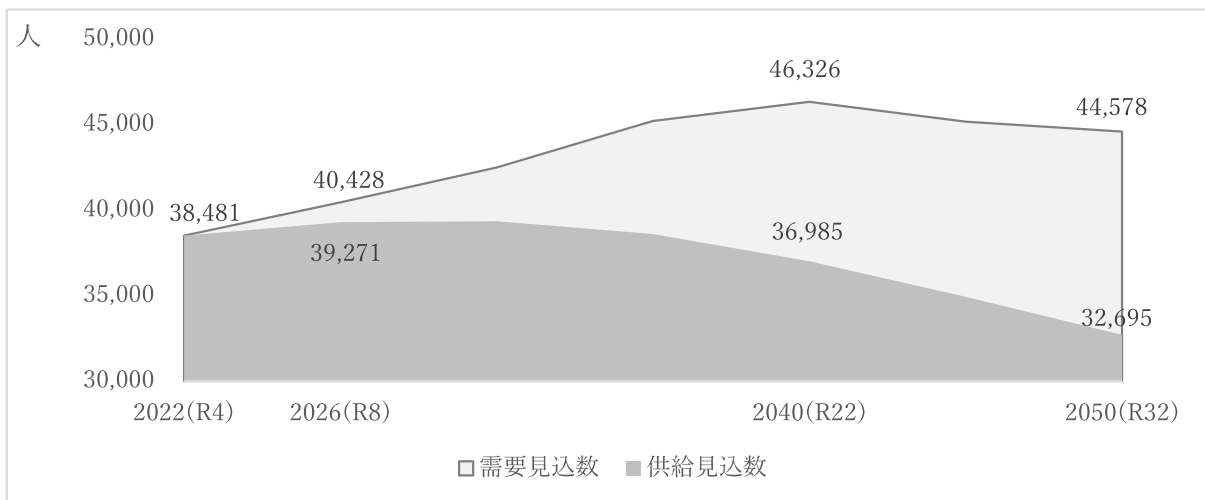
また、労働力人口が減少する中、限られた人材で地域の介護ニーズに応え、職員が意欲を持って働き続けられるよう、介護現場における職員の負担軽減や業務の効率化を図ります。

1 中長期的な介護人材の推計

【現状・課題】

群馬県における介護職員数は、令和4年度(2022)時点で38,481人、介護人材の今後の需給推計を行った結果、令和8年度(2026)の需要見込みは40,428人、供給見込みは39,271人であり、需要と供給のギャップは1,157人となります。

また、需要と供給のギャップは、令和22年度(2040)には9,341人、令和32年度(2050)には11,883人が、それぞれ見込まれています。



【対応方針】

需給ギャップの解消に向け、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町村、関係団体及び関係機関とともに介護人材確保に向けた取組を総合的に推進します。

R 4 年(2022) 介護職員数	需給推計			
	区 分	R 8 年(2026)	R 22 年(2040)	R 32 年(2050)
38,481	需 要	40,428	46,326	44,578
	供 給	39,271	36,985	32,695
	需給ギャップ	1,157	9,341	11,883

※需要見込み：各市町村の第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づくもの

供給見込み：今後取り組む施策の効果を見込まず、近年の入職者及び離職者等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映した「現状推移シナリオ」に基づくもの

2 介護人材の確保と資質の向上

(1) 介護人材確保対策

【現状・課題】

高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者数は増加を続けており、将来にわたり必要な介護サービスを安定的に提供し続けるため、担い手となる介護職員の確保が一層重要となっています。

新たな人材の参入促進とともに、介護職員が長く働き続けることができる環境を整備し、職場定着を図ることが必要です。

【対応方針】

若年世代に加え、子育てを終えた方、中高年齢者や外国人等に働きかけ、新たな人材の介護職への参入を促進するとともに、介護サービス事業者の働きやすい職場環境づくりを支援し、介護職員の職場定着を図ります。

市町村との意見交換等を通じて地域における人材確保の課題や実情を把握し、連携して人材の確保・定着に取り組めます。

【具体的な取組】

①参入促進

- 介護人材確保対策会議の開催などを通じて、市町村、関係団体及び関係機関と情報を共有し、緊密に連携しながら、総合的な介護人材確保対策を検討・推進します。
- 介護への意欲と適性、能力を持った人材が安定的に入職するよう、介護福祉士修学資金等の貸付を実施し、入職希望者を支援します。
- 関係団体と連携し、介護の魅力ややりがい、重要性を広く発信し、介護職に対する正しい理解とイメージアップに取り組み、若者や他業種からの入職希望者の拡大を図ります。
- ◎外国人介護人材の受入制度や事例を紹介するセミナーや人材のマッチング支援事業を通じて外国人介護人材を受け入れる介護サービス事業者を支援し、外国人材の参入を促進します。

- ◎市町村と連携し、介護未経験者等向けの入門的研修の実施や介護職員初任者研修の受講者への受講料補助等に取り組み、受講者の増加を図ります。
- 関係団体等が独自に実施する介護への理解促進のための研修や介護助手を養成する取組を支援します。

[外国人介護人材のマッチング目標]

区 分	令和4年度(2022) 実績	令和8年度(2026) 目標
外国人介護福祉士候補者の海外からのマッチング人数(延べ数)	—	72人

[入門的研修・介護職員初任者研修目標]

区 分	令和4年度(2022) 実績	令和8年度(2026) 目標
入門的研修開催数	12回	22回
初任者研修受講料補助人数(延べ数)	37人	250人

②定着支援

- ◎介護サービス事業者の職場環境の改善や人材育成を促進する「ぐんま介護人材育成制度」、雇用管理等に関する課題解決のための専門家派遣を実施し、介護サービス事業者が行う働きやすい職場環境づくりのための取組を支援します。
- ◎ハラスメントに関するセミナーの開催等を通じて、介護現場におけるハラスメント対策の充実を図るとともに、ヘルパーの不安解消のために複数人での訪問を支援するなど、職員が安心して働ける職場環境を創出します。
- 介護サービス施設・事業所が求職者に選ばれるとともに、就業者にとって安心して働き続けられる場所となるよう、それぞれの優れた取組を紹介し、横展開を図ります。
- 介護サービス事業者が実施する外国人介護人材の生活支援や資格取得支援などの取組に対して補助を行い、職場定着を支援します。
- 群馬県福祉マンパワーセンターに設置した群馬県介護職員相談サポートセンターで介護職員等の職場の悩み等の相談を受け、適切なアドバイスを行い、介護職員等の職場定着と離職防止を図ります。

[ぐんま介護人材育成制度目標]

区 分	令和4年度末(2022) 実績	令和8年度末(2026) 目標
ぐんま介護人材育成 宣言事業者の認定数(延べ数)	169件	260件
ぐんま介護人材育成 認証事業者の認証数(延べ数)	14件	33件

[ハラスメントに関するセミナー開催目標]

区 分	令和 4 年度 (2022) 実績	令和 8 年度 (2026) 目標
ハラスメントに関するセミナー参加者数 (延べ数)	—	480 人

(2) 介護職員等の資質向上対策

【現状・課題】

介護サービス利用者の増加に伴い、提供されるサービスに対する利用者のニーズも、一層多様化・高度化していくことが想定されます。

そのようなニーズに対応するため、介護職員の資質を向上し、より質の高い介護サービスの提供につなげる必要があります。

【対応方針】

多様化・高度化するニーズにきめ細かく対応し、質の高い介護サービスを提供するため、各種研修等の実施を通じて、介護現場のリーダーとなる人材の育成、介護職員の専門知識や技術の向上に取り組みます。

【具体的な取組】

- ◎本県独自に創設した「ぐんま認定介護福祉士※」の養成を進め、介護現場のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。
- ◎ぐんま認定介護福祉士養成研修の内容を随時見直し、効果的な研修を実施します。また、受講者の裾野拡大を図るとともに、介護保険に関する最新情報を適切に施設内で共有するため、「聴講制度」や「フォローアップ研修」を実施します。
- 「ぐんま認定介護福祉士」が活躍できる機会を創出します。
- ◎認知症介護研修や高齢者ケア専門研修など、介護職員等がキャリアアップするための研修や専門性をより高めるための研修を実施します。また、介護職員が研修に参加するための代替職員任用のための経費を支援します。
- 関係団体等が実施する専門的な知識や技術を習得するための研修等を支援します。
- 社会福祉を担う人材の職業紹介や研修を行うため、群馬県福祉マンパワーセンターの運営を通じ、福祉人材育成確保と資質の向上を図ります。

※「ぐんま認定介護福祉士制度」

介護福祉士のキャリアアップの指標となる仕組みを設けることで、介護職員の意欲向上と職場定着を図り、県全体の介護の質を向上させるための本県独自の認定制度で、平成 21 年度 (2009) から実施しています。

介護現場におけるリーダーとして必要な知識・技術を有する介護福祉士を養成することを目的としており、一定の研修を受講し、認定試験に合格した人を「ぐんま認定介護福祉士」として認定しています。

[各種研修に関する目標] (一部再掲)

区 分	期待される役割	令和4年度末(2022) 養成実績	令和8年度末(2026) 養成目標
ぐんま認定介護福祉士 認定者(延べ数)	介護現場におけるリーダーとして 介護サービスの質の向上を牽引	833人	935人
認知症介護指導者養成 研修受講者(延べ数)	認知症に関する研修の企画立案、 講師役等	54人	60人
認知症介護実践リーダー 研修受講者(延べ数)	事業所内のケアチームの指導者役	729人	887人
認知症介護実践者研修 受講者(延べ数)	認知症介護の理念、知識、技術を 修得	6,631人	7,597人

(3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の確保・資質向上

【現状・課題】

介護を必要とする高齢者等が住み慣れた地域や施設で自分らしく生き生きと生活するためには、その支援を行う介護支援専門員の役割は重要です。

介護支援専門員は、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう、ケアプランの作成や介護サービス事業者等との連絡調整を行う専門職として、介護保険制度の中核的な役割を担っており、適切に人数を確保していくことが求められています。

また、介護サービスの利用者の状態に応じて過不足なく適切なサービスが提供されるためには、ケアマネジメントが適切に行われることが必要です。

一方、介護、医療、福祉の実践方法や技術、介護保険をはじめとする社会保障制度やそれを取り巻く環境は、常に変化しており、介護支援専門員に期待される能力や役割も変化しています。さらに、後期高齢者の増加、独居、認知症、医療処置を要する要介護高齢者等の増加、精神疾患、家族の支援等、介護支援専門員が実際に現場で対応している利用者も多様化・複雑化しています。このため、国において、令和6年4月から法定研修のカリキュラムの見直しが予定されています。

【対応方針】

介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修の適切な実施により、介護支援専門員の確保を図ります。

介護支援専門員に求められている能力や役割の変化及び昨今の施策動向等を踏まえつつ、利用者本位、自立支援、公平中立等の介護保険の理念に基づく適切なケアマネジメントが実現できるよう、介護支援専門員の現任者を対象に研修を実施し、専門性や資質の向上を図ります。

また、主任介護支援専門員研修を実施し、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するための人材を養成します。

【具体的な取組】

- 実務研修受講試験の実施に関する広報を県ホームページや指定試験実施機関である群馬県社会福祉協議会のホームページ等により幅広く行います。
- 実務研修受講試験合格者の実務研修の受講及び実務研修修了者の介護支援専門員の登録を促進します。
- 国による法定研修に係るカリキュラムの見直しを踏まえ、介護支援専門員の現任者に対し、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを体系的に実施します。
- 主任介護支援専門員研修を実施し、介護保険サービスや保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるための知識や技術を持ち、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を育成します。
- 主任介護支援専門員に対し、更新研修を実施し、介護支援専門員の人材育成や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりといった役割が求められている主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図ります。
- 指定研修実施機関である群馬県社会福祉協議会と連携し、法定研修の企画、運営及び評価や質の向上等に関する検討を随時行い、群馬県介護支援専門員研修向上委員会による第三者からの意見を参考にしながら、研修の内容や実施方法等の見直しを行います。

3 業務の効率化及び生産性の向上の推進

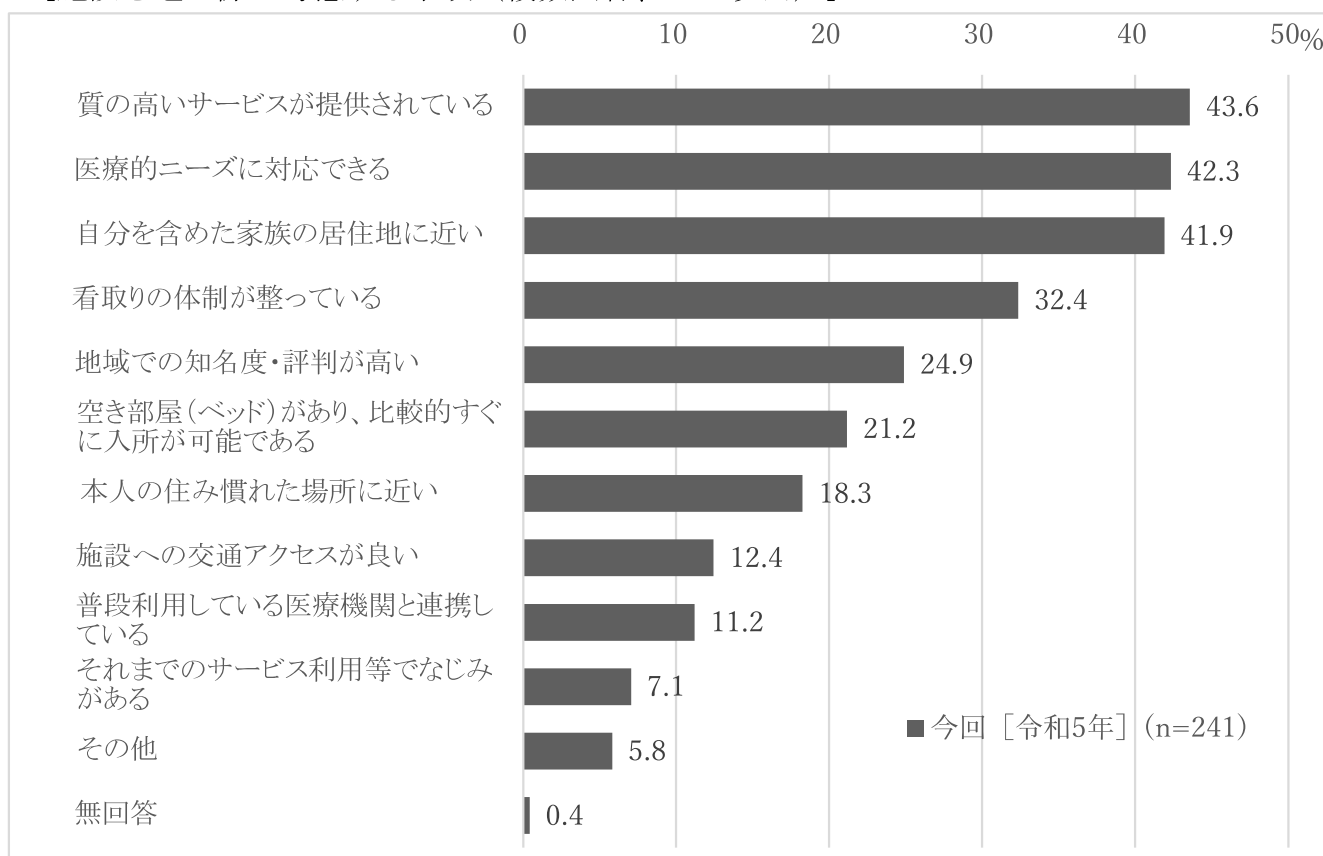
【現状・課題】

高齢者人口の増加に伴い、更なる介護ニーズの増加と多様化・高度化が見込まれる一方で、生産年齢人口は減少し、介護人材の確保は一層厳しくなることが想定されます

介護職員が長く働き続けることができるような職場環境や、限られた人員で質の高い介護サービスを提供できる体制を整備するために、職員の負担軽減や業務の効率化を図ることが必要です。

なお、令和5年3月の「介護家族等に関する県民意識調査」では、介護が必要となった場合に特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護を受けたいと回答した人に、施設を選ぶ際の条件を伺ったところ、約4割の方が、質の高いサービスが提供されていることを挙げています。

[施設を選ぶ際に考慮する事項（複数回答、3つ以内）]



【対応方針】

介護ロボットやICT機器等の導入支援、文書事務や手続き事務の負担軽減等を通じて、介護職員等の業務負担を軽減し、職場定着を支援するとともに、介護サービス利用者に向き合う時間を確保することで介護サービスの質の向上を図ります。

介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化を促進します。

【具体的な取組】

- 「介護現場革新会議」を開催し、関係機関や関係団体等とともに介護現場における生産性向上の取組の方向性等を検討し、施策に反映します。
- ◎介護サービス事業者が行う介護ロボットやICT機器の導入を支援します。
- 文書事務・手続き事務の簡素化、効率化のため、電子申請・届出システムの普及と申請等の様式の標準化を進めます。
- 介護サービス情報公表システム等を活用し、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進します。
- 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金」を活用するなど、小規模な社会福祉法人を含む地域の様々な団体が協働し、高齢者福祉増進のための取組が推進されるよう、協働団体のスタートアップを支援します。

[介護ロボット及びICT機器導入支援目標]

区 分	令和4年度(2022) 実績	令和8年度(2026) 支援目標
介護ロボット導入支援事業所数(延べ数)	463 事業所	839 事業所
ICT機器導入支援事業所数(延べ数)	74 事業所	457 事業所

第7章 推進体制等

1 計画のフォローアップ

計画に掲げた事業について定期的に進行管理・成果分析・評価等を行うことにより、計画のフォローアップを行っていきます。

2 推進にあたっての留意事項

- 市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画等が円滑に推進されるよう、市町村に対し、必要な技術的助言や支援を行い、必要に応じて広域的な観点から施設整備や各種事業の取組に向けた支援や調整等を行います。
- 市町村による介護保険等対象サービスの需要の把握等を進めるための具体的な分析や評価等が個人情報の取扱いに配慮しつつ円滑に行われるよう、支援を行います。
- 県関係部局・関係機関・団体と密接な連携を図り、各種施策相互間の十分な調整を行うとともに、民間との協働による高齢者施策の推進を図ります。
- 事業評価や情報公表等を行い、県民に対する施策推進の透明性を確保します。
- 県民意見の反映に努めるとともに、各種施策の広報等を積極的に行い、県民の理解と協力を得られるよう努めます。
- 法令改正等の全国的な対応が必要となる課題については、国に対して積極的な提案や要望を行います。
- 状況の変化に応じて、策定当時に計画に掲げられていない事業についても積極的に取り組みます。

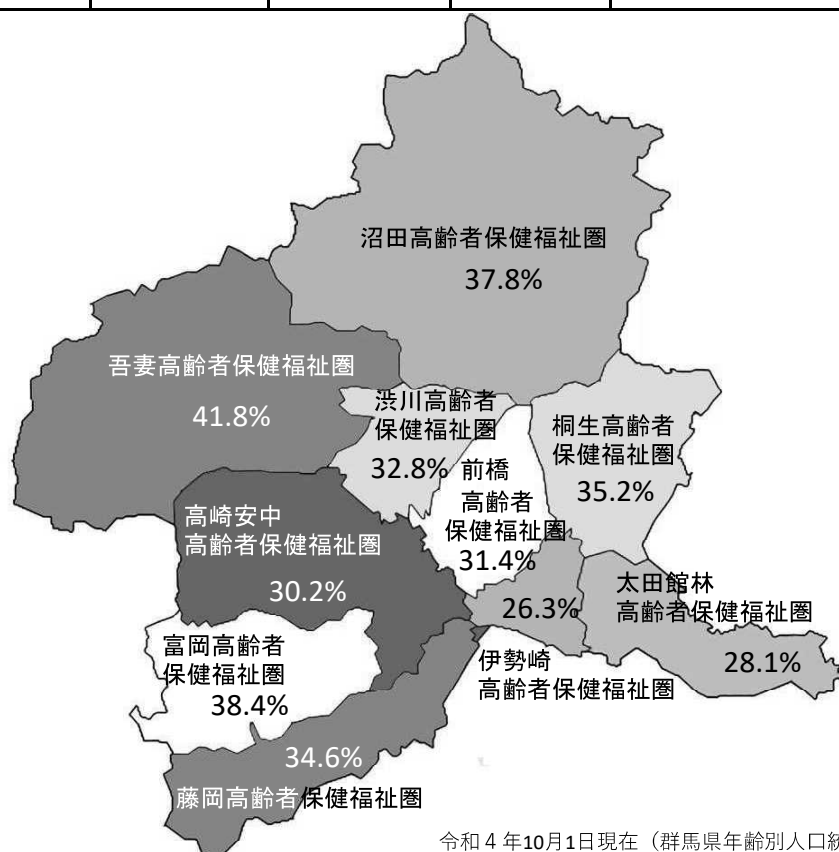
3 計画の見直し

計画の最終年度にあたる令和8年度(2026)中に、第10期計画策定に向けた見直しを行いますが、その際には、計画を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に見直しを行います。

【圏域編】

圏域別計画	1 2 1
-------	-------	-------

圏域名	人口 (人)	うち高齢者 人口 (人)	高齢化率	構成市町村 (R4. 10. 1現在)
前 橋 (1市)	328,964	97,205	31.4%	前橋市
高崎安中 (2市)	423,802	125,819	30.2%	高崎市、安中市
渋 川 (1市1町1村)	109,253	35,594	32.8%	渋川市、榛東村、吉岡町
藤 岡 (1市1町1村)	64,540	22,162	34.6%	藤岡市、上野村、神流町
富 岡 (1市2町1村)	65,883	25,083	38.4%	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾 妻 (4町2村)	49,988	20,401	41.3%	中之条町、長野原町、嬭恋村、 草津町、高山村、東吾妻町
沼 田 (1市1町3村)	74,660	28,022	37.8%	沼田市、片品村、川場村、昭和村、 みなかみ町
伊 勢 崎 (1市1町)	246,679	63,385	26.3%	伊勢崎市、玉村町
桐 生 (2市)	151,660	52,770	35.2%	桐生市、みどり市
太田館林 (2市5町)	397,763	110,340	28.1%	太田市、館林市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町
合 計 (12市15町8村)	1,913,192	580,781	31.0%	(35市町村)



令和4年10月1日現在（群馬県年齢別人口統計調査）

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	694,463	713,527	734,677	956,926	回/年間
②訪問入浴介護	9,490	9,749	10,054	13,110	回/年間
③訪問看護	227,002	240,991	257,141	313,980	回/年間
④訪問リハビリテーション	30,949	31,231	31,652	40,080	回/年間
⑤居宅療養管理指導	3,166	3,396	3,670	4,444	人/月平均
⑥通所介護	808,260	828,750	846,800	1,043,640	回/年間
⑦通所リハビリテーション	95,376	95,579	95,717	118,951	回/年間
⑧短期入所生活介護	83,808	83,791	83,813	114,148	日/年間
⑨短期入所療養介護	10,331	10,486	10,620	14,270	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	686	722	788	992	人/月平均
⑪福祉用具貸与	965,003	994,628	1,026,877	1,308,275	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	31,446	33,603	26,862	39,957	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	66	78	94	122	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	2	2	2	2	人/月平均
③認知症対応型通所介護	12,917	12,917	13,043	16,886	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	367	378	402	501	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	502	502	526	685	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	153	153	166	257	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	17	18	19	50	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	130,482	136,210	141,984	176,201	回/年間
住宅改修	66,073	69,421	71,583	80,023	千円(給付費)
居宅介護支援	8,245	8,373	8,536	10,588	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	1,666	1,717	1,743	2,037	人/月平均
②介護老人保健施設	980	980	968	1,086	人/月平均
③介護医療院	64	64	74	129	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	168	168	168	252	回/年間
②介護予防訪問看護	32,524	33,235	34,950	38,572	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	7,699	8,048	8,413	10,295	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	133	138	144	160	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	391	399	408	480	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	1,452	1,524	1,604	1,738	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	78	78	78	78	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	42	46	50	62	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	134,989	137,519	142,242	164,535	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	11,022	11,713	12,402	12,747	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	317	320	324	335	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	25	27	27	29	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	人/月平均
住宅改修					
住宅改修	54,306	56,700	59,094	66,843	千円(給付費)
介護予防支援					
介護予防支援	2,308	2,346	2,404	2,816	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設					
①介護老人福祉施設	1,834	0	0	0	1,834
②地域密着型介護老人福祉施設	155	0	29	0	184
③介護老人保健施設	1,005	0	△12	0	993
④介護医療院	65	0	12	0	77
介護専用型特定施設					
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	513	18	0	0	531

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設							
①養護老人ホームを除く	492	72	564	60%	820	120	940
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				130	0	130

【高崎安中高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	69,800	122,106	124,599	178.5%
65～74歳 (前期高齢者)	40,036	60,533	59,514	148.7%
75歳以上 (後期高齢者)	29,764	61,573	65,085	218.7%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	125,096	125,321	125,577	134,768
65～74歳 (前期高齢者)	53,999	51,963	51,314	59,634
75歳～84歳 (後期高齢者)	48,015	49,659	49,703	40,033
85歳以上 (後期高齢者)	23,082	23,699	24,560	35,101
第2号被保険者	141,189	140,919	139,907	115,722
被保険者 合計	266,285	266,240	265,484	250,490

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	7,410	20,573	28,870	389.6%
要支援及び要介護 1の認定者数	2,853	8,752	9,169	321.4%
要介護2～5の 認定者数	4,557	11,821	19,701	432.3%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	22,115	22,807	23,343	28,410
要支援及び要介護 1の認定者数	9,508	9,592	9,779	11,285
要介護2～5の認 定者数	12,607	13,215	13,564	17,125

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	10.6%	16.8%	23.2%	218.3%
要支援及び要介護1 の認定者数の割合	38.5%	42.5%	31.8%	-6.7%
要介護2～5の認定者 数の割合	61.5%	57.5%	68.2%	+6.7%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

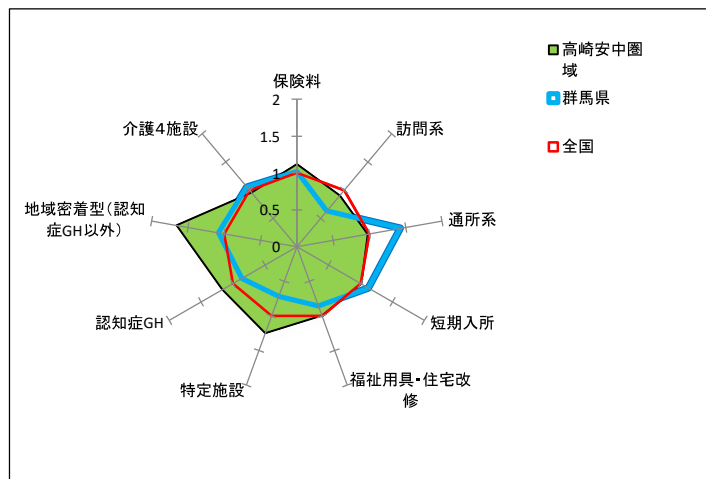
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	17.7%	18.2%	18.6%	21.1%
要支援及び要介護1の 認定者数の割合	43.0%	42.1%	41.9%	39.7%
要介護2～5の認定者 数の割合	57.0%	57.9%	58.1%	60.3%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	560,941	590,244	606,926	741,714	回/年間
②訪問入浴介護	7,631	8,197	8,474	10,438	回/年間
③訪問看護	166,492	178,368	182,438	229,757	回/年間
④訪問リハビリテーション	63,066	66,751	69,128	87,569	回/年間
⑤居宅療養管理指導	2,878	2,884	2,891	3,998	人/月平均
⑥通所介護	785,838	787,086	787,686	1,018,177	回/年間
⑦通所リハビリテーション	149,413	153,953	158,572	188,780	回/年間
⑧短期入所生活介護	185,128	192,989	194,646	268,732	日/年間
⑨短期入所療養介護	13,831	13,973	14,116	17,609	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	724	726	729	961	人/月平均
⑪福祉用具貸与	1,010,496	1,064,918	1,087,781	1,340,374	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	26,308	28,131	28,592	32,243	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	194	194	194	271	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	26,584	26,584	27,230	33,962	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	714	743	768	961	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	740	741	743	981	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	856	856	886	1,161	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	95	95	95	124	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	161,491	162,790	166,156	202,261	回/年間
住宅改修	83,692	88,520	90,976	111,315	千円(給付費)
居宅介護支援	9,669	9,996	10,165	12,364	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	1,872	1,915	1,957	2,493	人/月平均
②介護老人保健施設	1,394	1,416	1,440	1,872	人/月平均
③介護医療院	73	73	124	101	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防訪問看護	13,999	13,636	13,787	16,922	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	9,358	9,692	10,087	10,814	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	77	84	84	96	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	672	691	707	848	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護					
⑥介護予防短期入所生活介護	931	1,010	1,010	1,306	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護					
⑦介護予防短期入所療養介護	70	70	70	104	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護					
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	50	51	51	58	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与					
⑨介護予防福祉用具貸与	116,599	117,606	117,987	134,131	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売					
⑩特定介護予防福祉用具販売	9,415	9,779	9,050	10,573	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	30	30	31	35	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	人/月平均
住宅改修	45,418	48,050	49,187	57,522	千円(給付費)
介護予防支援	1,996	1,999	1,991	2,242	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設	4,900	69	119	269	5,357
①介護老人福祉施設	2,276	40	40	40	2,396
②地域密着型介護老人福祉施設	885	29	29	29	972
③介護老人保健施設	1,705	0	0	150	1,855
④介護医療院	34	0	50	50	134
介護専用型特定施設	122	0	0	0	122
⑤介護専用型特定施設	122	0	0	0	122
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	932	36	36	36	1,040

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設					1,488	400	1,888
①養護老人ホームを除く	796	240	1,036	60%	1,328	400	1,728
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				160	0	160

【渋川高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	22,984	34,280	35,287	153.5%
65～74歳 (前期高齢者)	13,078	17,075	17,602	134.6%
75歳以上 (後期高齢者)	9,906	17,205	17,685	178.5%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	35,488	35,412	35,360	33,659
65～74歳 (前期高齢者)	16,193	15,525	14,952	14,135
75歳～84歳 (後期高齢者)	13,012	13,513	13,874	11,068
85歳以上 (後期高齢者)	6,283	6,374	6,534	8,456
第2号被保険者	35,962	35,815	35,606	30,275
被保険者 合計	71,450	71,227	70,966	63,934

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	2,226	6,171	8,328	374.1%
要支援及び要介護1の認定者数	749	2,616	2,645	353.1%
要介護2～5の認定者数	1,477	3,555	5,683	384.8%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	6,223	6,276	6,332	7,010
要支援及び要介護1の認定者数	2,635	2,652	2,681	2,892
要介護2～5の認定者数	3,588	3,624	3,651	4,118

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	9.7%	18.0%	23.6%	243.7%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	33.6%	42.4%	31.8%	-1.9%
要介護2～5の認定者数の割合	66.4%	57.6%	68.2%	+1.9%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

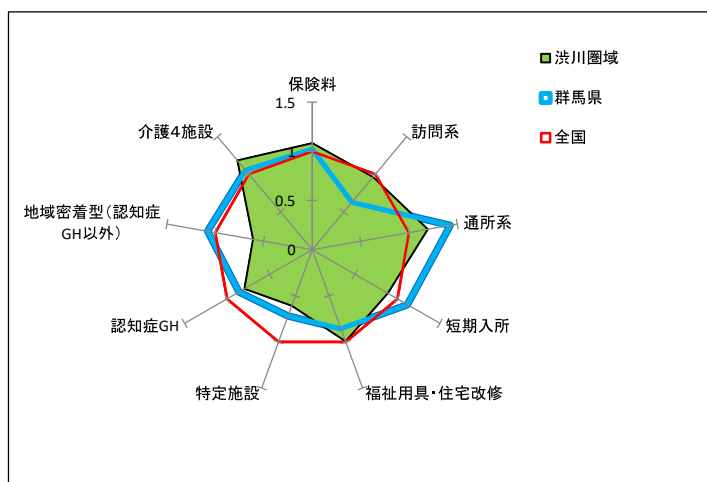
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	17.5%	17.7%	17.9%	20.8%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	42.3%	42.3%	42.3%	41.3%
要介護2～5の認定者数の割合	57.7%	57.7%	57.7%	58.7%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	158,665	158,867	159,742	170,948	回/年間
②訪問入浴介護	2,677	2,713	2,749	3,091	回/年間
③訪問看護	41,600	41,816	42,048	46,074	回/年間
④訪問リハビリテーション	6,905	6,979	7,104	8,256	回/年間
⑤居宅療養管理指導	652	655	657	713	人/月平均
⑥通所介護	257,258	258,136	258,110	274,914	回/年間
⑦通所リハビリテーション	53,532	53,825	54,275	59,909	回/年間
⑧短期入所生活介護	49,410	49,790	49,967	54,666	日/年間
⑨短期入所療養介護	4,177	4,165	4,368	5,168	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	136	137	139	149	人/月平均
⑪福祉用具貸与	261,258	266,287	272,658	314,994	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	8,251	8,251	8,655	8,868	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	86	88	91	105	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	6,506	6,506	6,506	6,629	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	71	72	73	90	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	132	132	132	146	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	38,527	39,091	40,337	46,892	回/年間
住宅改修	19,103	19,103	19,103	19,103	千円(給付費)
居宅介護支援	2,818	2,872	2,930	3,356	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	689	689	689	818	人/月平均
②介護老人保健施設	464	464	464	543	人/月平均
③介護医療院	10	10	10	12	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防訪問看護	7,996	8,110	8,152	8,680	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	4,920	4,920	5,080	5,540	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	20	20	20	21	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	162	164	167	180	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	469	469	469	469	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	62	62	62	62	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	3	3	3	3	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	39,954	40,624	41,308	46,475	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	3,665	3,929	4,193	5,526	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	12	12	12	16	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	人/月平均
住宅改修	10,866	11,060	11,255	12,867	千円(給付費)
介護予防支援	640	647	659	734	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設	1,280	3	0	0	1,283
①介護老人福祉施設	740	3	0	0	743
②地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0
③介護老人保健施設	540	0	0	0	540
④介護医療院	0	0	0	0	0
介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	135	0	0	0	135

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設					137	20	157
①養護老人ホームを除く	58	12	70	60%	97	20	117
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				40	0	40

【藤岡高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	22,432	21,704	22,085	98.5%
65～74歳 (前期高齢者)	12,791	10,909	10,940	85.5%
75歳以上 (後期高齢者)	9,641	10,795	11,145	115.6%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	22,025	21,997	21,928	21,311
65～74歳 (前期高齢者)	9,935	9,561	9,323	8,969
75歳～84歳 (後期高齢者)	8,101	8,367	8,437	6,538
85歳以上 (後期高齢者)	3,989	4,069	4,168	5,804
第2号被保険者	20,843	20,583	20,296	15,442
被保険者 合計	42,868	42,580	42,224	36,753

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	2,385	3,766	5,082	213.1%
要支援及び要介護1の認定者数	1,118	1,678	1,682	150.4%
要介護2～5の認定者数	1,267	2,088	3,400	268.4%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	3,951	4,029	4,104	4,805
要支援及び要介護1の認定者数	1,795	1,824	1,858	2,080
要介護2～5の認定者数	2,156	2,205	2,246	2,725

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	10.6%	17.4%	23.0%	216.4%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	46.9%	44.6%	33.1%	-13.8%
要介護2～5の認定者数の割合	53.1%	55.4%	66.9%	+13.8%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

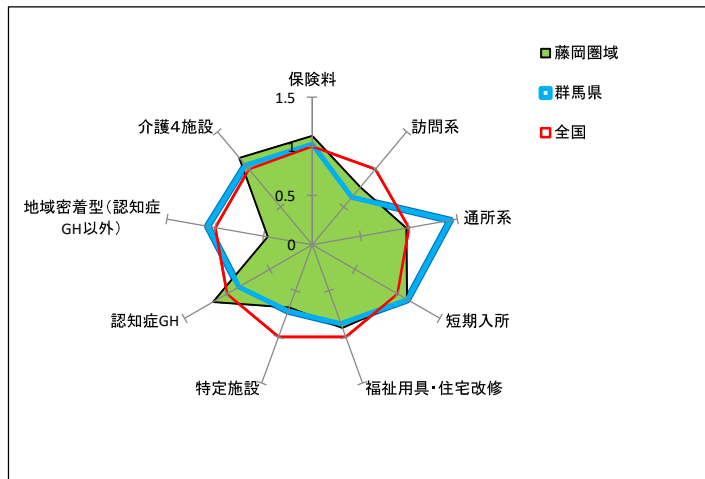
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	17.9%	18.3%	18.7%	22.5%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	45.4%	45.3%	45.3%	43.3%
要介護2～5の認定者数の割合	54.6%	54.7%	54.7%	56.7%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	106,369	110,479	112,516	131,695	回/年間
②訪問入浴介護	1,433	1,536	1,536	1,927	回/年間
③訪問看護	22,369	23,052	23,479	29,080	回/年間
④訪問リハビリテーション	5,452	5,706	5,706	6,728	回/年間
⑤居宅療養管理指導	253	261	266	313	人/月平均
⑥通所介護	148,386	152,754	155,622	183,250	回/年間
⑦通所リハビリテーション	22,060	22,532	23,018	27,427	回/年間
⑧短期入所生活介護	34,770	35,952	36,641	44,216	日/年間
⑨短期入所療養介護	626	626	696	728	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	104	105	121	123	人/月平均
⑪福祉用具貸与	155,899	161,576	164,493	196,250	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	5,189	5,189	3,879	6,471	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	5,026	5,026	5,292	6,814	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	43	46	46	55	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	144	144	147	166	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	16,601	17,153	17,416	20,963	回/年間
住宅改修	11,831	11,831	13,291	17,456	千円(給付費)
居宅介護支援	1,684	1,731	1,762	2,071	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	508	508	508	654	人/月平均
②介護老人保健施設	206	206	206	263	人/月平均
③介護医療院	46	46	46	63	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防訪問看護	4,048	4,048	4,228	4,673	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	1,176	1,176	1,262	1,448	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	12	12	13	15	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション	44	45	46	50	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	54	54	54	54	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	8	8	8	9	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	22,076	22,352	22,754	25,114	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	6,003	6,609	6,609	7,491	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護	7	7	7	8	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	人/月平均
住宅改修	8,370	8,370	8,370	8,370	千円(給付費)
介護予防支援	361	367	375	414	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設	686	0	0	0	686
①介護老人福祉施設	420	0	0	0	420
②地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0
③介護老人保健施設	230	0	0	0	230
④介護医療院	36	0	0	0	36
介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	135	0	0	0	135

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設					195	60	255
①養護老人ホームを除く	57	36	93	60%	95	60	155
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				100	0	100

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	42,581	42,772	44,389	45,941	回/年間
②訪問入浴介護	142	142	142	169	回/年間
③訪問看護	13,823	14,003	14,120	15,930	回/年間
④訪問リハビリテーション	2,909	3,016	3,016	3,092	回/年間
⑤居宅療養管理指導	277	282	285	303	人/月平均
⑥通所介護	134,426	135,014	134,891	143,699	回/年間
⑦通所リハビリテーション	23,268	23,645	23,732	25,396	回/年間
⑧短期入所生活介護	15,055	15,110	15,476	14,083	日/年間
⑨短期入所療養介護	3,612	3,668	3,668	3,979	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	135	135	135	152	人/月平均
⑪福祉用具貸与	109,610	111,405	112,053	119,336	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	5,091	5,091	3,507	5,091	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	0	0	0	0	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	101	109	113	120	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	174	175	177	192	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	56	55	53	50	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	29	29	29	33	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	15,169	15,715	15,966	16,344	回/年間
住宅改修	8,769	10,286	10,286	10,286	千円(給付費)
居宅介護支援	1,177	1,194	1,195	1,267	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	466	467	466	495	人/月平均
②介護老人保健施設	295	295	295	329	人/月平均
③介護医療院	159	159	159	169	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防訪問看護	5,918	5,832	5,918	5,978	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	2,728	2,728	2,728	2,828	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	22	22	22	22	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	200	198	200	205	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	445	445	445	445	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	134	134	134	134	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	30	30	30	32	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	32,705	32,423	32,687	32,711	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	2,447	2,447	2,447	2,447	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	3	3	3	4	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	人/月平均
住宅改修	13,623	13,623	13,623	13,623	千円(給付費)
介護予防支援	544	536	542	552	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設					
①介護老人福祉施設	1,271	5	0	0	1,276
②地域密着型介護老人福祉施設	574	5	0	0	579
③介護老人保健施設	90	0	0	0	90
④介護医療院	350	0	0	0	350
⑤介護医療院	257	0	0	0	257
介護専用型特定施設					
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	180	0	0	0	180

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設							
①養護老人ホームを除く	246	0	246	60%	451	0	451
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				40	0	40

【吾妻高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	16,813	20,647	20,891	124.3%
65～74歳 (前期高齢者)	9,243	9,408	9,750	105.5%
75歳以上 (後期高齢者)	7,570	11,239	11,141	147.2%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	20,898	20,805	17,899	18,190
65～74歳 (前期高齢者)	8,984	8,715	8,439	6,461
75歳～84歳 (後期高齢者)	7,267	7,398	4,730	6,014
85歳以上 (後期高齢者)	4,647	4,692	4,730	5,715
第2号被保険者	15,199	14,798	14,412	9,642
被保険者 合計	36,097	35,603	32,311	27,832

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	1,524	3,671	4,883	320.4%
要支援及び要介護 1の認定者数	690	1,677	1,657	240.1%
要介護2～5の 認定者数	834	1,994	3,226	386.8%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	3,585	3,599	3,624	3,871
要支援及び要介護 1の認定者数	1,624	1,628	1,641	1,718
要介護2～5の認 定者数	1,961	1,971	1,983	2,153

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	9.1%	17.8%	23.4%	257.9%
要支援及び要介護1 の認定者数の割合	45.3%	45.7%	33.9%	-11.3%
要介護2～5の認定者 数の割合	54.7%	54.3%	66.1%	+11.3%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

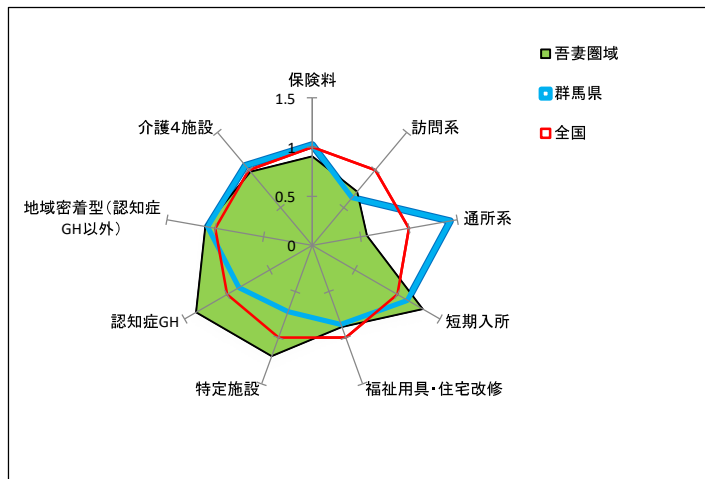
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	17.2%	17.3%	20.2%	21.3%
要支援及び要介護1の 認定者数の割合	45.3%	45.2%	45.3%	44.4%
要介護2～5の認定者 数の割合	54.7%	54.8%	54.7%	55.6%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	84,167	84,148	86,106	91,928	回/年間
②訪問入浴介護	2,442	2,276	2,372	2,263	回/年間
③訪問看護	31,942	31,285	31,561	34,708	回/年間
④訪問リハビリテーション	7,331	7,435	8,065	7,676	回/年間
⑤居宅療養管理指導	233	221	219	230	人/月平均
⑥通所介護	65,286	64,847	65,430	71,646	回/年間
⑦通所リハビリテーション	15,419	15,626	15,734	16,636	回/年間
⑧短期入所生活介護	36,938	35,678	36,101	38,350	日/年間
⑨短期入所療養介護	5,270	4,980	4,979	6,685	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	136	140	141	145	人/月平均
⑪福祉用具貸与	147,572	143,328	142,753	153,223	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	7,536	7,828	5,287	8,855	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	15	15	17	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	7,822	7,822	8,034	9,811	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	60	61	61	72	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	152	156	162	171	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	77	78	78	81	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	8	23	29	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	47,958	48,490	48,786	52,954	回/年間
住宅改修	12,759	12,759	12,759	13,231	千円(給付費)
居宅介護支援	1,409	1,354	1,356	1,486	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	408	412	415	408	人/月平均
②介護老人保健施設	150	165	168	163	人/月平均
③介護医療院	45	48	49	52	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	92	77	77	74	回/年間
②介護予防訪問看護	6,282	6,313	6,494	6,188	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	4,997	5,153	5,148	5,772	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	19	19	19	17	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	100	101	103	107	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	343	343	344	343	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	10	10	12	11	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	24,566	24,610	24,915	27,152	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	2,283	2,041	2,283	2,105	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	30	30	30	36	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	14	15	15	15	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	人/月平均
住宅改修	12,046	12,046	12,046	14,896	千円(給付費)
介護予防支援	371	377	381	396	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設					
①介護老人福祉施設	661	0	39	0	700
②地域密着型介護老人福祉施設	78	0	0	0	78
③介護老人保健施設	180	0	0	0	180
④介護医療院	47	0	39	0	86
介護専用型特定施設					
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	171	0	18	0	189

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設							
①養護老人ホームを除く	51	0	51	60%	85	0	85
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				60	0	60

【沼田高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	22,933	28,124	28,569	124.6%
65～74歳 (前期高齢者)	13,088	13,090	13,678	104.5%
75歳以上 (後期高齢者)	9,845	15,034	14,891	151.3%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	28,364	28,288	28,098	24,991
65～74歳 (前期高齢者)	12,649	12,314	11,926	9,294
75歳～84歳 (後期高齢者)	9,834	10,112	10,321	8,553
85歳以上 (後期高齢者)	5,881	5,862	5,851	7,144
第2号被保険者	23,794	23,289	22,854	16,879
被保険者 合計	52,158	51,577	50,952	41,870

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	2,350	5,755	8,102	344.8%
要支援及び要介護1の認定者数	903	2,704	2,697	298.7%
要介護2～5の認定者数	1,447	3,051	5,405	373.5%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	6,018	6,041	6,063	6,441
要支援及び要介護1の認定者数	2,756	2,768	2,781	2,921
要介護2～5の認定者数	3,262	3,273	3,282	3,520

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	10.2%	20.5%	28.4%	276.8%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	38.4%	47.0%	33.3%	-5.1%
要介護2～5の認定者数の割合	61.6%	53.0%	66.7%	+5.1%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

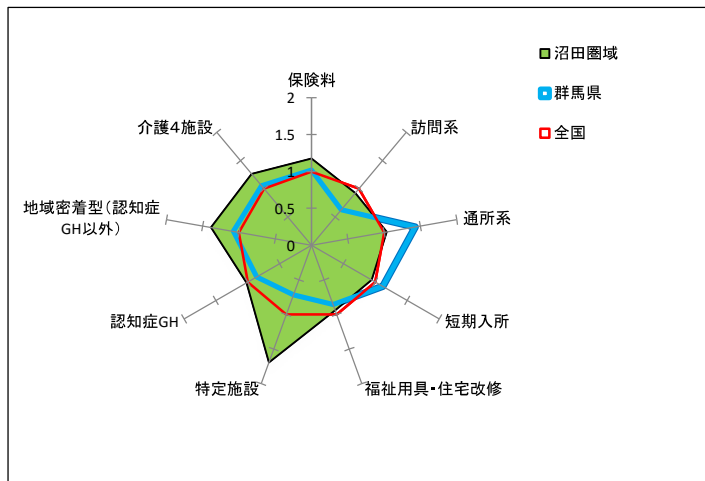
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	21.2%	21.4%	21.6%	25.8%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	45.8%	45.8%	45.9%	45.4%
要介護2～5の認定者数の割合	54.2%	54.2%	54.1%	54.6%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	139,710	139,727	140,820	148,648	回/年間
②訪問入浴介護	1,561	1,561	1,561	1,632	回/年間
③訪問看護	46,030	46,231	46,394	48,185	回/年間
④訪問リハビリテーション	7,172	7,172	7,172	7,172	回/年間
⑤居宅療養管理指導	336	338	341	361	人/月平均
⑥通所介護	155,063	155,747	156,382	164,356	回/年間
⑦通所リハビリテーション	57,157	57,620	57,658	61,350	回/年間
⑧短期入所生活介護	35,554	35,554	35,520	37,582	日/年間
⑨短期入所療養介護	4,550	4,550	4,550	4,823	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	225	229	231	241	人/月平均
⑪福祉用具貸与	204,084	205,262	205,862	217,273	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	8,476	9,104	6,137	9,104	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	53	54	54	54	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	1	1	1	1	人/月平均
③認知症対応型通所介護	19,962	19,962	20,023	21,128	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	128	129	131	140	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	155	174	183	194	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	116	117	117	126	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	29	30	32	32	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	25,288	25,333	25,433	27,512	回/年間
住宅改修	15,450	15,450	15,450	15,450	千円(給付費)
居宅介護支援	2,223	2,234	2,232	2,341	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	664	665	666	715	人/月平均
②介護老人保健施設	403	403	403	437	人/月平均
③介護医療院	2	2	2	2	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防訪問看護	9,210	9,210	9,096	9,190	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	1,424	1,424	1,424	1,424	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	24	24	24	24	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	429	429	430	444	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	126	126	126	126	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	110	110	110	110	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	25	25	25	24	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	40,686	40,808	41,040	41,795	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	2,991	2,991	2,991	2,991	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	485	485	485	485	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	9	9	9	10	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	人/月平均
住宅改修	7,173	7,173	7,173	7,931	千円(給付費)
介護予防支援	740	743	748	760	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設	1,084	3	0	0	1,087
①介護老人福祉施設	626	3	0	0	629
②地域密着型介護老人福祉施設	121	0	0	0	121
③介護老人保健施設	337	0	0	0	337
④介護医療院	0	0	0	0	0
介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	161	0	0	9	170

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)			施設定員に対する推定利用定員の割合	施設定員総数	
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数		R5年度末の施設定員総数	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設					416	416
①養護老人ホームを除く	231	0	231	60%	386	386
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				30	30

【伊勢崎高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	36,604	61,027	63,333	173.0%
65～74歳 (前期高齢者)	21,426	31,641	31,852	148.7%
75歳以上 (後期高齢者)	15,178	29,386	31,481	207.4%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	64,417	64,904	51,482	76,360
65～74歳 (前期高齢者)	29,488	28,804	28,698	35,487
75歳～84歳 (後期高齢者)	24,278	10,968	11,392	23,310
85歳以上 (後期高齢者)	10,651	25,132	11,392	17,563
第2号被保険者	85,692	85,750	85,317	74,354
被保険者 合計	150,109	150,654	136,799	150,714

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	3,757	11,308	15,307	407.4%
要支援及び要介護1の認定者数	1,243	4,961	5,105	410.7%
要介護2～5の認定者数	2,514	6,347	10,202	405.8%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	11,875	12,019	12,247	15,944
要支援及び要介護1の認定者数	5,128	5,173	5,308	6,675
要介護2～5の認定者数	6,747	6,846	6,939	9,269

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	10.3%	18.5%	24.2%	235.5%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	33.1%	43.9%	33.4%	+0.3%
要介護2～5の認定者数の割合	66.9%	56.1%	66.6%	-0.3%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

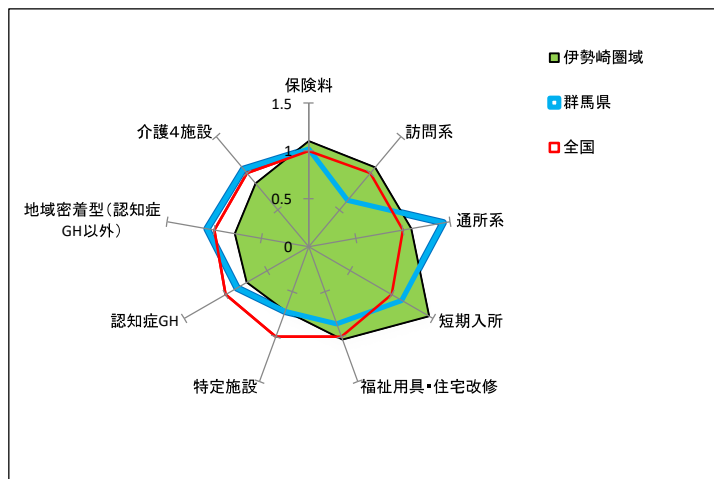
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	18.4%	18.5%	23.8%	20.9%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	43.2%	43.0%	43.3%	41.9%
要介護2～5の認定者数の割合	56.8%	57.0%	56.7%	58.1%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	369,222	366,834	366,818	486,986	回/年間
②訪問入浴介護	6,292	6,631	6,940	8,989	回/年間
③訪問看護	143,081	148,336	151,596	199,372	回/年間
④訪問リハビリテーション	18,306	18,354	18,631	23,717	回/年間
⑤居宅療養管理指導	1,980	2,016	2,047	2,727	人/月平均
⑥通所介護	506,160	513,378	521,107	691,286	回/年間
⑦通所リハビリテーション	42,114	42,440	42,641	62,927	回/年間
⑧短期入所生活介護	127,222	119,878	119,156	176,345	日/年間
⑨短期入所療養介護	11,918	12,258	12,694	16,412	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	276	324	344	362	人/月平均
⑪福祉用具貸与	591,397	602,474	617,131	825,016	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	12,894	13,244	17,524	18,265	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	7	7	3	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	4,825	4,825	4,873	6,157	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	135	147	156	204	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	230	239	252	314	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	68	68	82	96	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	87	87	87	56	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	71,622	71,263	72,104	93,379	回/年間
住宅改修	31,441	32,717	32,717	40,987	千円(給付費)
居宅介護支援	5,417	5,478	5,569	7,333	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	1,145	1,170	1,178	1,595	人/月平均
②介護老人保健施設	465	468	472	641	人/月平均
③介護医療院	6	6	6	8	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防訪問看護	13,105	13,188	13,693	17,016	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	4,124	4,115	4,105	5,276	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	66	66	67	84	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	114	114	116	149	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	922	922	1,018	1,258	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	28	32	34	35	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	44,452	45,656	46,932	59,462	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	4,326	4,326	4,675	5,582	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	19	19	20	30	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	人/月平均
住宅改修	19,394	19,394	22,476	25,087	千円(給付費)
介護予防支援	837	861	883	1,114	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設					
①介護老人福祉施設	1,791	20	78	29	1,918
②地域密着型介護老人福祉施設	1,173	20	20	0	1,213
③介護老人保健施設	69	0	58	29	156
④介護医療院	549	0	0	0	549
⑤介護医療院	0	0	0	0	0
介護専用型特定施設					
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	252	18	9	0	279

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設							
①養護老人ホームを除く	157	60	217	60%	263	100	363
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				50	0	50

【桐生高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	40,885	53,520	53,428	130.7%
65～74歳 (前期高齢者)	23,555	25,826	24,767	105.1%
75歳以上 (後期高齢者)	17,330	27,694	28,661	165.4%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	53,167	52,964	52,671	50,727
65～74歳 (前期高齢者)	21,472	20,454	20,094	21,256
75歳～84歳 (後期高齢者)	21,565	22,182	21,928	15,609
85歳以上 (後期高齢者)	10,130	10,328	10,649	13,862
第2号被保険者	50,495	49,860	49,062	33,854
被保険者 合計	103,662	102,824	101,733	84,581

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	4,342	10,771	14,522	334.5%
要支援及び要介護1の認定者数	1,675	4,972	5,079	303.2%
要介護2～5の認定者数	2,667	5,799	9,443	354.1%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	10,919	11,091	11,259	12,329
要支援及び要介護1の認定者数	5,154	5,245	5,329	5,527
要介護2～5の認定者数	5,765	5,846	5,930	6,802

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	10.6%	20.1%	27.2%	255.9%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	38.6%	46.2%	35.0%	-3.6%
要介護2～5の認定者数の割合	61.4%	53.8%	65.0%	+3.6%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

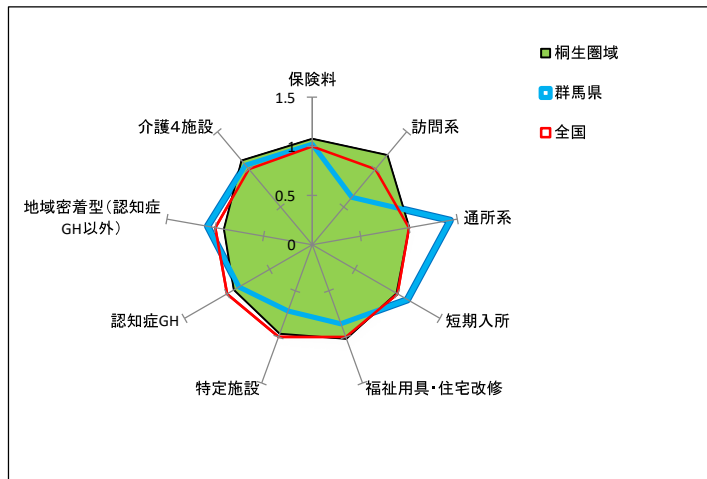
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	20.5%	20.9%	21.4%	24.3%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	47.2%	47.3%	47.3%	44.8%
要介護2～5の認定者数の割合	52.8%	52.7%	52.7%	55.2%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	341,960	350,237	353,826	369,022	回/年間
②訪問入浴介護	2,987	3,158	3,319	3,529	回/年間
③訪問看護	141,625	144,952	147,268	151,424	回/年間
④訪問リハビリテーション	10,072	10,072	10,186	10,801	回/年間
⑤居宅療養管理指導	1,181	1,215	1,241	1,314	人/月平均
⑥通所介護	383,255	391,440	397,186	418,627	回/年間
⑦通所リハビリテーション	55,654	56,846	57,815	58,808	回/年間
⑧短期入所生活介護	81,344	83,296	85,722	86,530	日/年間
⑨短期入所療養介護	2,442	2,442	2,442	2,557	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	257	261	310	328	人/月平均
⑪福祉用具貸与	453,246	463,600	467,315	492,882	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	17,448	18,154	17,589	20,474	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	27	28	28	28	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	1,094	1,094	1,094	1,087	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	143	145	149	152	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	251	256	256	281	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	105	105	105	130	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	53	79	80	80	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	86,941	89,533	91,176	93,187	回/年間
住宅改修	42,694	42,694	42,694	40,178	千円(給付費)
居宅介護支援	4,844	4,948	5,029	5,227	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	1,119	1,119	1,119	1,208	人/月平均
②介護老人保健施設	580	583	585	655	人/月平均
③介護医療院	40	40	40	46	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	12	12	12	12	回/年間
②介護予防訪問看護	32,791	32,791	32,998	33,656	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	2,749	2,749	2,749	2,527	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	53	53	53	53	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション	174	175	176	178	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	196	196	196	196	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	48	48	48	48	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	23	23	27	25	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	46,852	46,926	46,993	46,938	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	6,961	6,961	6,961	7,390	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	36	36	36	36	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護	23	23	23	21	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	2	2	人/月平均
住宅改修	23,967	23,967	23,967	18,424	千円(給付費)
介護予防支援	1,044	1,048	1,049	1,048	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設	1,877	0	0	0	1,877
①介護老人福祉施設	1,105	0	0	0	1,105
②地域密着型介護老人福祉施設	118	0	0	0	118
③介護老人保健施設	620	0	0	0	620
④介護医療院	34	0	0	0	34
介護専用型特定施設	20	0	0	0	20
⑤介護専用型特定施設	20	0	0	0	20
⑥地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
認知症対応型グループホーム	270	0	0	0	270

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設					284	50	334
①養護老人ホームを除く	71	30	101	60%	119	50	169
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				165	0	165

【太田館林高齢者保健福祉圏】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	58,977	106,878	109,971	186.5%
65～74歳 (前期高齢者)	33,360	57,525	55,485	166.3%
75歳以上 (後期高齢者)	25,617	49,353	54,486	212.7%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	111,009	111,219	111,001	116,982
65～74歳 (前期高齢者)	49,729	47,411	45,477	54,992
75歳～84歳 (後期高齢者)	44,450	46,511	47,360	34,634
85歳以上 (後期高齢者)	16,830	17,297	18,164	27,356
第2号被保険者	135,545	135,493	135,539	112,991
被保険者 合計	246,554	246,712	246,540	229,973

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	5,849	17,423	23,444	400.8%
要支援及び要介護1の認定者数	1,852	7,752	7,974	430.6%
要介護2～5の認定者数	3,997	9,671	15,470	387.0%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	18,492	18,789	19,122	22,993
要支援及び要介護1の認定者数	8,382	8,587	8,727	10,072
要介護2～5の認定者数	10,110	10,202	10,395	12,921

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	9.9%	16.3%	21.3%	215.0%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	31.7%	44.5%	34.0%	+2.3%
要介護2～5の認定者数の割合	68.3%	55.5%	66.0%	-2.3%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

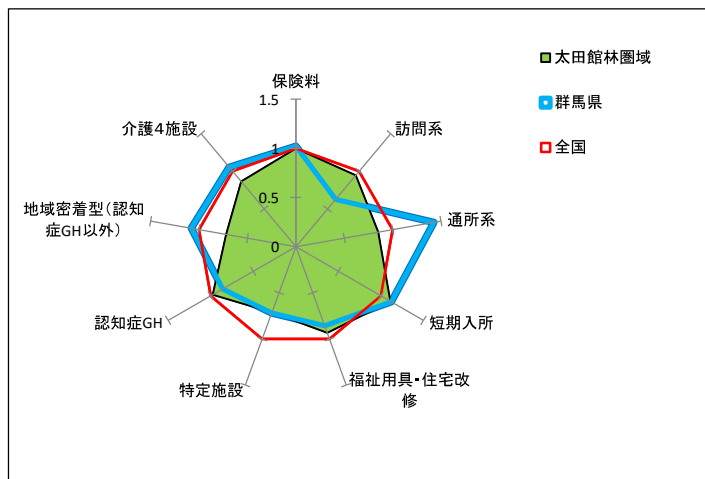
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	16.7%	16.9%	17.2%	19.7%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	45.3%	45.7%	45.6%	43.8%
要介護2～5の認定者数の割合	54.7%	54.3%	54.4%	56.2%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均、県平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	522,077	533,906	552,191	660,184	回/年間
②訪問入浴介護	6,308	6,595	6,792	8,176	回/年間
③訪問看護	184,457	191,510	197,728	236,088	回/年間
④訪問リハビリテーション	24,542	25,164	26,012	31,525	回/年間
⑤居宅療養管理指導	2,396	2,487	2,559	3,084	人/月平均
⑥通所介護	646,867	664,130	685,097	845,766	回/年間
⑦通所リハビリテーション	118,674	124,933	128,357	151,915	回/年間
⑧短期入所生活介護	188,076	195,559	199,306	250,760	日/年間
⑨短期入所療養介護	9,582	9,436	9,581	11,932	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	406	439	443	506	人/月平均
⑪福祉用具貸与	869,712	903,041	934,911	1,133,193	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	23,130	23,130	20,632	25,420	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	10	10	9	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	人/月平均
③認知症対応型通所介護	14,089	14,089	14,574	18,348	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	343	354	364	443	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	563	595	602	661	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	46	47	50	66	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	343	343	343	353	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	48	50	67	64	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	84,940	86,296	89,173	106,987	回/年間
住宅改修	71,404	71,404	72,305	69,976	千円(給付費)
居宅介護支援	7,965	8,190	8,457	10,225	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	1,864	1,868	1,873	2,285	人/月平均
②介護老人保健施設	915	922	934	1,219	人/月平均
③介護医療院	153	154	154	173	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	48	48	48	48	回/年間
②介護予防訪問看護	40,595	41,386	42,832	48,515	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	6,444	6,486	6,730	7,162	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	109	112	116	121	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	391	396	399	398	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護	803	1,121	1,193	1,075	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護	156	156	156	103	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	57	63	63	63	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与	116,603	119,411	121,729	137,925	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売	6,466	6,466	6,466	6,466	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	365	365	365	461	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	36	36	39	42	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2	4	4	1	人/月平均
住宅改修					
住宅改修	33,771	36,566	36,566	27,477	千円(給付費)
介護予防支援	1,948	2,017	2,058	2,286	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設	3,709	45	0	0	3,754
①介護老人福祉施設	2,037	15	0	0	2,052
②地域密着型介護老人福祉施設	339	25	0	0	364
③介護老人保健施設	1,100	5	0	0	1,105
④介護医療院	233	0	0	0	233
介護専用型特定施設	50	0	0	0	50
⑤介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
⑥地域密着型特定施設	50	0	0	0	50
認知症対応型グループホーム	575	0	27	0	602

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)			施設定員に対する推定利用定員の割合	施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数		R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設					850	82	932
①養護老人ホームを除く	450	49	499	60%	750	82	832
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				100	0	100

【県計】

1 被保険者数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
第1号被保険者	373,095	569,442	581,760	155.9%
65～74歳 (前期高齢者)	213,676	284,728	282,798	132.3%
75歳以上 (後期高齢者)	159,419	284,714	298,962	187.5%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者	585,245	585,949	586,022	607,181
65～74歳 (前期高齢者)	257,112	247,711	242,259	264,697
75歳～84歳 (後期高齢者)	222,919	230,748	232,833	186,314
85歳以上 (後期高齢者)	105,214	107,490	110,930	156,170
第2号被保険者	638,169	635,033	630,245	512,727
被保険者 合計	1,223,414	1,220,982	1,216,267	1,119,908

※資料:構成市町村による推計の集計

2 要介護認定者等の数

(1) 推移 (単位:人、年度末現在、第2号含む)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
要介護認定者等	38,651	100,228	137,497	355.7%
要支援及び要介護1の認定者数	14,125	44,703	46,246	327.4%
要介護2～5の認定者数	24,526	55,525	91,251	372.1%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

(2) 推計 (単位:人、年度平均、第2号含む)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
要介護認定者等	105,656	107,492	109,375	130,239
要支援及び要介護1の認定者数	47,500	48,172	49,085	56,134
要介護2～5の認定者数	58,156	59,320	60,290	74,105

※資料:構成市町村による推計の集計

(単位:%)

区分	H12年度	H30年度	R3年度	R3/H12 伸び率
認定率	10.4%	17.6%	23.6%	228.1%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	36.5%	44.6%	33.6%	-2.9%
要介護2～5の認定者数の割合	63.5%	55.4%	66.4%	+2.9%

※資料:介護保険事業状況報告(年報)

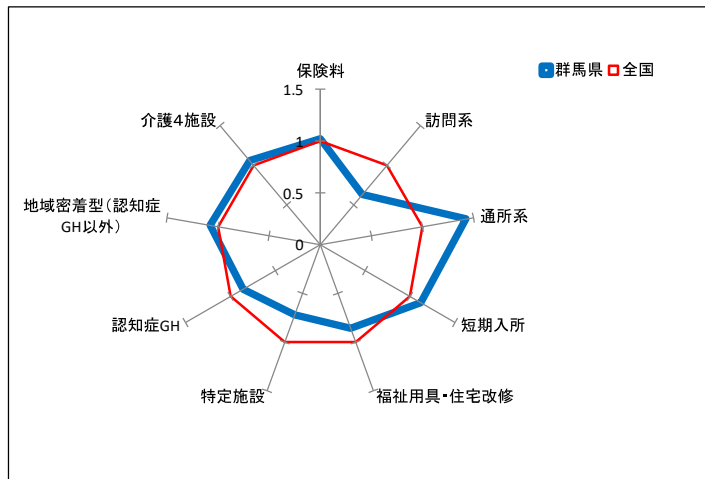
(単位:%)

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
認定率	18.1%	18.3%	18.7%	21.4%
要支援及び要介護1の認定者数の割合	45.0%	44.8%	44.9%	43.1%
要介護2～5の認定者数の割合	55.0%	55.2%	55.1%	56.9%

※資料:構成市町村による推計の集計

3 介護サービスの利用状況

～高齢者1人あたりのサービス給付費(費用額)の比較(全国平均との比較)～
【全国平均(R3)を100%としてみた場合】



出典:介護保険事業状況報告(R3年度 年報)

4 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
居宅サービス					
①訪問介護	3,020,155	3,090,740	3,158,011	3,803,992	回/年間
②訪問入浴介護	40,962	42,559	43,939	53,324	回/年間
③訪問看護	1,018,420	1,060,544	1,093,774	1,304,597	回/年間
④訪問リハビリテーション	176,704	181,880	186,673	226,618	回/年間
⑤居宅療養管理指導	13,352	13,755	14,176	17,487	人/月平均
⑥通所介護	3,890,800	3,951,282	4,008,311	4,855,361	回/年間
⑦通所リハビリテーション	632,666	647,000	657,518	772,099	回/年間
⑧短期入所生活介護	837,305	847,597	856,348	1,085,411	日/年間
⑨短期入所療養介護	66,341	66,584	67,714	84,164	日/年間
⑩特定施設入居者生活介護	3,085	3,218	3,381	3,959	人/月平均
⑪福祉用具貸与	4,768,277	4,916,519	5,031,834	6,100,816	千円(給付費)
⑫特定福祉用具販売	145,769	151,725	138,664	174,748	千円(給付費)
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	457	474	493	609	人/月平均
②夜間対応型訪問介護	3	3	3	3	人/月平均
③認知症対応型通所介護	98,825	98,825	100,670	120,823	回/年間
④小規模多機能型居宅介護	2,105	2,184	2,263	2,738	人/月平均
⑤認知症対応型共同生活介護	3,043	3,114	3,180	3,791	人/月平均
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	46	47	50	66	人/月平均
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,774	1,775	1,830	2,254	人/月平均
⑧看護小規模多機能型居宅介護	358	396	432	468	人/月平均
⑨地域密着型通所介護	679,019	691,873	708,530	836,681	回/年間
住宅改修	363,216	374,185	381,164	418,005	千円(給付費)
居宅介護支援	45,451	46,370	47,231	56,258	人/月平均
介護保険施設サービス					
①介護老人福祉施設	10,401	10,530	10,614	12,708	人/月平均
②介護老人保健施設	5,852	5,902	5,935	7,208	人/月平均
③介護医療院	598	602	664	755	人/月平均

(2) 介護予防サービス

区分	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度	単位
介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護					
①介護予防訪問入浴介護	320	305	305	386	回/年間
②介護予防訪問看護	166,468	167,748	172,147	189,390	回/年間
③介護予防訪問リハビリテーション	45,619	46,492	47,726	53,088	回/年間
④介護予防居宅療養管理指導	535	550	562	613	人/月平均
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑤介護予防通所リハビリテーション	2,677	2,712	2,752	3,039	人/月平均
⑥介護予防短期入所生活介護					
⑥介護予防短期入所生活介護	5,741	6,210	6,460	7,009	日/年間
⑦介護予防短期入所療養介護					
⑦介護予防短期入所療養介護	659	659	659	641	日/年間
⑧介護予防特定施設入居者生活介護					
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	276	291	303	322	人/月平均
⑨介護予防福祉用具貸与					
⑨介護予防福祉用具貸与	619,482	627,935	638,587	716,238	千円(給付費)
⑩特定介護予防福祉用具販売					
⑩特定介護予防福祉用具販売	55,579	57,262	58,077	63,318	千円(給付費)
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
①介護予防認知症対応型通所介護	1,232	1,236	1,240	1,352	回/年間
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護	178	181	186	210	人/月平均
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護	10	12	12	9	人/月平均
住宅改修					
住宅改修	228,934	236,949	243,757	253,040	千円(給付費)
介護予防支援					
介護予防支援	10,789	10,941	11,090	12,362	人/月平均

5 施設等の整備計画

(1) 介護保険施設及び介護専用型居住系サービス

	R5年度末までの整備見込み数	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度末の整備目標数
介護保険施設					
①介護老人福祉施設	11,141	86	60	40	11,327
②地域密着型介護老人福祉施設	1,855	54	116	58	2,083
③介護老人保健施設	6,616	5	△ 12	150	6,759
④介護医療院	706	0	101	50	857
介護専用型特定施設					
⑤介護専用型特定施設	142	0	0	0	142
⑥地域密着型特定施設	50	0	0	0	50
認知症対応型グループホーム	3,324	72	90	45	3,531

(2) 介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)

	必要利用定員総数(要介護認定者数)				施設定員総数		
	R5年度末までの推定利用定員総数	6~8年度	R8年度末の必要利用定員総数	施設定員に対する推定利用定員の割合	R5年度末の施設定員総数	6~8年度	R8年度末の施設定員総数
混合型特定施設							
①養護老人ホームを除く	2,609	499	3,108	60%	4,354	832	5,186
②養護老人ホーム分	既存施設のみとする。指上限は定めない。				875	0	875

1 被保険者数の推計

(1) 第1号被保険者(65歳以上)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	99,768	100,140	100,508	108,251
高崎安中圏域	125,096	125,321	125,577	134,768
渋川圏域	35,488	35,412	35,360	33,659
藤岡圏域	22,025	21,997	21,928	21,311
富岡圏域	25,013	24,899	24,756	21,942
吾妻圏域	20,898	20,805	20,675	18,190
沼田圏域	28,364	28,288	28,098	24,991
伊勢崎圏域	64,417	64,904	65,448	76,360
桐生圏域	53,167	52,964	52,671	50,727
太田館林圏域	111,009	111,219	111,001	116,982
県計	585,245	585,949	586,022	607,181

(2) 第2号被保険者(40歳～64歳)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	108,588	108,058	107,161	89,365
高崎安中圏域	141,189	140,919	139,907	115,722
渋川圏域	35,962	35,815	35,606	30,275
藤岡圏域	20,843	20,583	20,296	15,442
富岡圏域	20,862	20,468	20,091	14,203
吾妻圏域	15,199	14,798	14,412	9,642
沼田圏域	23,794	23,289	22,854	16,879
伊勢崎圏域	85,692	85,750	85,317	74,354
桐生圏域	50,495	49,860	49,062	33,854
太田館林圏域	135,545	135,493	135,539	112,991
県計	638,169	635,033	630,245	512,727

(3) 被保険者 合計

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	208,356	208,198	207,669	197,616
高崎安中圏域	266,285	266,240	265,484	250,490
渋川圏域	71,450	71,227	70,966	63,934
藤岡圏域	42,868	42,580	42,224	36,753
富岡圏域	45,875	45,367	44,847	36,145
吾妻圏域	36,097	35,603	35,087	27,832
沼田圏域	52,158	51,577	50,952	41,870
伊勢崎圏域	150,109	150,654	150,765	150,714
桐生圏域	103,662	102,824	101,733	84,581
太田館林圏域	246,554	246,712	246,540	229,973
県計	1,223,414	1,220,982	1,216,267	1,119,908

2 要介護認定者等の推計

(1) 要介護(支援)認定者数

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	18,554	18,901	19,328	24,277
高崎安中圏域	22,115	22,807	23,343	28,410
渋川圏域	6,223	6,276	6,332	7,010
藤岡圏域	3,951	4,029	4,104	4,805
富岡圏域	3,924	3,940	3,953	4,159
吾妻圏域	3,585	3,599	3,624	3,871
沼田圏域	6,018	6,041	6,063	6,441
伊勢崎圏域	11,875	12,019	12,247	15,944
桐生圏域	10,919	11,091	11,259	12,329
太田館林圏域	18,492	18,789	19,122	22,993
県計	105,656	107,492	109,375	130,239

① 要支援1・2及び要介護1の認定者数

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	8,757	8,938	9,203	11,137
高崎安中圏域	9,508	9,592	9,779	11,285
渋川圏域	2,635	2,652	2,681	2,892
藤岡圏域	1,795	1,824	1,858	2,080
富岡圏域	1,761	1,765	1,778	1,827
吾妻圏域	1,624	1,628	1,641	1,718
沼田圏域	2,756	2,768	2,781	2,921
伊勢崎圏域	5,128	5,173	5,308	6,675
桐生圏域	5,154	5,245	5,329	5,527
太田館林圏域	8,382	8,587	8,727	10,072
県計	47,500	48,172	49,085	56,134

② 要介護2～5の認定者数

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	9,797	9,963	10,125	13,140
高崎安中圏域	12,607	13,215	13,564	17,125
渋川圏域	3,588	3,624	3,651	4,118
藤岡圏域	2,156	2,205	2,246	2,725
富岡圏域	2,163	2,175	2,175	2,332
吾妻圏域	1,961	1,971	1,983	2,153
沼田圏域	3,262	3,273	3,282	3,520
伊勢崎圏域	6,747	6,846	6,939	9,269
桐生圏域	5,765	5,846	5,930	6,802
太田館林圏域	10,110	10,202	10,395	12,921
県計	58,156	59,320	60,290	74,105

(2) 認定率

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	8.9%	9.1%	9.3%	12.3%
高崎安中圏域	8.3%	8.6%	8.8%	11.3%
渋川圏域	8.7%	8.8%	8.9%	11.0%
藤岡圏域	9.2%	9.5%	9.7%	13.1%
富岡圏域	8.6%	8.7%	8.8%	11.5%
吾妻圏域	9.9%	10.1%	10.3%	13.9%
沼田圏域	11.5%	11.7%	11.9%	15.4%
伊勢崎圏域	7.9%	8.0%	8.1%	10.6%
桐生圏域	10.5%	10.8%	11.1%	14.6%
太田館林圏域	7.5%	7.6%	7.8%	10.0%
県計	8.6%	8.8%	9.0%	11.6%

3 介護サービスの量の見込み

(1) 介護サービス

① 居宅サービス

ア 訪問介護

(単位: 回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	694,463	713,527	734,677	956,926
高崎安中圏域	560,941	590,244	606,926	741,714
渋川圏域	158,665	158,867	159,742	170,948
藤岡圏域	106,369	110,479	112,516	131,695
富岡圏域	42,581	42,772	44,389	45,941
吾妻圏域	84,167	84,148	86,106	91,928
沼田圏域	139,710	139,727	140,820	148,648
伊勢崎圏域	369,222	366,834	366,818	486,986
桐生圏域	341,960	350,237	353,826	369,022
太田館林圏域	522,077	533,906	552,191	660,184
県計	3,020,155	3,090,740	3,158,011	3,803,992

イ 訪問入浴介護

(単位: 回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	9,490	9,749	10,054	13,110
高崎安中圏域	7,631	8,197	8,474	10,438
渋川圏域	2,677	2,713	2,749	3,091
藤岡圏域	1,433	1,536	1,536	1,927
富岡圏域	142	142	142	169
吾妻圏域	2,442	2,276	2,372	2,263
沼田圏域	1,561	1,561	1,561	1,632
伊勢崎圏域	6,292	6,631	6,940	8,989
桐生圏域	2,987	3,158	3,319	3,529
太田館林圏域	6,308	6,595	6,792	8,176
県計	40,962	42,559	43,939	53,324

ウ 訪問看護

(単位: 回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	227,002	240,991	257,141	313,980
高崎安中圏域	166,492	178,368	182,438	229,757
渋川圏域	41,600	41,816	42,048	46,074
藤岡圏域	22,369	23,052	23,479	29,080
富岡圏域	13,823	14,003	14,120	15,930
吾妻圏域	31,942	31,285	31,561	34,708
沼田圏域	46,030	46,231	46,394	48,185
伊勢崎圏域	143,081	148,336	151,596	199,372
桐生圏域	141,625	144,952	147,268	151,424
太田館林圏域	184,457	191,510	197,728	236,088
県計	1,018,420	1,060,544	1,093,774	1,304,597

エ 訪問リハビリテーション

(単位: 回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	30,949	31,231	31,652	40,080
高崎安中圏域	63,066	66,751	69,128	87,569
渋川圏域	6,905	6,979	7,104	8,256
藤岡圏域	5,452	5,706	5,706	6,728
富岡圏域	2,909	3,016	3,016	3,092
吾妻圏域	7,331	7,435	8,065	7,676
沼田圏域	7,172	7,172	7,172	7,172
伊勢崎圏域	18,306	18,354	18,631	23,717
桐生圏域	10,072	10,072	10,186	10,801
太田館林圏域	24,542	25,164	26,012	31,525
県計	176,704	181,880	186,673	226,618

オ 居宅療養管理指導

(単位: 人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	3,166	3,396	3,670	4,444
高崎安中圏域	2,878	2,884	2,891	3,998
渋川圏域	652	655	657	713
藤岡圏域	253	261	266	313
富岡圏域	277	282	285	303
吾妻圏域	233	221	219	230
沼田圏域	336	338	341	361
伊勢崎圏域	1,980	2,016	2,047	2,727
桐生圏域	1,181	1,215	1,241	1,314
太田館林圏域	2,396	2,487	2,559	3,084
県計	13,352	13,755	14,176	17,487

カ 通所介護

(単位: 回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	808,260	828,750	846,800	1,043,640
高崎安中圏域	785,838	787,086	787,686	1,018,177
渋川圏域	257,258	258,136	258,110	274,914
藤岡圏域	148,386	152,754	155,622	183,250
富岡圏域	134,426	135,014	134,891	143,699
吾妻圏域	65,286	64,847	65,430	71,646
沼田圏域	155,063	155,747	156,382	164,356
伊勢崎圏域	506,160	513,378	521,107	691,286
桐生圏域	383,255	391,440	397,186	418,627
太田館林圏域	646,867	664,130	685,097	845,766
県計	3,890,800	3,951,282	4,008,311	4,855,361

キ 通所リハビリテーション

(単位: 回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	95,376	95,579	95,717	118,951
高崎安中圏域	149,413	153,953	158,572	188,780
渋川圏域	53,532	53,825	54,275	59,909
藤岡圏域	22,060	22,532	23,018	27,427
富岡圏域	23,268	23,645	23,732	25,396
吾妻圏域	15,419	15,626	15,734	16,636
沼田圏域	57,157	57,620	57,658	61,350
伊勢崎圏域	42,114	42,440	42,641	62,927
桐生圏域	55,654	56,846	57,815	58,808
太田館林圏域	118,674	124,933	128,357	151,915
県計	632,666	647,000	657,518	772,099

ク 短期入所生活介護

(単位: 日/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	83,808	83,791	83,813	114,148
高崎安中圏域	185,128	192,989	194,646	268,732
渋川圏域	49,410	49,790	49,967	54,666
藤岡圏域	34,770	35,952	36,641	44,216
富岡圏域	15,055	15,110	15,476	14,083
吾妻圏域	36,938	35,678	36,101	38,350
沼田圏域	35,554	35,554	35,520	37,582
伊勢崎圏域	127,222	119,878	119,156	176,345
桐生圏域	81,344	83,296	85,722	86,530
太田館林圏域	188,076	195,559	199,306	250,760
県計	837,305	847,597	856,348	1,085,411

ケ 短期入所療養介護 (単位:日/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	10,331	10,486	10,620	14,270
高崎安中圏域	13,831	13,973	14,116	17,609
渋川圏域	4,177	4,165	4,368	5,168
藤岡圏域	626	626	696	728
富岡圏域	3,612	3,668	3,668	3,979
吾妻圏域	5,270	4,980	4,979	6,685
沼田圏域	4,550	4,550	4,550	4,823
伊勢崎圏域	11,918	12,258	12,694	16,412
桐生圏域	2,442	2,442	2,442	2,557
太田館林圏域	9,582	9,436	9,581	11,932
県計	66,341	66,584	67,714	84,164

コ 特定施設入居者生活介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	686	722	788	992
高崎安中圏域	724	726	729	961
渋川圏域	136	137	139	149
藤岡圏域	104	105	121	123
富岡圏域	135	135	135	152
吾妻圏域	136	140	141	145
沼田圏域	225	229	231	241
伊勢崎圏域	276	324	344	362
桐生圏域	257	261	310	328
太田館林圏域	406	439	443	506
県計	3,085	3,218	3,381	3,959

サ 福祉用具貸与 (単位:千円/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	965,003	994,628	1,026,877	1,308,275
高崎安中圏域	1,010,496	1,064,918	1,087,781	1,340,374
渋川圏域	261,258	266,287	272,658	314,994
藤岡圏域	155,899	161,576	164,493	196,250
富岡圏域	109,610	111,405	112,053	119,336
吾妻圏域	147,572	143,328	142,753	153,223
沼田圏域	204,084	205,262	205,862	217,273
伊勢崎圏域	591,397	602,474	617,131	825,016
桐生圏域	453,246	463,600	467,315	492,882
太田館林圏域	869,712	903,041	934,911	1,133,193
県計	4,768,277	4,916,519	5,031,834	6,100,816

シ 特定福祉用具販売 (単位:千円/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	31,446	33,603	26,862	39,957
高崎安中圏域	26,308	28,131	28,592	32,243
渋川圏域	8,251	8,251	8,655	8,868
藤岡圏域	5,189	5,189	3,879	6,471
富岡圏域	5,091	5,091	3,507	5,091
吾妻圏域	7,536	7,828	5,287	8,855
沼田圏域	8,476	9,104	6,137	9,104
伊勢崎圏域	12,894	13,244	17,524	18,265
桐生圏域	17,448	18,154	17,589	20,474
太田館林圏域	23,130	23,130	20,632	25,420
県計	145,769	151,725	138,664	174,748

② 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	66	78	94	122
高崎安中圏域	194	194	194	271
渋川圏域	86	88	91	105
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	14	15	15	17
沼田圏域	53	54	54	54
伊勢崎圏域	7	7	7	3
桐生圏域	27	28	28	28
太田館林圏域	10	10	10	9
県計	457	474	493	609

イ 夜間対応型訪問介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	2	2	2	2
高崎安中圏域	0	0	0	0
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	0	0	0	0
沼田圏域	1	1	1	1
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	0	0	0	0
太田館林圏域	0	0	0	0
県計	3	3	3	3

ウ 認知症対応型通所介護 (単位:回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	12,917	12,917	13,043	16,886
高崎安中圏域	26,584	26,584	27,230	33,962
渋川圏域	6,506	6,506	6,506	6,629
藤岡圏域	5,026	5,026	5,292	6,814
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	7,822	7,822	8,034	9,811
沼田圏域	19,962	19,962	20,023	21,128
伊勢崎圏域	4,825	4,825	4,873	6,157
桐生圏域	1,094	1,094	1,094	1,087
太田館林圏域	14,089	14,089	14,574	18,348
県計	98,825	98,825	100,670	120,823

エ 小規模多機能型居宅介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	367	378	402	501
高崎安中圏域	714	743	768	961
渋川圏域	71	72	73	90
藤岡圏域	43	46	46	55
富岡圏域	101	109	113	120
吾妻圏域	60	61	61	72
沼田圏域	128	129	131	140
伊勢崎圏域	135	147	156	204
桐生圏域	143	145	149	152
太田館林圏域	343	354	364	443
県計	2,105	2,184	2,263	2,738

才 認知症対応型共同生活介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	502	502	526	685
高崎安中圏域	740	741	743	981
渋川圏域	132	132	132	146
藤岡圏域	144	144	147	166
富岡圏域	174	175	177	192
吾妻圏域	152	156	162	171
沼田圏域	155	174	183	194
伊勢崎圏域	230	239	252	314
桐生圏域	251	256	256	281
太田館林圏域	563	595	602	661
県計	3,043	3,114	3,180	3,791

力 地域密着型特定施設入居者生活介護(単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	0	0	0	0
高崎安中圏域	0	0	0	0
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	0	0	0	0
沼田圏域	0	0	0	0
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	0	0	0	0
太田館林圏域	46	47	50	66
県計	46	47	50	66

キ 地域密着型介護老人福祉施設 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	153	153	166	257
高崎安中圏域	856	856	886	1,161
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	56	55	53	50
吾妻圏域	77	78	78	81
沼田圏域	116	117	117	126
伊勢崎圏域	68	68	82	96
桐生圏域	105	105	105	130
太田館林圏域	343	343	343	353
県計	1,774	1,775	1,830	2,254

ク 看護小規模多機能型居宅介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	17	18	19	50
高崎安中圏域	95	95	95	124
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	29	29	29	33
吾妻圏域	0	8	23	29
沼田圏域	29	30	32	32
伊勢崎圏域	87	87	87	56
桐生圏域	53	79	80	80
太田館林圏域	48	50	67	64
県計	358	396	432	468

ケ 地域密着型通所介護 (単位:回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	130,482	136,210	141,984	176,201
高崎安中圏域	161,491	162,790	166,156	202,261
渋川圏域	38,527	39,091	40,337	46,892
藤岡圏域	16,601	17,153	17,416	20,963
富岡圏域	15,169	15,715	15,966	16,344
吾妻圏域	47,958	48,490	48,786	52,954
沼田圏域	25,288	25,333	25,433	27,512
伊勢崎圏域	71,622	71,263	72,104	93,379
桐生圏域	86,941	89,533	91,176	93,187
太田館林圏域	84,940	86,296	89,173	106,987
県計	679,019	691,873	708,530	836,681

③ 住宅改修 (単位:千円/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	66,073	69,421	71,583	80,023
高崎安中圏域	83,692	88,520	90,976	111,315
渋川圏域	19,103	19,103	19,103	19,103
藤岡圏域	11,831	11,831	13,291	17,456
富岡圏域	8,769	10,286	10,286	10,286
吾妻圏域	12,759	12,759	12,759	13,231
沼田圏域	15,450	15,450	15,450	15,450
伊勢崎圏域	31,441	32,717	32,717	40,987
桐生圏域	42,694	42,694	42,694	40,178
太田館林圏域	71,404	71,404	72,305	69,976
県計	363,216	374,185	381,164	418,005

④ 居宅介護支援 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	8,245	8,373	8,536	10,588
高崎安中圏域	9,669	9,996	10,165	12,364
渋川圏域	2,818	2,872	2,930	3,356
藤岡圏域	1,684	1,731	1,762	2,071
富岡圏域	1,177	1,194	1,195	1,267
吾妻圏域	1,409	1,354	1,356	1,486
沼田圏域	2,223	2,234	2,232	2,341
伊勢崎圏域	5,417	5,478	5,569	7,333
桐生圏域	4,844	4,948	5,029	5,227
太田館林圏域	7,965	8,190	8,457	10,225
県計	45,451	46,370	47,231	56,258

⑤ 介護保険施設サービス

ア 介護老人福祉施設 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	1,666	1,717	1,743	2,037
高崎安中圏域	1,872	1,915	1,957	2,493
渋川圏域	689	689	689	818
藤岡圏域	508	508	508	654
富岡圏域	466	467	466	495
吾妻圏域	408	412	415	408
沼田圏域	664	665	666	715
伊勢崎圏域	1,145	1,170	1,178	1,595
桐生圏域	1,119	1,119	1,119	1,208
太田館林圏域	1,864	1,868	1,873	2,285
県計	10,401	10,530	10,614	12,708

イ 介護老人保健施設 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	980	980	968	1,086
高崎安中圏域	1,394	1,416	1,440	1,872
渋川圏域	464	464	464	543
藤岡圏域	206	206	206	263
富岡圏域	295	295	295	329
吾妻圏域	150	165	168	163
沼田圏域	403	403	403	437
伊勢崎圏域	465	468	472	641
桐生圏域	580	583	585	655
太田館林圏域	915	922	934	1,219
県計	5,852	5,902	5,935	7,208

ウ 介護医療院 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	64	64	74	129
高崎安中圏域	73	73	124	101
渋川圏域	10	10	10	12
藤岡圏域	46	46	46	63
富岡圏域	159	159	159	169
吾妻圏域	45	48	49	52
沼田圏域	2	2	2	2
伊勢崎圏域	6	6	6	8
桐生圏域	40	40	40	46
太田館林圏域	153	154	154	173
県計	598	602	664	755

エ 介護療養型医療施設 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	0	0	0	0
高崎安中圏域	8	8	0	0
渋川圏域	1	1	1	0
藤岡圏域	20	20	0	0
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	0	0	0	0
沼田圏域	1	1	1	0
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	1	1	1	0
太田館林圏域	66	66	52	0
県計	97	97	55	0

(2) 介護予防サービス

① 介護予防サービス

ア 介護予防訪問入浴介護 (単位:回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	168	168	168	252
高崎安中圏域	0	0	0	0
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	92	77	77	74
沼田圏域	0	0	0	0
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	12	12	12	12
太田館林圏域	48	48	48	48
県計	320	305	305	386

イ 介護予防訪問看護 (単位:回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	32,524	33,235	34,950	38,572
高崎安中圏域	13,999	13,636	13,787	16,922
渋川圏域	7,996	8,110	8,152	8,680
藤岡圏域	4,048	4,048	4,228	4,673
富岡圏域	5,918	5,832	5,918	5,978
吾妻圏域	6,282	6,313	6,494	6,188
沼田圏域	9,210	9,210	9,096	9,190
伊勢崎圏域	13,105	13,188	13,693	17,016
桐生圏域	32,791	32,791	32,998	33,656
太田館林圏域	40,595	41,386	42,832	48,515
県計	166,468	167,748	172,147	189,390

ウ 介護予防訪問リハビリテーション (単位:回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	32,524	33,235	34,950	38,572
高崎安中圏域	13,999	13,636	13,787	16,922
渋川圏域	7,996	8,110	8,152	8,680
藤岡圏域	4,048	4,048	4,228	4,673
富岡圏域	5,918	5,832	5,918	5,978
吾妻圏域	6,282	6,313	6,494	6,188
沼田圏域	9,210	9,210	9,096	9,190
伊勢崎圏域	13,105	13,188	13,693	17,016
桐生圏域	32,791	32,791	32,998	33,656
太田館林圏域	40,595	41,386	42,832	48,515
県計	166,468	167,748	172,147	189,390

エ 介護予防居宅療養管理指導 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	133	138	144	160
高崎安中圏域	77	84	84	96
渋川圏域	20	20	20	21
藤岡圏域	12	12	13	15
富岡圏域	22	22	22	22
吾妻圏域	19	19	19	17
沼田圏域	24	24	24	24
伊勢崎圏域	66	66	67	84
桐生圏域	53	53	53	53
太田館林圏域	109	112	116	121
県計	535	550	562	613

オ 介護予防通所リハビリテーション (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	391	399	408	480
高崎安中圏域	672	691	707	848
渋川圏域	162	164	167	180
藤岡圏域	44	45	46	50
富岡圏域	200	198	200	205
吾妻圏域	100	101	103	107
沼田圏域	429	429	430	444
伊勢崎圏域	114	114	116	149
桐生圏域	174	175	176	178
太田館林圏域	391	396	399	398
県計	2,677	2,712	2,752	3,039

カ 介護予防短期入所生活介護 (単位:日/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	1,452	1,524	1,604	1,738
高崎安中圏域	931	1,010	1,010	1,306
渋川圏域	469	469	469	469
藤岡圏域	54	54	54	54
富岡圏域	445	445	445	445
吾妻圏域	343	343	344	343
沼田圏域	126	126	126	126
伊勢崎圏域	922	922	1,018	1,258
桐生圏域	196	196	196	196
太田館林圏域	803	1,121	1,193	1,075
県計	5,741	6,210	6,460	7,009

キ 介護予防短期入所療養介護 (単位:日/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	78	78	78	78
高崎安中圏域	70	70	70	104
渋川圏域	62	62	62	62
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	134	134	134	134
吾妻圏域	0	0	0	0
沼田圏域	110	110	110	110
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	48	48	48	48
太田館林圏域	156	156	156	103
県計	659	659	659	641

ク 介護予防特定施設入居者生活介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	42	46	50	62
高崎安中圏域	50	51	51	58
渋川圏域	3	3	3	3
藤岡圏域	8	8	8	9
富岡圏域	30	30	30	32
吾妻圏域	10	10	12	11
沼田圏域	25	25	25	24
伊勢崎圏域	28	32	34	35
桐生圏域	23	23	27	25
太田館林圏域	57	63	63	63
県計	276	291	303	322

ケ 介護予防福祉用具貸与 (単位:千円/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	134,989	137,519	142,242	164,535
高崎安中圏域	116,599	117,606	117,987	134,131
渋川圏域	39,954	40,624	41,308	46,475
藤岡圏域	22,076	22,352	22,754	25,114
富岡圏域	32,705	32,423	32,687	32,711
吾妻圏域	24,566	24,610	24,915	27,152
沼田圏域	40,686	40,808	41,040	41,795
伊勢崎圏域	44,452	45,656	46,932	59,462
桐生圏域	46,852	46,926	46,993	46,938
太田館林圏域	116,603	119,411	121,729	137,925
県計	619,482	627,935	638,587	716,238

コ 特定介護予防福祉用具販売 (単位:千円/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	11,022	11,713	12,402	12,747
高崎安中圏域	9,415	9,779	9,050	10,573
渋川圏域	3,665	3,929	4,193	5,526
藤岡圏域	6,003	6,609	6,609	7,491
富岡圏域	2,447	2,447	2,447	2,447
吾妻圏域	2,283	2,041	2,283	2,105
沼田圏域	2,991	2,991	2,991	2,991
伊勢崎圏域	4,326	4,326	4,675	5,582
桐生圏域	6,961	6,961	6,961	7,390
太田館林圏域	6,466	6,466	6,466	6,466
県計	55,579	57,262	58,077	63,318

② 地域密着型介護予防サービス

ア 介護予防認知症対応型通所介護 (単位:回/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	317	320	324	335
高崎安中圏域	0	0	0	0
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	0	0	0	0
富岡圏域	0	0	0	0
吾妻圏域	30	30	30	36
沼田圏域	485	485	485	485
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	36	36	36	36
太田館林圏域	365	365	365	461
県計	1,232	1,236	1,240	1,352

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	25	27	27	29
高崎安中圏域	30	30	31	35
渋川圏域	12	12	12	16
藤岡圏域	7	7	7	8
富岡圏域	3	3	3	4
吾妻圏域	14	15	15	15
沼田圏域	9	9	9	10
伊勢崎圏域	19	19	20	30
桐生圏域	23	23	23	21
太田館林圏域	36	36	39	42
県計	178	181	186	210

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	1	1	1	1
高崎安中圏域	0	0	0	0
渋川圏域	0	0	0	0
藤岡圏域	1	1	1	1
富岡圏域	1	1	1	1
吾妻圏域	3	3	3	3
沼田圏域	0	0	0	0
伊勢崎圏域	0	0	0	0
桐生圏域	2	2	2	2
太田館林圏域	2	4	4	1
県計	10	12	12	9

③ 住宅改修 (単位:千円/年間)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	54,306	56,700	59,094	66,843
高崎安中圏域	45,418	48,050	49,187	57,522
渋川圏域	10,866	11,060	11,255	12,867
藤岡圏域	8,370	8,370	8,370	8,370
富岡圏域	13,623	13,623	13,623	13,623
吾妻圏域	12,046	12,046	12,046	14,896
沼田圏域	7,173	7,173	7,173	7,931
伊勢崎圏域	19,394	19,394	22,476	25,087
桐生圏域	23,967	23,967	23,967	18,424
太田館林圏域	33,771	36,566	36,566	27,477
県計	228,934	236,949	243,757	253,040

④ 介護予防支援 (単位:人/月平均)

圏域名	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
前橋圏域	2,308	2,346	2,404	2,816
高崎安中圏域	1,996	1,999	1,991	2,242
渋川圏域	640	647	659	734
藤岡圏域	361	367	375	414
富岡圏域	544	536	542	552
吾妻圏域	371	377	381	396
沼田圏域	740	743	748	760
伊勢崎圏域	837	861	883	1,114
桐生圏域	1,044	1,048	1,049	1,048
太田館林圏域	1,948	2,017	2,058	2,286
県計	10,789	10,941	11,090	12,362